

世以て夫の衛靈魯哀
齊宣梁惠の徒を責む
ること無くして、彼
れも亦將に以て其の
責を辭すること有ら
んとするを。然らば
則ち孔子孟軻の目は
將に地下に瞑せざら
んとす。夫れ聖人賢
人の心を用ゐるや、
固より此の如し。此

深。孟韓之温醇。遷固之雄剛。孫吳之
簡切。投之所向。無不如意。嘗試以爲
董生得聖人之經。其失也流而爲迂。
晁錯得聖人之權。其失也流而爲詐。
有_リ二子之材。而不流者。其惟賈生乎。
惜乎。今之世。愚未見其人也。作策二
道。曰審勢。審敵。作書十篇。曰權書。洵
有_リ山田一頃。非_レ凶歲。可以無飢。力耕
而節用。亦足以自老。不肖之身。不足

の如くにして生じ、
此の如くにして死し
此の如くにして貧賤
此の如くにして富貴
升つて天と爲り、沈
んで淵と爲り、流れ
て川と爲り、止つて
山と爲る。彼れ吾が
事に預らざるも、吾
が事畢るとす。切に
怪しむ夫の後の賢者

惜_ム而天之所與者。不_レ忍_レ棄_ル。且不敢_テ褻_レ
也。有_リ二收_拾。執事之名。滿_ル天下。天下之士。
用_ル與_ハ不_レ用在_リ執事。故敢_テ以_テ所謂_ル策二
道。權書十篇。爲_ス獻_ス平生之文。遠_ク不可_レ
多_ク致_ス。有_リ二洪_範論史論十篇。近_ク以_テ獻_ス內
翰。歐陽公。度_ニ執事與_レ之。朝夕相從_テ。議
天下之事。則斯文也。其亦庶乎得_ル陳
於前矣。若夫言之可用。與_レ其身之可
貴_カ與_レ否者。執事。事也。執事。責也。於_テ洵

自ら其の身を處する
こと能はざるを。飢
寒困窮に之れ勝へず
して人に號ぶ。嗚呼
吾れをして誠に飢寒
困窮に死せしめんか
則ち天下後世の責、
將に必ず在ること有
らんとす。彼れ其の
身の責、自ら任じて
以て憂と爲さず、而

何有哉。應有。關鎖。

此の文章は三節に分けて解くべし。さて書の文なるに、始より
議論になりありて、先輩は書の體を成さぬと曰へり。されども
論文として見れば名文なり。

第一節は、天が我々人類に、天性として良心を與へられる所以
の者は何ぞて偶然に與へらるゝ事ならんや。(天が人類一般に仁
徳を施す輔佐を爲さしめんとの意ありと云ふを含みたり)、人々
誰しも同一の天性を身に稟け居ても、人欲の私意にて暗ます故
に聖人にも賢人にも爲れぬ。生知安行の持つて生れた聖人も有
るが賢人は我れと我が心を矯め正して賢を得る。斯く聖賢とな
れば、天の化育の輔佐が出来るなり。其の聖徳を身に有したる
堯帝にても、天與の良心を其のまゝ用ゐて聖徳を得し程故、天
與は偶然ならざるなり。舜帝、孔子皆然り。依て、堯帝は其の

して我れ取て之れを
吾が身に加ふ。亦過
らずや。今洵の不肖
何ぞ敢て自ら聖賢に
列せん。然れども其
の心亦甚だ自ら輕ん
せざる所の者有り。
何となれば則ち天下
の學者、孰か一蹴し
て聖人の域に造るを
欲せざらん。然れど

所有の聖徳を、愛子の丹朱に與ふることを得ず。舜帝も所有の
聖徳を、愛子の商均に與ふることを得ず。而して舜帝の父たる
瞽瞍も、子の舜帝より聖徳を奪ひ取ることを得ぬことにて、聖
賢たる人が、心がけが善くて、聖人は大體天理を明かに覺り、
賢人以下は道義に志して道義を知覺する程づゝ身に實行して進
み、斯くして賢人の地位に到ることなるが、道義を好み躬行し
守ること其の當人の心に發し、其の言に出て、其の爲る事に
見はれ、確乎と心が善なる道徳心のみ爲り、其の心を不道徳
に易ゆべからざるなり。故に他の物とは異ひて、聖人も身に得
し道徳を、人に與ふることを得ず。父たる者も子が身に得し道徳を
子より奪ひ取るを得ぬ。これが證據なり。是れにて天が吾人に
聖たり賢たる道徳を爲す原質なる天命の性を與ふる所以は、心
算無しに偶然にヒヨイと與へぬことが見れるなり。されば
天性を我々人類に天が與ふる所以は、必ず我々人類の優れたる

○小心文

も其の成らざるに及んでや、一言の道に幾きを求むるも、得べからざるなり。千金の子は、以て人を貧うす可く、以て人を富ます可し。天の與ふる所に非ざれば人を貧うし人を富ますの權を以て一言の道に幾きを求むと雖

上田樞密書

聖賢者を、化育輔佐、即ち人類始め萬物を安んじしむるに用ゐるこゝが有るなり。任用する心算なり。然るに天より充にしられ居る我れが、其の天意を承知しながら天の手傳を行ふを得ず此の理由を他人にも告げずに居て、天が固より我れを任用せんと思召すにも拘はらず、我れは實に捨置く。是れ即ち天意を棄るこゝ故に名づけて棄天と曰ふ。人が天の手傳するは、官吏に爲りて人民を安心させるを主とする故に、官吏に爲りて天の輔を爲したく思ひ、何かな官吏に引上げ貰はんとて、自ら卑屈になり、言論を吐き、自分を官吏に賣附る爲めの論文を常路大官吏に差出して僥倖を求め、自身小さくなりて、憐みを乞ふが如くに官途に就けて貰はん、舉用しられんことを求める者あれど、元來天が我れに賢徳を得る原質の天性を與へたる所以は何如ぞ。而るに我れが此の如く、卑屈なる心を起すは、是れ即ち天意を汚す理故に、名づけて變天と曰ふ。天意を棄るは己れが非き故

も得可からざるなり天子の宰相は、以て人を生かす可く、以て人を殺す可し。天の與ふる所に非ざれば、人を生かし人を殺すの權を以て、一言の道に幾きを求むと雖も得可からざるなり。今洵力を聖人賢人の術に用ゐる

○小心文

上田樞密書

に我が罪なり。天意に變れて汚すのも亦我が罪なり。我が棄ても變しも爲ざるに舉用し得べき人が我れを舉用せねば、我れを舉用せぬ者の罪なり。皆天に對しての罪なり。が、舉用すべき者を舉用せぬは、名づけて逆天と曰ふ。天意に逆ふ故なり。(不肖者を舉用するは此反對にて同罪なり) 然らば、棄天と變天との罪は其の責は我れに在り。逆天の罪は其の責は舉用する人に在り。責が我れに在る方は我れが吾が力の能く爲す所を盡し、それにて夫の天が我れに天性を與へたる意に對する責を塞ぎ、夫の天下の後の世の人が我れを譏ることを免るゝを求めんとす。舉用者に在る責は、吾れ何ぞ知らんや。吾れは我が一身の責を免るゝを知るより外に人まで攻撃する暇あらず。人の爲めに憂ふる暇があるものか。舉用を望みたる聖賢者の例が有る。昔し孔子も孟子も明君に遇はずして、人民を安心させる仁義の説を用ゐられず、諸方を歩く道途にて老いたるが、併し道義を

○小心文

も、亦已に久し、其の言語、其の文章、其の果して以て今に用ゐらるゝこと有りて、後に傳ふ可きと否とを識らずと雖も、獨り怪しむ夫の之れを得ること之れ勞せず、其の思ひを心に致すに方つてや、或は之れを起すが若く

上田樞密書

明君に實行させたい志望は確くて、倦まず、不平心も持たず、作もせず、沮んで後へ退かすにありしは、彼れ孔孟は、固より天を輔くる道義の在る所は、我れに在るを知る故なり。孔子は衛の國の靈公、生國なる魯の哀公に、孟子は齊國の宣王、梁國の惠王に、善政に改革する仕方を説きたれども、是等の君主は、聞入れ用ゐぬ故に、與に善政を行ふに足らず。孔子も孟子も相手の君主は暗君なりと、我れも亦知り居たり。されども抑も將に盡し得る限り吾が力を盡さんさせしのみなり。依て思ふに、孔孟が吾が心の誠の有る限り盡し置かざれば、天下後世の者が、擧用者なる夫の靈公哀公宣王惠王の徒を、擧用せざりしと責むること無くて、彼の四君各自も亦、擧用したくも孔孟の聖賢が天意を棄てたり、我れは知らざりし故擧用せざりし。されば逆天の罪を犯さじとの辭あらんさする故なり。左様なる口實を吐かれては、孔孟は口惜しくて地下にて目が瞑ぐまじ。安

之れを心に得、而して之れを紙に書くや或は之れを相くるが若し。夫れ豈一言の道に幾き者無からんや。千金の子、天子の宰相は、求めて得ざる者、一旦己れに在り。故に其の心以て自負すること有り或くは天其れ亦以て

○小心文

上田樞密書

心すまじ。聖人賢人が心を用ゐるは、天意に従ふが一途にて、固より此の如き思想を持ちて生存し、死する迄、此の如き思想を持ちて死するに至り、此の如き了簡にて貧賤なればそれに安んじ、此の如き了簡にて富貴なれば其れの様に仁義を行ひ、それを形容すれば、我が道義あるを用ゐられて擧用されるれば高く昇りて天を爲りし如く、大官を務め道義を用ゐられず洗んで民間に在れば、淵の如く靜にして清廉にあり、道義流行すれば河水が物を利するが如く世の益を爲し、仕官を罷めて止まれば是れ亦山の如く靜に動かす、道義を傳へて道德を積み、彼れなる擧用者が吾が望む事に預かすとも、是れも天命と諦め、境遇に任せて道義を行ひて吾が事畢るとする。孔孟は斯る正しき行爲なりしに、我れ切に怪むは、夫の後世の自ら賢者と自負する者が、自ら其の身を處ふこと能はず。飢寒困窮に堪へずして、人に擧用せよ俸給に有付たしと號つく。嗚呼何たる醜態ぞや。賢

○小心文

我れに與ふること有らん。曩に執事を益州に見る。當時の文は淺狹笑ふ可し。飢寒困窮其の心を亂して、聲律記問、又従つて其の體を破壊す觀るに足らざるのみ數年來。退いて山野に居り、自ら永棄を分とし、世俗と日に

上田樞密書

三百九十二

者たる吾れをして、誠に飢寒困窮に死なしめんか。天下後世より譏らるゝ責は、必ず歸し在る者有らんとする。それは他ならず擧用者に在る。彼れ擧用者が其の身の責に、自ら任じて憂もせざるに、棄天も棄天もの罪も無き賢者が、逆天の罪ある擧用者の罪を、我れに取りて吾が身に加へ、就つくさは亦過ひならずやこの意なり。
第二節は己れの文章を自負して天與するの意を述ぶ。されば前に天與の事を論ぜしは、我が作文名人は天與なりと言はんが爲めなり。さて言ふに、洵名を云ひて、私し如き不省の者は何ぞ敢て聖賢仲間列し候はんや。されども心がけは自分より輕んじ居らす。何かなれば天下の學者は執しも一足飛に聖人の地位に造らん欲せぬ者あらんや。成れるものと思ひ居るなりされども成れず。成らざるに及んでは、一言の道義に近きこと即ち道理に叶ひたる格言を求むるも得べからず。格言は中々求

疎濶し、以て大に其の力を文章に肆にするを得たり。詩人の優柔、騷人の清深、孟韓の温醇、遷固の雄剛、孫吳の簡切、之れに投じて向ふ所意の如くならざること無し。嘗て試に以爲らく。董生は聖人の經を得、其の失や流れ

○小心文

上田樞密書

三百九十三

め難き例は、千金の子(富豪家の主人のこ)は、金力を用ゐて人を貧しく爲し得べく、富ましも爲し得べし。されども天より金貨を與へしに非ざれば、人を貧しくし人を富ます金力の權能を以て、一言の道理に叶ひたる格言を言出さん求むるも得べからず。又、天子の宰相は人を生かすことも爲し得べく、殺すことも爲し得べし。されども是れ亦其の生殺の權能は、天より能へしことならざれば、生殺自在の權能を以て、一言の道理に叶へる格言を言出さん求むるも得べからず。洵こそは聖賢の道義を行ふ術に、已に久しく力を用ゐ居りて、口に言ふこと筆にて書く文章は、今の世に果して有用にて、後世に傳はるか、否らざるかは存せねども、妙に容易く思ふ通りに書き得るなり。自分獨り怪に想ふは、文章の案文を考へ出して書綴るに勞せず、心に案文を考へ思ふべきには誰か助くる者がありて思ひ起さすやうにあり、それを心得て紙に書くに、是れも誰か來

○小心文

て迂と爲る。晁錯は聖人の權を得、其の失や流れて詐と爲る。二子の材有りて流れざる者は其れ惟賈生か。惜いかな今の世愚未だ其の人を見ざるなり。策二道を作る。審勢審敵と曰ふ。書十篇を作る。權書と曰ふ。洵山田一頃

上田 樞密書

三百九十四

て相くる様にあるなり。されば洵が申すことにて、何さて一言の道理に叶へる格言無からんや。之れ有るならん。前に申す如く、千金の子でも、天子の宰相でも、求めて得ぬものが、一旦に勞せずして己の身に在り。故に私しの心中に自負致す。是れぞ或くば天が其れ亦私しに與ふるこゝならん。蓋者執事(田氏を指して云ふ。大臣も百の執事、即ち百官中ゆゑ、斯く云ふならん。尊みて、執事まで申す、何卒御披露を云ふ意にては有るまじ)に益州地方にて謁見せし時、拙文を差上たるが、當時の文章は意義が淺くて意見が狭くて、笑ふ可き拙文なりしが、其の頃は賈生にて、飢寒困窮に心を亂し居り、其上、文章に平仄を蹈み音律調子を取るこゝ、經書の義理を記憶して問題に用ゐるこゝが行り、それに従つて文章の體を破壊して、觀るに足らざるのみなりしも、其の後數年來、山中、又は草野に退居し、自ら永業ものに爲り、世俗の人と日に交際疎闊に爲り、そ

有り。凶歲に非ざれば以て飢ること無かる可し。力耕して用を節すれば、亦以て自ら老するに足らん不肖の身は惜むに足らず。而れども天の與ふる所の者は棄るに忍びず。且つ敢て褻れざるなり。執事の名天下に滿つ。天

○小心文

上田 樞密書

三百九十五

れにて力を大きに作文に肆まゝに用ゐるこゝを得たり。其の勉強の材料さて、古昔前代の書を見たり。詩經を見ては詩作人の優秀にて柔かなるを取り、屈原作の離騷文の、意思の清潔にて深淵なるを取り、孟子韓退之の溫りとして醇なるを取り、司馬遷や班固の歴史文の、語氣が雄くて力の有る所を取り、孫子吳子の兵書文の詞少なくて適切なるをも取り、それを自分の心の向く所に投み、綴るに意の如くならぬこゝ無く、旨く書けたり。嘗て試みに以爲ふに、前漢時代の董仲舒は、聖人の經常を心得て、其れのみを主として作故に、其の失は流れて迂遠に爲り。晁錯は聖人の權變を心得て、其れのみを主として草故に、其の失は流れて詐りに爲りたるが、此の二子の材質ありて岐路へ流れざりしは其れ惟り賈誼なりしか(蘇氏は己れを賈誼に比す)惜い哉今の世に愚しは未だ賈誼の様なる人を見ず。洵は策論の文章二道を作れり。一篇を審勢、又一篇を審敵と曰ふ。別に

○ 小心文

上田樞密書

三百九十六

下の士、用ゐると用ゐざるとは執事に在り。故に敢て謂はゆる策二道、權書十篇を以て獻するを爲す平生の文は、遠くして多く致す可からず洪範論史論十篇有り近ろ以て内翰歐陽公に獻す。度るに執事之れと朝夕相從つて

書を十篇作れり。是れは權書と申す。洵は山田一頃(百畝)を所有致す。凶歳ならざれば飢へることは無かるべし。勉強して耕作すれば、財貨の用途を節し、節儉すれば老後は先々生活すに足るなり。されば身は世に棄てられて、山野に老死致しても、不肖の身は惜むに足らず。さりながら、天が洵に與へたる所の者を、世に用ゐるに棄るに忍びず、且又卑屈の心を持ち、身を小さくして、敢て天意を襲さぬこの意なり。第三節は己れを擧川せよとの謎を掛け、心中は迫りて、表面は傲然として淡泊に構へたるなり。依て田公を大きに持ち上げ、執事の御名は、天下に満ち有り、天下の士を、擧用さるゝと擧用せられぬとは、執事の御意中に在り、それ故に先づ洵の器量を御存じ下さる爲めに、敢て前に謂せし所の策二道、權書十篇を獻す。此の他に平生作りし文章もあれども、道遠くして多く送致致すべからず。又、別に洪範論と史論とにて十篇ありしが、そ

天下の事を議せば、則ち斯の文や、其れ亦前に陳するを得るに庶からん。夫の言の用ゐる可きと其の身の貴かる可きと否との若きは、執事の事なり。執事の責なり。洵に於て何か有らんや。

誦法

○ 小心文

上田樞密書

三百九十七

れは近ろ、内翰たる大官の歐陽公に獻じたり。思ひ度るに執事は歐陽公と朝夕御出會になり、天下を議さるゝことなれば、其の十篇の文章は、御前に陳さるゝで御坐らん。それも御覽下されたし。其の文章の意見を用ゐるゝ、洵の身を高官に擧用して身分を貴くするゝ、或は左様に爲ぬとの若きは、執事の御事に、思召にあるゝことなり。執事の擧用致さるゝべき責なり。(逆天者に爲るなよ。擧用すべき責任あるぞよこの意を含めり。)洵に於ては何か有らんや。(強て擧用せよと命する權利も無し、棄天棄天の天より咎めらるゝ罪も我れに無しこの意思あるなり。)
【文法】林次屋は評して、文字法度有り、氣勢有り、光儀有り、後生熟讀せば少補たらずと曰へり。尙ほ割註を見るべし。
【餘意】此の文面にては堯舜の聖徳を専ら天與とせしが如し、然れども賢人の徳は専ら天與ならず。多部分天與とせん乎。不肖者にても性は天與なれども、人欲の私を多分雜ふるを以て可惜天與を蔽ふなり。扱又名文者なれども、自負強きを厭ふ。

○小心文
上范司諫書
三百九十八

上范司諫書

歐陽廬陵

此の文章は歐陽脩が、諫官たる司諫范仲淹に、君主に諫争を責望したる書なり。

○小心文
上范司諫書
三百九十八
歐陽廬陵
月日。具官。謹齋沐拜書。司諫學士執事。前月中進奏吏の報を得たり。云く。陳州より召されて闕に至り、司諫に拜せらるると、即ち一書を爲り以て賀せんと欲す。多事匆卒に

月日。具官謹齋沐拜書。司諫學士執事前月中得進奏吏報云。自陳州召至闕拜司諫。即欲爲一書以賀。多事匆卒未能也。起不立。莫大議論。司諫七品官爾。於執事得之。不爲喜。而獨區區欲一賀者。誠以諫官者。天下之得失。一時之公議係焉。主腦。今世之官。自九

して未だ能はざるなり。司諫は七品の官のみ。執事に於て之れを得しは喜びと爲さず。而るに區區として一たび賀せんと欲する者は、誠に諫官は天下の得失、一時の公議係るを以てなり。今世の官、九卿百執事より、外一

○小心文

上范司諫書

三百九十九

卿百執事。外至一郡縣吏。非無貴官大職。可以行其道也。然縣越其封。郡逾其境。雖賢守長。不得行。以其有守也。吏部之官。不得理兵部。鴻臚之卿。不得理光祿。以其有司也。若天下之得失。生民之利害。社稷之大計。惟所見聞。而不繫職司者。獨宰相可行之。諫官可言之。爾故士學古懷道者。仕於時。不得爲宰相。必爲諫官。諫官雖

○小心文

上范司諫書

郡縣吏に至るまで、
 貴官大職以て其の道
 を行ふ可きこと無き
 に非ざるなり。然れ
 ども縣其の封を越え
 郡其の境を逾ゆれば
 賢守長と雖も行ふこ
 とを得ず。其の守有
 るを以てなり。吏部
 の官は、兵部を理す
 るを得ず。鴻臚の卿

卑。與宰相等。天子曰、不可。宰相曰、可。
一篇精彩、警策在此段。 天子曰、然。宰相曰、不然。坐
 乎廟堂之上。與天子相可否者。宰相
 也。天子曰、是。諫官曰、非。天子曰、必行。
 諫官曰、必不可行。立于殿陛之前。與
 天子爭是非者。諫官也。宰相尊行其
 道。諫官卑行其言。言行道亦行也。頂上
歸主、筆力萬鈞。 九卿百司郡縣之吏。守一職者
 任一職之責。宰相諫官。係天下之事。

は、光祿を理するを
 得ず。其の司有るを
 以てなり。天下の得
 失、生民の利害、社
 稷の大計の若きは、
 唯見聞する所にして
 職司に繋らざる者は
 獨り宰相之れを行ふ
 可く、諫官之れを言
 ふ可きのみ。故に士
 の古を學び道を懐く

○小心文

上范司諫書

亦任天下之責。然宰相九卿而下。撤開之法
 失職者。受責於有司。諫官之失職也。
 取譏於君子。有司之法。行乎一時。君
 子之譏。著之簡冊。而昭明。特長垂之百
 世而不泯。甚可懼也。夫七品之官。著此
取照應、文法甚緊。 任天下之責。懼百世之譏。豈
 不重耶。應一篇首、筆力萬鈞。 非材且賢者。不能也。
 近執事始被召於陳州。洛之士大夫
 相與語曰。我識范君。知其材也。其來

者は、時に仕へて宰相たるを得ざれば、必ず諫官たらん。諫官は卑しと雖も、宰相と等し。天子曰く不可、宰相曰く可、天子曰く然らずと。廟堂の上（上）に坐し、天子と相可否する者は宰相なり。天子曰く是、

不爲御史。必爲諫官。及命下果然。則又相與語曰。我識范君。知其賢也。他日聞有立天子陛下。直辭正色。面爭廷論者。非他人。必范君也。拜命以來。翹首企足。竚乎有聞。而卒未也。竊惑之。豈洛之士大夫。能料於前而不能料於後也。將執事有待而爲也。（有待字、段筋也、字下）昔韓退之作諍臣論。以譏陽城不能極諫。卒以諫顯。人皆謂陽城之

諫官曰く非、天子曰く必ず行はん。諫官曰く必ず行ふ可からずと。殿陛の前に立つて、天子と是非を争ふ者は諫官なり。宰相は尊くして其の道を行ひ、諫官は卑しくして其の言を行ふ。言行はるれば道も亦行はる、なり。

不諫。盖有待而然。退之不識其意。而妄譏。脩獨以謂不然。當退之作論時。城爲諫議大夫。已五年。後又二年。始廷論陸贄。及沮斐延齡。作相。欲裂其麻。纒兩事耳。當德宗時。可謂多事矣。（矣字安頓、起下之意）授受失宜。叛將強臣。羅列天下。又多猜忌。進任小人。於此之時。豈無一事可言。而須七年耶。當時之事。豈無急於沮延齡論陸贄兩事耶。謂

○小心文

九卿百司郡縣の吏の一職を守る者は一職の責に任ず。宰相諫官は天下の事に係り亦天下の責に任ず。然れども宰相九卿より下、職を失ふ者は責を有司に受く。諫官の職を失ふや。譏を君子に取る。有司の法は一時に行はれ

上范司諫書

宜朝拜官而夕奏疏也。幸而城爲諫官七年。適遇延齡陸贄事。一諫而罷。以塞其責。向使止五年六年而遂遷。司業。是終無一言而去也。何所取哉。今之居官者。率三歲而一遷。或一二歲甚者半歲而遷也。此又非可以待乎七年也。此一句許多有筆力今天子躬親庶政。化理清明。雖爲無事。然自千里詔執事。而拜是官者。豈不欲聞正議而樂

君子の譏は、之れを簡冊に著はして昭明なり。之れを百世に垂れて混びず。甚だ懼る可きなり。夫れ七品の官は、天下の責に任じ、百世の譏を懼る。豈重からずや。材且つ賢なる者に非ざれば能はざるなり。近ろ執事始め

○小心文

上范司諫書

讜言乎。今未聞有所言說。使天下知朝廷有正士。而彰吾君有納諫之明也。夫布衣韋帶之士。一篇之收結。一節倚絕勁拔。窮居草茅。坐誦書史。常恨不見用。及用也。又曰。彼非我職。不敢言。或曰。我位猶卑。不得言。得言矣。勁拔又曰。我有待。是終無一人言也。可不惜哉。此一段合人情伏惟執事思天子所以見用之意。懼君子百世之譏。一陳昌言。以塞重望。且解

で陳州より召さる。洛の士大夫相與に語つて曰く。我れ范君を識れり。其の材を知るなり。其の來るは御史と爲らざれば必ず諫官と爲らんと命下るに及べば果して然り。則ち又相與に語つて曰く。我れ范君を識れり。其の

洛士大夫之惑則幸甚幸甚。

此の文章は五節に分けて解くべし。第一節の前には口上あり。これは別として述ぶべし。本書には、何月何日何官と其の官名を具備して書きしに相違なれど、これは草稿故に、月日具官さあるなり。謹んで齋沐するさは、齋は心に他の事を思はずに專一に清くする物忌を爲ることにて、沐は髪を清潔に洗ふことなり。拜書すは、拜して書くことにて、さて其の次は宛名なるが、司諫と現任官職を書き、前官が秘閣校理と云ふ學官にて、學位を有する人故、學士とも書添へ、執事は百執事の中の朝臣故、朝廷の重臣の意なり。前月中より以下は本文用向なり。扱第一節は、前月中に進奏院(今我が國の記録局の如きならん)の吏(官報掛りの如き官吏か)の通報を得たるが、それには迄御勤務の陳州御在勤、河中府通判より、召されて禁闕(朝廷)に至

賢を知る。他日天子の陛下に立ちて、辭を直くし色を正くし面争廷論する者有るを聞かば、他人に非ず、必ず范君ならんと。命を拜して以來首を翹げ足を企て、聞くこと有るを好つ而るに卒に未だし。竊に之れに惑へり。

られ、司諫に拜命成されたりしと承る。依て早速一書を認めて賀し奉らんと欲ひしなれども多事勿々に取紛れて、未だ書を差出すこと能はざりしなり。さて、司諫は七品官ぐらひの事故、執事に於かせられては、それを御役付にても喜びとは致さるまじ。而るに拙者獨り、區々たる小なき誠心にて、早く賀辭を述べんと存するは、誠に諫官は天下の得失として、一時の公議輿論が御責任に係る御大任と存する故なり。今の世の官吏にて、朝廷の九卿百執事より、外にては一郡一縣の官吏に至るまで、其の内なる貴官大職の者は、君に忠を盡し、國を能く治め、人民に安心させる仁義の道を行ふべきこと無きに非ず。されども、縣令たる者は、其の封内を越えて、管轄外に出せず。郡の太守(支那にては縣は郡に屬す。郡守は縣令の總轄吏なり)は、郡境外に手は出せず。されば賢人たる郡守、縣令(我が邦にて比すれば、知事と郡長との如し)にても、管外の事は行

○小心文

豊洛の士大夫、能く前に料つて、後に料ること能はざるか。將た執事は待つこと有つて爲すか。昔し韓退之諍臣論を作り以て陽城の極諫すること能はざるを譏る卒に諫を以て顯はる人皆城の諫めざるは蓋し待つこと有りて

上范司諫書

ふことを得ず。云ふは皆其權限内丈けの守り有るを以てなり。又朝廷（中央政府）の吏部（内閣の如き部）の官吏は、兵部（陸海軍省の如き部）の事務を理治することを得ず。鴻臚の卿（外務大臣の如き官）は光祿（式部職の如し）の事務を理治することを得ぬ。其の受持ちて司ることに定り有るを以てなり。天下の政治の得失、生民の利害、社稷の盛衰存亡の大事に係る大計の如きを、惟見聞して善く處し、一職一司の務に繋らぬことを獨り宰相（内閣總理大臣の如き官）が行ふべきことにて、諫官（之れは立法官にて、前の元老院議官の如くなるが、今は貴衆兩院の如き責任か）は唯言ふべきのみなり。故に士人として古の聖賢の道を學び、己れに備へたる道義を政務に實行せん心に懷く者は、時に仕官するに、宰相と爲ることを得れば必ず諫官に爲らんことを望む。諫官は七品官にて比較的官は卑けれども、國家一般の大事に關る大任たることは宰相と等しきことなり。天子

然り。退之は其の意を識らずして妄りに譏ると謂ふ。脩獨り以謂らく然らず。退之論を作る時に當つて、城諫議大夫たること已に五年なり。後又二年にして、始めて陸贄を廷論し、及び裴延齡の相と作し、其の麻を

○小心文

上范司諫書

が宰相と國事を論じて、天子が不可と曰ふを宰相が可と曰ひ、天子が然りと曰ふを宰相が然らずと曰ひ、廟堂即ち政事堂の上にして、天子と國事を相可否する者は宰相なり。又、天子が是と曰ふを諫官は非と曰ひ、天子が必ず行はんと曰ふを、諫官は必ず行ふべからずと曰ひ、殿陛の前に立ちて、天子と國事の是非を争ふ者は諫官なり。宰相は官等が尊くして、行政官長故に可とすれば其の道を行ひ、諫官は官等が卑くして、國家政治の得失を言ふのみなれど、言ひたることを宰相が實行すれば、己れが行はんと欲ふ道義はこれ亦行はるゝなり。されば前に申せし九卿有司、地方官にては郡や縣の官吏にて、一職を守る者は一職のみの責に任じ、宰相と諫官とは天下の事に係り、亦天下の責に任ず。されども後に宰相と諫官と大きに異なることが御坐る。宰相九卿より下に至る迄の行政官吏一般の官職を失ひたる者は、失職の責を行政有司より受け、免職申し付かること

○小心文

んと欲す。纒に
内事のみ。徳宗の時
に當つては多事と謂
ふ可し。授受宜しき
を失ひ、叛將強臣、
天下に羅列し、又猜
忌多く、小人を進任
す。此の時に於ては
豈一事の言ふ可きこ
と無くして七年を須
たん耶。當時の事、

上范司諫書

四百十

なれど、諫官が任に堪へずして官職を失したるときは、君子たる世の賢者側より譏りを取る。有司が職權を以て天子の命令を受けて免職申し付けたるは、其の一時に行はれたることに淡さりして居れども、君子側より譏りたることは、文に依り簡冊として著はして昭明にし、それを後の世百世にも垂して失態の辱は混ならぬ。依て甚だ懼るべきことなり。然らば夫れ七品官にて天下の責に任じ、後の世の百世迄もの譏りを懼る。何ぞ重き任では御坐らぬか。材能ありて且賢徳ある者に非ざれば勤め能はざるこそその意なり。
第二節は范氏が諫言せざるを咎むるなり。さて言ふに、近ごろ執事が始めて陳州より召されたるとき、洛陽(鞏下)の士大夫が語り合ふて、我れは范君を識れり、彼の人は材能あることも知れり。陳州より洛陽へ來らば、官の邪曲を糾察したり、官の綱紀を肅正する御史大夫などに爲らざれば、必ず諫官に爲るならん

豈延齡を沮み陸贄を論ずる兩事より急なること無からんや。謂へらく宜しく朝に官を拜して夕に疏を奏すべきなりと。幸ひにして城諫官たること七年に、適ま延齡陸贄の事に遇ひ、一諫して罷め、以て其の責を塞ぐ。向に

○小心文

上范司諫書

四百十一

んこと曰ひ居たり。命令が下りて拜命せらるゝに及んで、果して左様でありたり。そこで又語り合ひて、我れは范君を識れり。彼の人は賢徳あることも知れり。他日天子の陛下に立ちて、辭を正直にし、顔色を正しくして、天子と面き合ひて可き不可きを争ひ、朝廷に於て宰相等と論判する者が有るを聞かば、必ず范君ならんとして、御拜命以來、首を翹げ、足を企て、聞くも有らんき跨つに、卒ぞ未だ聞き申さぬ。依て如何のことがか竊に思ひ惑ひ居るなり。何さて洛陽の士大夫は、諫官に爲らるゝことを能く前に料り中て、一向言論せられざることを、後に料り中つること能はざりしか。それとも將た執事は、言論する時を待つこと有つて、黙つて居て、時が至れば言ふつもりか。その意なり。
第三節は何ぞぞ職掌だけの事は言ふて呉れよ。言はざれば諫官の價値は無きぞと責むるなり。そこで昔しの例を引きて、昔し

○小心文

止五年六年にして遂に司業に遷らしめば是れ終に一言無くして去るなり。何の取る所あらんや。今の官に居る者は、率は一三歳にして一たび遷り、或は一二歳、甚しき者は半歳にして遷る。此れ又以て七年を待つ可きに非ざるなり。

上范司諫書

唐時代の韓退之は、諍臣論として諫官のこゝを論文に作りて、以て時の諫議大夫たる陽城が、天子へ諫言を極むること能はざりしを譏り、陽城は譏られたるに依りて氣が附きしか、卒に天子を諫めたるを以て世に顯はれたり。然るに人は皆、其の委しきことを知らずにか、陽城が諫めざりしは、蓋ふに諫むべき時を待ち居ること有りて斯様に黙して居たるなり。韓退之は其の陽城の意の中を識らずに、妄りに譏りたりと謂ふが、俗は獨り以謂ふに、然うでは無い、韓退之が論文を作りたるに、陽城は諫議大夫に爲つてより已に五年目にて、それより又二年経ちて、七年目に朝廷にて、陸贄と云ふ賢臣が、裴延齡と云ふ者の諫言にて官を貶され、宰相を罷めらるゝ際に、裴延齡の惡なること陸贄の善なることを申立て、極論し、それ及び徳宗皇帝が、惡漢の裴延齡を宰相にせんせしを沮みて宰相にさせず天子が若し聞入れずに拜命すれば、白麻紙に書きたる翰旨の

るなり。今天子躬庶政を親らし、化理清明にして、無事たりと雖も、然も千里より執事に詔して、是の官に拜する者、豈正議を聞て諫言を樂むことを欲せざらんや。今未だ言説する所有り、天下をして朝廷に正士有るを知

○小心文

上范司諫書

辭令書を引裂かんと欲ひし、纔に二事件のみなり。此の徳宗帝の世には事が多かりたりと謂ひて可し。其の事の大なるを言へば、官爵を授受すること宜しきを失ひて不公平不權衡にあり、藩鎮さて地方に我が邦今の師團の如き軍團ありて、其の長官を節度使と云ひたるが、兵が手儘になるに任せて謀反し、其叛將と朝臣にても手強き臣下がありて、天下に羅列び、又、天子が人を猜み忌みて、小人を擧げ進めて任用し、君徳に闕失がありし故、此の時に於ては、諫言することは最も多し。されば何ぞ一事も言ふべきことが無くして七年を須たんや。當時の事には何ぞ裴延齡が宰相に任するを沮むと、陸贄の冤を論ずることの兩事件よりも急なること無きものか。それを言はぬとは、甚だ失職なり。全体諫官と云ふものは、朝に拜命したれば其の日の夕に諫言の上疏をして宜しいと謂ふ。陽城は幸ひにて七年間諫官を勤め、都合よく裴延齡と陸贄との事に遇ひ、一度諫めて罷

○小心文

りて、吾が君に納諫の明有るを彰はさしむるを聞かざるなり。夫れ布衣韋帶の士、草茅に窮居し、坐して書史を誦み、常用らるるを恨みや、又曰く。彼れ我が職に非ず。敢て言はずと。言ふことを

上范司諫書

め、職務の責を塞きたり。兩事件は拜命後七年目に起りしなれば、是より向に、止五年目六年目に諫議大夫を罷め、遂に國子司業さて大學の次長に轉任なりたれば、是れ終に一言も物言はずして諫官を去るなり。左様な事にては、諫官として何の取る所あらんや。今の諫官に居る者は、大概三年目に他の役に轉任し、或は一二年を勤続し、甚しく短きは半歳にて他の職務に轉ずる。故に時を待つて七年も待つ可きに非ざるなり。言ふべきことは遠慮なく言ふべしとの意なり。第四節は諫言するには、時を待つに及ばざることを言ふ。さて言ふに、今天子は庶政を御自身にて勉強なされ、國民を教化し、天下を善く理めて、世は清明にて無事なれども、されども道程千里(六丁一里)もある遠き陳州より執事に詔して是の司諫職を拜命するは、正しき奏議を聞き、正直なる言を樂むを何とて欲せざらんや。今に諫言を説ふ所ありて、天下の者が朝廷に

得れば、又曰く。我れ待つこと有り。是れ終に一人の言ふこと無きなり。惜まざる可けんや。伏して惟んみるに、執事は天子の用らるる、所以の意を思ひ、君子百世の譏を懼れ、一たび昌言を陳じ、以て重望を塞ぎ、且

○小心文

上范司諫書

は正しき士が有るを知り、吾が君主たる天子が諫言を聞納るゝの賢明あることを世に彰さしむることを未だ聞かぬと言はせて居らるゝぞ。夫れ布衣を着て、韋皮の帶をして居る賤しき士人が、草茅なる家に窮して住み居り、坐して書史を誦み居り、常に官に用らるれぬを恨み、擧用せらるゝに及べば、心の中に彼の事は我が職務でなき故、敢て言はぬと思ひ、或は我が位階が猶た卑き故に、言ふことを待ぬと思ひ、さて言ふことを得る諫期に爲れば又、我れは言ふべき時を待つことあると思ひ、少しも政治の得失を言はざれば、是れ終に一人も言ふ者無きに了らん。折角と諫官に具はる者が有りながら惜まざるべけんや惜しきことにては無きかとの意なり。第五節は歐陽氏自身及び、洛陽の士大夫の惑を解く様何卒天下の政治の得失を申し呉れよと請ふなり。依て伏して惟ひ見れば執事には、天子が用ゐさせらるゝ御意を思ひ、君子側より百

○ 小心文

つ洛の士大夫の惑を解かば、則ち幸甚幸甚なり。

至闕は、皇居へ参内する

の正門上に闕きたる所あるに依りて斯く云ふ九卿は、今我が諸省の長官たる大臣の如き位置議の職は、正直に爲よきことを言ふ意なり。昌言は、國家に大功を奏すべし昌盛なる忠言なり。

上池司諫書

四百十六

世の後までも譏りあることを懼れ、昌んに國家の爲めになることを言ひ陳べ、身の責任たる重き輿望を満足させ、且又洛陽の士大夫の惑を解かば幸甚の至りなりと、幸甚を重ねて言ひたるなり。

【文法】此の文章は上半は諫官の責任の極めて重きを寫し、下半は建言は時を待つべからざるを寫す。陽城の事跡を引ききたるは客を借りて主を形ちつくるなり。尙ほ割注を見て味ふべし。以上は林氏の評なり。謝氏は又、歐陽公の文章は一代の宗師たり。されども鋒を藏し、鏘を欲め、光を韜み、響を沈む、韓文公の奇々怪々にて喜ぶ可く愕く可きが如くならず。韓を學んで成らずとも、庸腐に爲られぬ、歐を學んで成らざれば、必ず精采無しと曰へり。併し此の篇は熟讀して做へば宜しと曰へり。

文章軌範卷之四終

文章軌範卷之五 有字集

小心文

此の有字集諸篇も、前集と同様の小心文では有れども、此の集は皆謹嚴簡潔の文にて、場屋中にて文章の試験を受くる場所にては、時間に限ある故、何分にも時間が切れぬうちに作り上げざるべからず。されば巧みにて遅きより、拙くとも速く作るに如かず。斯るときには此の集の作り方に倣ふが可し。さて又論策の結尾を、略此の法度を用ゐれば、主司も亦必ず常人とは異なりたる作文者と思ふて呉れると、謝氏は深切に心得を曰ひ置きたり。

師説

韓昌黎

此の文章は仁義の道を教へ傳ふる師の解説を、十七歳の李蟠と云ふ者が入門したるに依りて書きしなり。眞の道義の

小心文

師説。韓昌黎。古の學者は必ず師有り。師は道を傳へ、業を授け、惑を解く所以なり。人は生れながらにして之れを知る者に非ず。就れか能く惑ふこと無からん。惑ふて師に従

○ 小心文

師

説

四百十七

はざれば、其惑たる
 や終に解けず。吾が
 前に生れて、其の道
 を聞くや、固より吾
 れより先ならば、吾
 れ従つて之れを師と
 せん。吾が後に生れ
 て其の道を聞くや、
 亦吾れより先ならば
 吾れ従つて之れを師
 とせん。吾れは道を

師たる意義は、孔子孟子の明言ありて、韓氏の説明を俟たぬ事なれども、此の時代にて、人が負惜み強くて、弟子と言はるゝを恥ぢ、其の弊として聖道を人に問はず、問はざれば無論道義を知らずに一生涯を過す。斯くては人を生れし甲斐なきを以て、それを哀しみて作りたるなり。本文の解釋を熟讀玩味すれば、自ら其の意を得む。

古之學者必有師。師者所以傳道授業解惑也。授業、先立傳道、業、解惑也。授業、解惑、三大綱、人非生而知之者。孰能無惑。惑而不從師。其爲惑也終不解矣。生乎吾前、急先法其聞道也。固先乎吾。吾從而師之。生乎吾

師とするなり。夫れ庸ぞ其の年の吾れより先後し生るゝを知らんや。是の故に貴と無く賤と無く、長と無く少と無く、道の存する所は師の存する所なり。嗟乎師道の傳はらざるや久し。人の惑ひ無からんと欲するや難し。

後其聞道也。亦先乎吾。吾從而師之。雙關、吾師道也。起下、力萬鈞、承上、夫庸知其年之先後生於吾乎。是故無貴無賤。無長無少。道之所存。師之所存也。嗟乎師道之不傳也久矣。欲人之無惑也難矣。上執能無惑、古之聖人其出人也遠矣。孔子、伏末段、猶且從師而問焉。今之衆人其去聖人也亦遠矣。而恥學於師。敏妙是故聖益聖。愚益愚。聖人之所以

古の聖人は、其の人
を出づるや遠し。猶
且つ師に従つて問ふ
今の衆人は、其の聖
人を去るや亦遠し。
而るに師に學ぶを恥
づ。是の故に聖は益
々聖にして、愚は益
々愚なり。聖人の聖
たる所以は、愚人の愚
たる所以は、其れ皆

爲聖。愚人之所以爲愚。其皆出於此
乎。第五段、此是雙關文、要、看、他、巧、處、愛其子。擇師而教之。
於其身也。則耻師焉。惑矣。彼童子之
師。授之書。而習其句讀者也。非吾所
謂傳其道、解其惑者也。句讀之不知。
惑之不解。此是雙關文、法、要、看、他、巧、處、或師焉。或不焉。
小學而大遺。吾未見其明也。第六段巫鑿
樂師百工之人。不耻相師。士大夫之
族。曰師曰弟子云者。則群聚而笑之。

此に出づる乎。其の
子を愛せば、師を擇
んで之れを教へ、其
の身に於ては、則ち
師とするを恥づ。惑
へり。彼の童子の師
は、之れに書を授け
て、其の句讀を習は
す者なり。吾が謂は
ゆる其の道を傳へ、
其の惑を解く者に非

問之。則曰。彼與彼。年相若也。道相似
也。位卑則足羞。官盛則近諛。嗚呼。師
道之不復。可知矣。第七段巫鑿樂師百工
之人。君子鄙之。今其智乃反不能及。
可怪也歟。第八段聖人無常師。孔子師。郟
子。襄弘。師襄。老聃。又、聖、人、郟子之徒。
其賢不及孔子。孔子曰。三人行。必有
我師焉。故弟子不必不如師。師不必
賢於弟子。聞道有先後。術業

ざるなり。句讀の知らざる、惑ひの解けざるは、或は師とし或は不せず。小を學んで大を遺る。吾れ未だ其の明を見ざるなり。巫醫樂師百工の人は、相師とするを恥ぢざるに、士大夫の族の、師と曰ひ弟子と曰ひ云ふ者を

有專攻。師百工句、如斯而已。李氏子蟠。年十七。好古文。六藝經傳皆通習之。不拘於時。請學於余。余嘉其能行古道。作師說以貽之。

此の文章は十段に分けて解くべし。第一段は、古昔道義が盛んに行はれたる時代の學者(道義を學知して躬行を勉むる者)は必ず師が有りたり。師と云ふ者(道義を教ふる師なり)は、仁義を躬行する道義を傳へ道義を知る爲の六經(今は四書五經)に依る學業を授け、此修業にて心の惑ひを解く所以のもの也との意也。第二段は人は生れたる儘にて道義を知る者に非ざれば、孰とて能く惑ふこと無きものか。必ず惑ふものなり。斯く惑に居て、道義に明るき師に従ひ聽かざれば、其の惑には終に解くるまい

ば、則ち群聚して之れを笑ふ。之れを問へば則ち曰く。彼れと彼れと年相若く、道相似れりと。位卑ければ則ち差づるに足り、官盛なれば則ち諛ふに近しとす。嗚呼師道の復せざること知る可し。巫醫樂師百工の人は、君

この意なり(然るに師を求めて惑ひを解かぬは甚しき愚なり)。第三段は、爰に一人ありて、其の人が吾れより前に生れて、道義を聞くことが固より吾れより先ならば、吾れは其の人に從ひて師と爲ることなり。又、吾れより後に生れたる人にも、道義を聞くことがこれ亦吾れより先ならば、吾れは其の人に從ひて師と爲る。吾れは道義の在る處を師とするなり。夫れ庸とて其の年齢の吾れより先後に生れたるを心に知めるもの乎。是の故に其の師とする人が、身分が貴くても賤しくても、年少でも、年少でも、さんご構はぬ。道義を知つて身に存へて居る者ならば、師の實が存して居る所なりとの意なり。(然るに師とする人の貴賤少長に拘はりて、擇り嫌ひするは、是れ亦愚の至りなり。第四段は、嗟乎歎かはしきことかな。道義を知らず師匠の道(師と爲り弟子と爲りて道義を心得る事)の後世に傳はらぬことか

子之れを鄙む。今其の智乃ち反つて及ぶこと能はず。怪しむ可き歟。聖人は常の師無し。孔子は剡子を師とす。長弘師襄老聃、剡子の徒は、其の賢孔子に及ばず。孔子曰く。三人行はば、必ず我が師有り。故に弟子は必し

久き間なることよ。それに就ては、人が道義上にて惑ふこと無きやうに欲ふても、其の惑ひが解け難きことよ。斯る心かけにて惑ひ無きを欲するは難し。(漢文讀と漢文作りのみの師で無しに、道義を躬行させて常に安心させる工夫を教ふる教師がある。一日も早く此の眞正の儒者に道義を聴く可し。それはく是れ程面白き事は、世に又さ無し。)斯様なる意なり。第五段は、古昔の聖人は、言行共に一つも道義に間違はぬ人にて尋常人より出ぬけて驚きこと遠かに遠なり。それでさへも猶且つ道義の師匠に従つて問ふに、今の衆人は其の聖人より劣り去るべきが亦つと遠なり。而るに道義の師匠に就きて學ぶことを恥ぢる。阿々々。實に可笑しい。是の故に聖人は益々賢くなりて聖人の上に聖人に成り。今の愚人は益々愚人の上に道義知らずの下愚、即ち劣等動物、人間の面被り、豎に歩く丈けの者に成る。聖人の聖人に成る所以、愚人が愚人に成る所以

も師に如かざるはあらず。師も必ずしも弟子に賢らず。道を聞くに先後有り。術業には専攻有り。斯の如き而已。李氏の子蟠、年十七、古文を好み、六藝經傳皆之れを通習し、時に拘はらず、余に學ばんと請ふ。余其の能

こは、皆此れにて岐れ出る事の意なり。(これでも道義の師に就かぬ乎。)第六段は、今の人は己れの子を愛して師匠を擇んで教育するが己れの身は師匠に教はるを恥ぢる。これは惑ひなり。童子の教師は、書籍を授ひて、其の句讀を習はすのみなり。吾が謂ふ所の道義を傳へて、心の惑ひを解くほどの先生に非ず。句讀を知らぬ我が子には師匠取して、惑ひの解けぬ己れは師匠取せず子の句讀の小事小益を行ひ、己れの惑ひを解く大事大益を遣れて打捨置き、年はズン／＼経ち行きて道知らずの人間にて死ぬ(何の楽しい極樂へも、天國へも行けるものか。)吾れは未だ其の人等の明智あるを見ぬこの意なり。第七段は、巫覡や、醫者や、樂師や、百工は、相ひに師匠に爲り合ふことを恥ぢぬに、士大夫之族は、師なり弟子なりと曰ひ合へば、人が群聚りて笑ふ。何故笑ふか問へば、彼

古道を行ふを嘉みし、師説を作つて以て之れに貽る。

師説

傳道、道を傳ふる師は、四書五經を讀みて義理を知り、天理より割り出したる其の根元を悟りたる人なり。然らずして、四書六經を讀むことを教へ、講義することを得ざるは傳道の師ならず、句讀の師たる而已。

れは彼れは年齢が同年齡なり、道義の學の進み等級も相似たり。それに師となり弟子となるも有るものか。それ故笑ふと答へる其上に、己れより地位の卑き者を師とするは羞と思ひ、官盛なる位地の尊き人を師とするは諛ふに近しと思ふ。嗚呼師弟の道の正しく古昔の通りに復らぬことは、是にて知る可しとなり第八段は、前にも言ひたる巫醫樂師百工の人は、當時は下り者として君子たる位地ある社會よりは鄙みたり。而るに今其の智が反つて己れ及ぶこと能はぬ。左様の理屈は無き筈なるに、怪なことぞと、詰りたる意なり。第九段は、聖人たる孔子には常りたる師は無し。剡子と云ふ人には、師として古の官制を學びたることあり。其の他周の都へ行きて、朝臣の長弘、大師の師襄、又、老聃に心得事を問ひたり。併し是等の徒は其の賢きは孔子に及ばざりしなり。又、孔子は三人行へば則ち必ず我が師は其の中に有ると曰ひたり。

未見其明也の明は、心中

に理由の解り居る事也相若也は、俗に相老年齡と云ふこと。剡子は、夷狄部の小國侯にて古昔の官制を知る者なり。

長弘は、周の天子の大夫なり、孔子之れに樂の事を聞きたり。師襄には、琴を學べり。老聃には、禮を問へり。不拘於時の時は、時世の悪俗。

獲麟の解。韓昌黎の

故に弟子は必ずしも師に如ばぬは出來ず。師匠も必ずしも弟子に賢るは出來ぬ。何となれば、道義を聞くに先後が有り。藝術事業ならば先づ専門にて攻むる者あり。斯の様なる故なりとの意なり。第十段は、李氏の子の蟠と云ふ十七歳の少年が、古昔の文書を讀むことを好み、禮樂射御書數の六藝を記載せし書籍や、六經賢人の著書なる傳を皆讀みて通じて習ひ、道の行はれぬ時世にも拘はらず、余に學ばんと請ひ、余は李蟠が能く古昔の道義を躬行するを嘉して、此の師説を作りて貽るこの意なり。

獲麟解

韓昌黎

此の文章は麟を獲し解釋を表面に見せども、其の實は古今聖賢君子の時を失ひて、明君に遇はざりしを感傷せし也

麟の靈たる昭昭たり
 詩に詠じ、春秋に書
 し、傳記百家の書に
 雜出す。婦人小子と
 雖も、皆其の祥たる
 を知るなり。然れど
 も麟の物たる、家に
 畜はれず。常に天下
 に有らず。其の形た
 るや類せず。馬牛犬
 豕豺狼麋鹿の若く然

麟之爲靈昭昭也。詠於詩。書於春秋。
 雜出於傳記百家之書。此是
 子皆知其爲祥也。然麟之爲物。不畜
 於家。一轉解反面。不常有於天下。其爲形
 也不類。非若馬牛犬豕豺狼麋鹿。然
 開筆取然則雖有麟。不可知其爲麟也。
 彩色。然則雖有麟。不可知其爲麟也。
 一變角者吾知其爲牛。忽然生波
 結法。然則雖有麟。不可知其爲麟也。
 知其爲馬。犬豕豺狼麋鹿。吾知其爲
 犬豕豺狼麋鹿。惟麟也不可知。法便成

るに非ず。然らば則
 ち麟有りと雖も、其
 の麟たるを知る可か
 らざるなり。角ある
 者は吾れ其の牛たる
 を知る。鬣ある者は
 吾れ其の馬たるを知
 る。犬豕豺狼麋鹿は、
 吾れ其の犬豕豺狼麋
 鹿たるを知る。惟麟
 は知る可からず。知

新不可知則其謂之不祥也亦宜。前結
 奇。此不用一助。雖然麟之出必有聖人在
 乎位。麟爲聖人出也。反振解主意。有レ力。○聖
 人者必知麟。麟之果不爲不祥也。項針
 有國活流動之。○結成緩勢。又曰麟之所以爲麟者以
 德不以形。起孤峰。忽
 人則其謂之不祥也亦宜。

此の文章は、四段に分けて解くべし。第一段は、麒麟の靈物た
 ること昭々として明かなることを知る（と云ふは、漢土にては
 此の歌を、三百六十種の毛虫の長、四靈の一として祥たき歌と

○小心文

禮麟解

る可からざれば、則ち其の之れを不祥と謂ふや亦宜なり。然りと雖も、麟の出づるは、必ず聖人位に在ること有り。麟は聖人の爲めに出づるなり。聖人は必ず麟を知る。麟之れ果して不祥たらざるなり又曰く。麟の麟たる

するなり。麀の身に牛の如き尾ありて、頭上に一角有り、角の上部に肉ありて、生草を踐ます生物を食はず、王者に仁義の道あれば世に出づるなりとぞ。孔子の晩年に出でたるを、孔子は見て麟なるを知りたり。これは詩に詠じて六經中の詩經に有り又春秋經にも見ゆ、其の他の傳記や百家とて種々の書籍に見ゆ、婦人小子にても皆、祥たきものと云ふことを知れりなり。

第二段は、されども麟と云ふ物は、家に畜はれる物で無く、常に天下に有らず、其の形ちは一般の獸類の形ちに類す、馬牛犬豕麋鹿の様なる物で無し、左様なる故に、麒麟が有りても、麒麟とは知るべからずなり。聖人に譬へたるなり。

第三段は、角ある者は牛なることを知る。鬣ある者は馬なることを知る。犬豕豺狼麋鹿は、それと知る。惟麒麟のみは知るべからず。知るこそが出來ざれば、いかに祥たき物にても、知ら

所以の者は、徳を以てして形を以てせず若し麟の出づるに、聖人を待たざれば、則ち其の之れを不祥と謂ふも亦宜なり。

讀法

雜説上。韓昌黎。龍氣を嘘けば雲と成る。雲固より龍より

○小心文

雜説上

ぬ故に不祥の物と謂ふも亦宜なりとの意なり。これは聖人を知らぬ故、不祥の考とちがひて、舉用せぬに譬ふるなり。

第四段は、さりながら麒麟が出来るときには必ず堯舜禹湯文武の世の如く、聖人が國君の位に在ることが有る。依て麒麟は聖人の爲めに出るなり。聖人は必ず麒麟を見て、之れは麒麟と云ふことを知る。されば麒麟は果して不祥とは爲さざるなり。又曰ふが、麒麟の麒麟たる所以は、仁獸たる道徳が有る故祥きにて形を以て祥しとは爲ぬなり。春秋時代に魯侯が獸狩して、麒麟を獲たるに魯の大夫の叔孫氏は不祥としたり。若し麒麟が、聖人が國君の位に在るを待たず世に出たらば、それを不祥と謂ふも宜なりとて全くは聖人の國君又は宰相の無きを慨ける也

雜説上

韓昌黎

此の文章は、種々の説を書きたる其の一を上下篇の上とせしなり。龍を君に比し、雲を臣に比して書けり。

○小心文

靈ならざるなり。然れども龍是の氣に乗じ、茫洋として玄開を窮め、月日に薄り光景に伏し、震電を感し、變化を神にし、下土を水にし、陵谷を汨す。雲も亦靈怪なるかな。雲は龍の能く靈たらしむる所なり。龍の靈の若き

雜説上

四百三十二

龍嘘氣成雲。君聖雲固弗靈於龍也。頂針回環、○一篇線索、○一順一逆、○斷二段、如破題、然龍乘是氣茫洋窮乎玄間。薄日月。伏光景。感震電。神變化。水下土。汨陵谷。合龍雲相之意。雲亦靈怪矣哉。雲龍之所能使爲靈也。若龍之靈則非雲之所能使爲靈也。如龍之靈、復二文字亦不、然龍弗得雲。無以神其靈矣。合掌、尤妙、然龍弗得雲。無以神其靈矣。失其所憑依。信不可欺。異哉其所憑依。乃其所自爲也。如斷又忽首、易曰、雲從

は、則ち雲の能く靈たらしむる所に非ざるなり。然れども龍雲を得ずんば、以て其の靈を神にするこ

と無し。其の憑依する所を失はば、信に不可なる歟。異なるかな其の憑依する所は、乃ち其の自ら爲す所なり。易に曰く。

○小心文

雜説上

四百三十三

龍、臨終點、題法、○一、龍、篇命根、局面、豊厚、既曰龍、雲從之矣。此文は二段に分けて解くべし。通篇聖君を龍に譬へ、賢臣を雲に譬へたれば、其のつもりにて見るべし。さて、第一段は、龍が天上にて、雲氣を含んで嘘けば、氣は早速雲に成る。雲は固より龍より雲能勝るもので無い。されども龍は是の雲氣に乗り、茫洋とて廣々したる玄間を上り窮め、高く上りたる事故、日月に近寄り薄り、其の日月の光景の中に伏れ、震動すべき雷電を感動させ、神靈の如く變化し、雨露を降じて下土を水にし、陵や谷をも汨らし、人類始め萬物を恵む。されば龍とても、雲に乗らざれば此の靈妙なる働きは出来ぬ故、龍を乗せ居る雲も亦靈能ある怪なるもの哉と、歎美したる意なり。(臣無くば、聖君とても功業を成すこと能はざるに喩ふ。)第二段は、前後に言ふ如く雲も靈怪なるものなれども、雲の靈

○小心文

雲は龍に従ふと。既に龍と曰へば、雲之れに従はん。

○字回照

嘘は、口を開きて氣を噴き出すなり。茫洋は、茫として洋き也。玄間は、天空にて、即ち天の原なり。光景は、日月の光輝の況憑依は、依頼して力も恃むなり。股肱と思ふ也。

○讀法

雜説上

四百三十四

能は、龍が能く靈ならしむるなり。龍の隆にて靈能を得るなり。隆とは君より官爵祿位を與へらるゝ事。龍(君)の若きは獨立自力にて、雲(臣)が龍を靈物に爲らしむるに非ざるなり。さば言へ龍(君)は雲(臣)を得ざれば其の靈能を神變不測に働かすこと無し。されば龍(君)が憑依れる雲(臣)を失へば、信に不可なる歎とも思ふが、異なる哉其の憑依れる所の雲(臣)は、龍(君)たる自分が爲りたる所なり。(擧用して生じたる所の賢臣なりとの意。六經中の易經には、雲は龍に従ふさある。既に龍(聖君)として上に在れば、雲(賢臣)は之れに従ふが理なりとの意なり。【文法】此の文は上載は龍より側重して雲に到り、下載は雲を重んずるの意より、仍ほ重きに歸して龍に到り、自ら爲す意を以て結穴を爲す。通篇婉轉百折して住まる。是れ呂氏の評なり。

雜説下

韓昌黎

雜説下。韓昌黎

世に伯樂有りて、然して後に千里の馬有り。千里の馬は常に有れども、伯樂は常に有らず。故に名馬有りと雖も、祇に奴隸人の手に辱められ槽檻の間に駢死し、千里を以て稱せられざるなり。馬の千里

○小心文

雜説下

四百三十五

此の文章も雜説の一にて、下篇として此處に編入したり。これは賢相を伯樂に喩へ、賢士を千里も馳る駿馬に喩へたり、烏公と温尚士の事跡を想ふ可し。
世有伯樂。是開戶。然後有千里馬。以千里弄。千里馬常有。而伯樂不常有。文之頂。千古定法。一故雖有名馬。祇辱於奴隸人之手。駢死槽檻之間。不以千里稱也。句法。一變馬之千里者。一食或盡粟一石。三變食馬者。不知其能千里而食也。句法。三變。而千里二字七見。無一不變。而不見變之跡。是馬也。雖有千

なる者は、一食に粟一石を盡す。馬を食ふ者は、其の能千里なるを知て食はざるなり。是の馬や、千里の能有りと雖も、食飽かざれば、力足らずして、才の美外に見はれず。且つ常馬と等しからんと欲するも得可からず。

里之能食不飽。力不足。才美不外見。且欲與常馬等不可得。安求其能千里也。策之不以其道。食之不能盡其材。鳴之不能通其意。尾養執策而臨之曰。天下無良馬。嗚呼其真無馬耶。應上千里。馬常有句。其真不識馬耶。最有三精。彩、振、全勢。○應上伯樂不。常有句。到底不露本意。氣韵揚舉。

此の文章は、三段に分けて解くべし。第一段は、世には馬の良否を相る伯樂が有りて、然る後に千里を馳る駿馬が有る理由なり。(人物を知る者ありて異材の人物が知れるに喩ふ。)千里の馬

安んぞ其の能千里なるを求めん。之れに策つに其の道を以てせず。之れを食ふに其の材を盡さしむること能はず。之れに鳴けども其の意を通ずること能はず。策を執て之れに臨んで曰く。天下に良馬無しと。嗚呼其れ真に

(才徳ある賢士)は常に有れども、伯樂(賢宰相)は常に有らず。故に名馬(賢士)有りても、厩奴隸人の手に扱はれ辱しめられて、(凡庸の官長に)下等として使はるゝに喩ふ。(槽桶や櫃板のある厩の間で、常馬と首を駢べて死し(凡庸の士と)同じく使はれて死に果てるに喩ふ。)依て千里の馬(賢士)と稱はれぬなり。誠に哀れなる事ぞこの意なり。(凡庸長官に狡黠者が諂諛をして、奸智を逞しくして運動し、賢士は有りても、却つて凡庸長官は煙がりに嫌ふ。乃て哀れなる哉賢士は常馬と駢死する様なる運命なるなり。)

第二段は、馬の千里も馳る者は、一食に或は粟一石食ふ。(賢士は高位にて大祿大俸給を受くべきに喩ふ。)然るに馬を食ふ者(宰相)は眼が利かぬ故、馬(賢士)の能千里(盛徳)なるを知て食はず。されば是の馬は千里の能ありても、食飽かず(位と俸給と足らぬに喩ふ。)力足られば才の美は外に見はれず。且つ又常馬

○小心文

馬無き耶。其れ眞に馬を識らざる耶。

○可解

祇は、徒らに云ふ意也。奴隸人は、馬にては馬丁。賢士にては馬鹿長官。槽は、秣桶のことなり。槽は、馬の踏板なり。駢死は、馬が并んで死することなり。粟は、扱のまゝの米なり。策は、鞭のことなり。

薛存義を送る序。柳

雜説下

（凡庸の官吏）と同じ伎倆を爲んと欲するも、（施し得る位地と俸給とが足らぬ故）得べからず。依て安んじて其の能千里が求めらるゝものか。この意なり。

第三段は、食ふ者（宰相）が馬（賢士）に策うつ（任用する）に其の道な以てせず。馬（賢士）を食ふに其の材能を盡さすこと能はず。馬（賢士）が食人に鳴いても其の意を通じること能はず。食人は策を手に執りて馬に臨み、天下には良馬は無しと曰ふ。嗚呼哀しき事なり。其れ眞に良馬（賢士）は無きか。其れ眞に馬を識らざる耶。（其の實は宰相が賢士を觀識る明が無いのちやこの意を含みしなり。）

【文法】此の文は一起一收にて、中ごろを三段に分ち、段を逐ふて轉接し、其の處の筆法變化が妙に入る。と、呂氏に評せり。

送薛存義序

柳河東

此の序文は、柳子厚が同郷人の薛氏の旅行を送るきて作る

河東。

河東の薛存義將に行かんとする。柳子肉を俎に載せ、酒を觴に崇り、追ふて之れを江の澚に送り、之れに飲食せしめ、且つ告げて曰く。凡そ土に吏たる者、若其の職を知れるや。蓋し民の役は、以て民を

○小心文

送薛存義序

河東、薛存義將行。起句。柳子載肉于俎。崇酒于觴。追而送之。江之澚。雙關。之。先束。且告曰。凡吏于土者。若知其職乎。蓋民之役。非以役民而已也。凡民之食於土者。出其什一。不覺。雙關。備乎吏。使司平於我也。今受其直。怠其事者。天下皆然。豈惟怠之。又從而盜之。別開。向使備一夫於家。受若直。怠若事。又盜若貨器。則必甚怒而黜罰之矣。

○小心文

役する而已に非ざるなり。凡そ民の土に食む者は、其の什が一を出して吏を備ひ平を我れに司らしむ今其の直を受け、其の事を怠る者は、天下皆然り。豈惟之れを怠るのみならんや又従つて之れを盗む向に一夫を家に備は

送薛存義序

以今天下多類此。一而民莫敢肆其怒與黜罰。何哉。勢不同也。勢不同而理同。如吾民何。有達于理者得而不恐而畏乎。且告曰云云。及於此中間雖義假令零陵二年矣。蚤作而夜思。勤力而勞心。訟者平。賦者均。老弱無懷。詐暴憎。其爲不虛取直也。的矣。其知恐而畏也。審矣。吾賤且辱。不得與攷績幽明之說於其往也。故賞

以酒肉而重之以辭

しむ。若の直を受け若の事を怠り、又若の貨器を盗まば、則ち必ず甚だ怒つて之れを黜罰せん。今天下多く此れに類するを以て、民敢て其の怒と黜罰とを肆にするること莫きは何ぞや。勢ひ同じからざればなり。勢ひ同じ

○小心文

送薛存義序

此の文章は二節に分けて解くべし。第一節は、時の官吏が俸給を受けがら職務を怠り、而已ならず人民の所有物を私しに取る悪弊を陳ぶ。薛存義は柳氏よりは後輩故に、柳氏は下位に對する詞遣す。存義は零陵の權の縣令を勤め居り、此の度地方官が黜陟しらるゝに就きて長安の都へ上る時にて、此の時柳氏は朝廷より咎めを受けて、郷里の永州へ貶謫され居る朝官の身分なり。さて言ふに、河東の生れの薛存義が今都へ行かんとする柳子自分は酒の肴たる肉を祖と云ふ肉盛器に載せ盛りて、酒を觴と云ふ盃に崇入れ(實際は樽が壺かに入れ持行きしならん)行く後より追かけて、江と云ふ水邊にて追附き、席を設けて送別の酒宴を開き、薛氏に飲食させ、且へに告げて、凡そ土地に官吏に爲りて居る者は、其の官吏たる若は自己の職務を知つて居

○小心文

からずして理同じ。吾が民を如何せん。理に達せし者有らば恐れて畏れざるを得んや。存義假に零陵に令たること二年、蚤に作きて夜に思ひ力を勤めて心を勞す。訟ふる者平に、賦する者均しく、老弱詐りを懐き暴憎するこ

送薛存義序

四百四十二

るかや。蓋ふに官吏は人民に役ばれて、人民の爲なる職務を執る理にて、人民を權柄にて役ふのみに非ず、總じて人民は（農ならば）己れの耕地を作りて、それにて獨立して食し、其の益の什一を租税として納め、それにて間接に官吏を備ふ理になりて、訴訟事件が起れば、人民の我が爲めに公平なる裁判を司らしむるなり。然るに官吏が、自分の身體の備料の直を受けながら其の事務を怠る者は天下皆然である。それが何とて惟怠けるのみならんや、又、人民の物を盗み取る。（威權に任せて取上げるなり。）これを喻へて言はば、人民の家に一人の夫を擲に備はせたりせんに、其の備はれたる夫が、雇主の事を務める直を受けて、汝主人の務めさす事を怠り、又汝主人の貨財器物を盗みしならば、雇主は必ず甚く怒りて其の備夫を罰し且つ暇を遣して黜くるならん。天下の官吏には、此れに類する者が多きを以て、人民は此の譬喩の雇主の如く怒りさうなるものなるに、敢

と無くんば、其の虚しく直を取らずと爲るや、的かなり。其の恐れて畏る、を知るや、審かなり。吾れ賤うして且つ辱めらる。致績幽明の説に與るを得ず。其の往くに於てや、故らに賞するに酒肉を以てして、之れに重ぬ

○小心文

送薛存義序

四百四十三

て、其の怒と黜罰を肆まにせぬは何故かと言ふに、官吏と人民との上下の段違ひ（唐時代にて君主專治の世なる故。）にて、勢が同じからざる故なり。併し勢は同じく無くとも理は同じこなり。さすれば人民は如何して立ち行くぞ。道理に達したる者有らば其の官吏の行爲を、恐れたる上にも畏れざるを得んや。この意なり。第二段は、存義子よ君は賞めるぞよこの意を述ぶ。さて言ふに存義子よ。君が假りに零陵の縣令心得を二年間勤めて居たり。中々勉強にて、朝は蚤く作き、夜は遅くまで思へ、力を勤めて心を勞したる故に、訴訟せし人民は公平なる裁判を受け、租税を賦課される人民は均かに至當であり、それで縣下の風儀が宜く、老弱の人々が、詐り心を懐く者なく、暴に人さ憎み合ふ者も無く、誠に官吏の價値がありて、虚しく直を取らざりしこと、是の如かに知れ、君が恐れて畏る、この意を知り居られしこと、

○小心文
るに辭を以てす。

【字句解】

崇は、一杯溢れるほど注ぎ盛れてその意なり。志厚く充分満ちたる故に此の字を用ゐしなり。澣は、水際の地なり。

【讀法】

董邵南を送る序。韓昌黎

燕趙は古へ感慨悲歌の士多しと稱す。董

送董邵南序

四百四十四

り知る。吾れは今貶謫の身の上で、賤しくて且つ辱めを受け居る故に、朝廷に居て、君等が地方政務の成績を調べ、又幽明さて功あると無きも調べ、君の如きは無論賞めることなれど、自分は上京して其れに與はれぬに依り、其の代りに今君の旅立に於て、故らに酒肉にて饗して賞し、それに重ぬるに此の序文の辭を以てするとの好意なり。

【文法】此の文は章法字法句法皆好し、轉換多し。關鎖は緊しく謹嚴優柔にて、理が長くして味も永しと、謝氏は評せり。

送董邵南序

韓昌黎

此の文章は、董邵南の旅行するに、之れを作り送りて諷せしなり。文を讀まば其の意を知らむ。

燕趙古稱多感慨悲歌之士。董生舉進士。連不得志於有司。懷抱利器。鬱

生進士に擧げられ、連りに志を有司に得ず。利器を懷抱し、鬱々として茲の土に適く。吾れ其の必ず合ふこと有るを知るなり。董生勉めよや。夫れ子の時に遇はざるを以て、苟くも義を慕ひ仁を躡むる者は、皆愛惜す。矧ん

○小心文

送董邵南序

四百四十五

鬱適茲土。吾知其必有合也。董生勉乎哉。夫以子之不遇時。苟慕義彊仁者。皆愛惜焉。矧燕趙之士出乎其性者哉。然吾嘗聞風俗與化移易。吾惡知其今不異於古所云。董生勉乎哉。聊以吾子之行卜之也。董生我弔望諸君之墓。而觀於其市。復有昔時屠狗者乎。敏妙爲我謝曰。明

○小心文

や燕趙の士、其の性に出づる者をや。然れども吾れ嘗て聞く風俗は化と移易すと吾れ悪んぞ其の今、古へ云ふ所に異ならざるを知らんや。聊か吾子の行を以て之れをトせしなり。董生勉めよや。吾れ之れに因て感せし所あり。

送董邵南序

四百四十六

天子在上。可以出而仕矣。

○名義凛然

此の文章は三節に分けて解くべし。第一節は、董生よ今度河北へ行かるゝさうだがこの意を含みて、河北の地は古昔の燕國趙國の故地にて、燕趙は古昔感慨して悲しき歌を歌ふ士が多かりしと稱ふ。董邵南は進士に擧げられたるが、不幸にして毎次下第して、美官にも就けず。それで連りに擧用すべき有司に志を得ず、利器の如き役に立つ才徳を身に懐抱しながら、擧用されざる故に、鬱々として氣惡にて茲の土地なる河北へ適く此の燕趙の故地は、古昔正しき人の不平人が在りし地故、子が行かれしならば必ず意氣相投すること有るを知る。董生よ行き勉強し給へよこの意なり。

第二節は、古昔の燕趙も、今の河北は同地なれども、昔と今と風俗の異ひあることを注意する意あるなり。さて言ふに、夫れ子よ美官に就けず、時に遇はぬは、苟にも義を慕ひ、仁

り。我が爲めに望諸君の墓を弔せよ。而して其の市を觀ば、復昔時屠狗の者有らん乎。我が爲めに謝して曰へ。明天子上に在り。以て出でて仕ふ可しと。

○小心文

感慨は、燕や趙の義士が、秦に國を取らるゝを慨きたるなり。

○小心文

送董邵南序

四百四十七

を強むる者は皆愛して惜む。矧てや河北の人は、昔しの燕趙の士の天性として仁義の心に富みたる者に於てをや、一層子を愛惜するに相違なし。されども吾れ嘗て聞くに、風俗は時の帝王の風化にて移り易る事申すことなり。然れば吾れは、今は古昔云ふ所の風俗と異ひ居りはせぬかと思ふ。何さて同様に申されんや。聊か吾子が行くに依てトみて見たり（今は謀反人の多き地になりある故、行くなよとの意を、風俗が異りありとて、諛かけて止めたり。されども表面的では、董生よ、行き給へ、勉強し給へよと、何氣なく言ひしなり。當時河北の藩鎮即ち師團の如き軍團が、中央政府なる朝廷の命を奉ぜず、其の長官が隨意獨断にて人物を擧用す。董生が之れに應じて行かんさせし故、韓氏は親切にて、諷して止めたるなり。）

第三節は、尙も董生が氣の付く様に諷して止むるなり。さて言ふに、吾れは今、之れにて感ぜり。彼の地へ行かれたらば、我

○小心文

送王含秀才序

悲歌さば、秦の始皇を刺さんせし荆軻、高漸離、一味の屠狗者が燕の市中にて酒飲み、悲しき歌を歌ひ歩き、互ひに人目構はず泣きたるこそなり。

其性は、其の天性なり。望諸君は、燕の強將たりし樂毅の號なり。

讀法

王含秀才を送る序。

韓昌黎。

吾れ少き時醉郷の記

が爲めに望諸君さも云ふ樂毅の墓参りをして、燕の義士が酒呑みつゝ秦の始皇を刺さんこ相談せし燕市を觀て、昔しの刺客仲間の屠狗者も復居るかを質して下され、我が爲めに禮謝して、都には明天子の上に在る故、出て仕官せぬかと言傳して下されよとの意なり。(河北の地より都へ出よと言ふは、河北へ行くなこの謎になるなり。董生が氣の付く様に之れを言ひたり。)

【文法】此の文、詞語變化し、意思包含して盡るこそ無し。三段の文、追々迫りて行くを止む。妙手々々々林氏は評せり。

送王含秀才序

韓昌黎

此の文章は、秀才の科を得たる王含の旅行を送るに、其の祖父の王績が醉郷記を作りたるに依り、それに因みて書きたる序文なり。

吾少時讀醉郷記私怪隱居者無所

を讀み、私に怪しむ隱居する者は、世に累はさるゝこと無し而るに猶ほ是の言有り。豈誠に味を旨しとする耶と。阮籍陶潜の詩を讀むに及んで、乃ち知る彼れ偃蹇して世と接するを欲せずと雖も、然も猶ほ未だ其の心を平

○小心文

送王含秀才序

累於世而猶有是言。豈誠旨於味耶。及讀阮藉陶潜詩。乃知彼雖偃蹇不欲與世接。然猶未能平其心。或爲事物是非相感發。於是有所托而逃焉者也。若顏氏子操瓢與箪。曾參歌聲。若出金石。彼得聖人而師之。汲汲每若不可及。其於外也固不暇。尙何麴蘖之託。而昏冥之逃耶。吾又以悲醉郷之徒。不遇也。結三段、轉摺有力、○言建中初

かにすること能はず
或は事物是非の爲めに相感發す。是に於て托すること有りて焉れを逃る、者なり顔子の子の若きは、瓢と簞とを操り、曾參の歌聲は、金石より出づるが若し。彼れ聖人を得て之れを師とし、汲汲として

天子嗣位有意貞觀開元之丕績。在廷之臣爭言事。當此時醉鄉之後世。又以直廢吾既悲醉鄉之文辭。而又嘉良臣之烈思識其子孫。今子之來見我也。無所挾。吾猶將張之。況文與行。不失其世守。渾然端且厚。正而惜乎吾力不能振之。而其言不見信於世也。於其行。姑與之飲酒。牛篇以下。不說。酒字。結尾。忽點之。不獨應篇首。井振全體。○此處。要筆。墨。乃凡筆。

毎に及ぶ可からざるが若くす。其の外に於けるや固より暇あらず。尙ほ何ぞ麴糵に之れ託して、昏冥に之れ逃れんや。吾れ又以て醉郷の徒の不遇を悲むなり。建中の初天子位を嗣ぎ貞觀開元の丕績に意有り。在廷の臣争ふ

此の文章は二節に分けて解くべし。第一節は韓退之が少きとき王含の祖父たる王績が作りたる醉郷記を讀み、其の記中に、東晋の世の末に、阮籍や陶潜等の十數人が、世を厭ひて酒を飲み精神を麻醉して憂き事を忘れ、それにて日を送りしをば、一の醉郷と云ふ郷中(精神的の)へ逃れ、身を没るまで普通の此の世(亦精神的)へ返らざりしと記しあり。斯く醉郷に入りて返らぬとあれば、醉郷は樂しかりさうなれども、仁義の道を得たる者が仕官せず、世に隠れ居る者は、道理が解りきりて、世に累らばさるゝことは無き筈なるに、酒に酔ひて精神を麻醉させて、世を送ると、猶ほ是のこゝを言ふこと有るは、何も俗人に異りは無い。何さて斯様か。誠に酒の味を旨しとする故か私に怪みたり。然るに其の後、醉郷人中の阮籍や陶潜の作りたる詩を讀むに及んで成程と合點が行きたり。彼れ阮籍陶潜等は、偃蹇ぐらしをして世人と交際するこゝを欲せぬが、猶り未だ心

○小心文

て事を言ふ。此の時に當つて醉郷の後世又直を以て廢せらる吾れ既に醉郷の文辭を悲み、而して又良臣の烈を嘉みし、其の子孫を識るを思ひ今子の來りて我れを見るや、挾む所無きも、吾れ猶ほ將に之れを張せんとす。況

送王含秀才序

を平かに持つこと能はず、或は事物の是非に心が觸れる度毎に不平が相感發して、それを道義を樂む悟り心に換へることを爲さず、ムシヤクシヤする故、是に於て酒を飲むに托ることを有つて、心を麻酔さする方へ逃るゝならんぞ知りたり。眞正に道義が解りきりたる、顔氏の子たる顔回は、一單の食一瓢の飲料と云ふ貧でも天命を樂みて、酒で心を麻酔させずとも、心樂しく世を過せり。又、同じ孔子の門人たる曾參は、これも身を潔白にせし故貧しかりしが、道義を守り天命を樂み、貧を心に置かね故に、詩を歌ひて、其の聲に邪氣無く、音楽器中の鐘や磬の音が聞ゆる様に雅しかりき。二人は孔子の如き聖人を得て師匠とし、汲々として傍視もせず毎に道義を躬行すること道を知ることに及ぶ可からざるが若くし、其の外にては何事にも心を寄せる暇無く、尙ほ何ぞて麴蘗に託けて昏冥に逃れ込むことが致されようか。顔子曾子は貧乏にて、酒代の金は乏しかり

んや文と行と、其の世守を失はず。渾然として端且つ厚なるをや。惜いかな吾が力之れを振ふこと能はず。其の言世に信せられざるをや。其の行に於て、姑く之れと酒を飲む。

○小心文

無所累於世は、天命を識り、道義を躬行する

○小心文

送王含秀才序

しならんが、善き師に有付きて幸福なりき。醉郷の徒は師に不遇故、吾れは又其れを悲みやるこの意なり。(餘程高尚深遠なる理想なれば、讀者よ。心を潜めて思ふべきなり。) 第二節は、前節の如く酒好の者の心中を察しやり、徳義上より戒めたるが、尙又王氏の善き行爲ありしを説き、王含を慰めしなり。さて言ふには、建中と云ふ年號の初に、徳宗皇帝が位を嗣ぎ給ひ、太宗の貞觀年中や玄宗の開元年中に、丕續して政務の大功擧りし如くするに意ありて、建言を促され、朝廷に在勤する臣は、我れ先にと、御爲になる事を建言したり。此の時に當つて、醉郷仲間の人々の後世人が、直言を申し、天子の意に忤ひて官を廢られ、氣の毒にてありたり。吾れは既に醉郷記の文辭を見て、前に言ひたる通り、良師に遇はれざりしを悲み、又直言して徳宗を諫めたる良臣の義烈を嘉みし、其の子孫を識りたしと心がけ居し處、今子が來りて我れに見ひ、子の心に挾

○小心文

を此の上無き樂みと心得、それに心を安ければ世上の外物外事に心を奪われず、彼此れと思ひ累はされぬ。是れを謂ふなり。

優塞は、身を仰向けて後手つき、足を前へ投出す形容なり。されば隱士にて此の形ちの時は世を遁れて王侯に仕へず已れの好む道義を高尚にする心あるの外形

李翱の文を讀む。歐陽

送王含秀才序

む所は無からうけれども、吾れは猶ほ子を張大にして世に出したし。況てや文章を善く作るを、行狀の善きことを、世々繼ぎ守ることを失はず、渾然と角立たずに身を端しくして且へ手厚く予は誠に見上げたる御人物なり。我れには十分親切心はあるなれども、惜いかな今は我れ官卑くして力を振ふこと能はず、言も世人に信じられず、直ちに力も盡し兼ねれば、先づ此度の御旅行を送別する爲めに、姑く先づ與に酒を飲まむ。この意なり。【文法】此の文は、醉郷記の上に就きて一篇の議論を生出す。乃ち是れ無中に有を生ずる文字にて、超偉奇絶、珍と可し愛す可しとて、林氏は評せり。

讀李翱文

歐陽廬陵

李翱は唐時代の高官に上りたる人にて、韓退之に就きて學びし、こゝある文章家なり。其の人の作りたる幽懷賦と云ふ文章を宋時代に至りて歐陽氏が讀み、無量の感慨を生じて

陽廬陵。

予始めて翱が復性の書三篇を讀む。曰く。此れ中庸の義疏のみ智者は其の性を識る當に中庸に復すべし愚者は此れを讀むと雖も曉らざるなり。作らずして可なりと又韓侍郎に與へて賢を薦むる書を讀み、

○小心文

讀李翱文

己れの意見を述べ、宋時代の在位者を規戒せし文なり。予始讀翱復性書三篇。曰。此中庸之義疏爾。智者識其性。當復中庸。愚者雖讀此不曉也。不作可焉。又讀與韓侍郎薦賢書。以謂翱特窮時憤世無薦己者。故丁寧如此。使其得志。亦未必然。有意無意中、有伏、以翱爲秦漢間好事行義之一豪雋。亦善論人者也。先抑起下、最後讀幽懷賦。然後置書而嘆不

○小心文

以謂らく。翺特に窮時、世に己れを薦むる者無きを憤る。故に丁寧此の如し。其れをして志を得しめば、亦未だ必ずしも然らず。翺を以て秦漢の間に事を好み義を行ふの一豪雋にして、亦善く人を論ずる者と爲すなり。最

讀李翱文

四百五十六

已復讀不自休。恨翱不生於今。不得與之交。又恨予不得生翱時。與翱上下其論也。况廼翱一時有道而能文者。莫若韓愈。又推開一步。成下矣。不過羨二鳥之光榮。歎一飽之無時爾。推是心。使光榮而飽。則不復云矣。若翱獨不然。其賦曰。衆囂囂而雜處兮。咸歎老而嗟卑。視予心之不然兮。慮行道之猶非。又怪神堯

後に幽懷の賦を讀み然して後書を置いて嘆じて已まず。復讀んで自ら休まず。恨むらくは翱今に生れず。之れと交はるを得ざるを。又恨むらくは予れ翱の時に生れて翱と其の論を上かするを得ざりしを。況んや廼ち翱が一時

○小心文

讀李翱文

四百五十七

以一旅取天下。後世子孫不能以天下取河北。以爲憂。嗚呼。使當時君子皆易其嘆老嗟卑之心。爲翱所憂之心。則唐之天下。豈有亂與亡哉。時以天下不能速夏。然翱幸不生今時。見今之事。則憂又甚矣。奈何。今之人不憂也。余行天下。見人多矣。紆餘婉轉。道公。脱有一人能如翱憂者。又疏遠與翱無異。其餘光榮而飽者。一聞憂世

○小心文

の有道にして文を能くせし者は、韓愈に若くは莫し。愈嘗て賦せしこと有り。二鳥の光榮を羨み、一飽の時無きを歎ずるに過ぎざるのみ。是の心を推すに、光榮にして飽かしめば、則ち復云はざらん。翺が若きは獨り然ら

讀李翱文

四百五十八

之言不以爲狂人。則以爲病癡。不怒則笑之矣。說庸人情態沈着痛快却位而不肯自憂。又禁它人使皆不得憂可歎也夫。調笑又冷語醒時人庸流之眼

此の文章は二節に分けて解くべし。第一節は、歐陽氏先世の宋時代より前なる唐時代に、李翱が國家の爲めに時事を憂ひたることを感心して敘べて同情を寄せたるなり。さて言ふに、予は始めて李翱が著述したる復性書を三篇皆讀み、心中にては、書意が天命の性に復ることを解釋せしのみ故、此れは中庸の書の義疏ぢやわい。智者は己れの天性を識らんと思は、中庸の原書を見れば、當然中庸に叶ふ天性に復るであらうし、愚者は此の復性書を讀みても逆も曉り得じ。さすれば智者の爲めにも愚

○小心文

す。其の賦に曰く。衆囂囂として雜處す。咸く老を歎じて卑を嗟す。予が心の然らざるを視、道を行ふの猶ほ非なるを慮る。又怪しむ。神堯は一旅を以て天下を取り。後世子孫は天下を以て河北を取る。こと能はず。以て憂と爲す。

讀李翱文

四百五十九

者の爲めにもならぬ故、斯様な義疏書を作らずして可なるものと曰ひたり。それより又、同人作の韓侍郎(退之なり。侍郎は朝官名なり。)に與へて賢を薦むる書云ふを讀み、又、これは李翱が特け窮して居たる時、世人が己れを官途に薦める者無かりしを憤に思ひ、其の憤意を晴さん爲めに書きたる故、此の如く丁寧に行届けり。李翱に志を得させて、望通りの官に就かせれば、亦必ずしも彼様は書かぬ。さて又今時の人にては、李翱を以て秦漢の兩時代間に世に在らしめば、時事を好み、義を行ふ一人の豪傑にて、亦善く人を論ずる明者ならんと思はる。それは予も同意なり。されども著書は、あまり感服せざりしに、最後に同人作の幽懷の賦を讀み、それに感服して書籍を机の上に置きて、嘆賞して已ます。復手に取り上げ、讀んで自休す。餘り慕はしさに、恨んで、李翱は何故今に生れざりしぞ。前時代の生者故に之れと交際することを得ざりし恨めしきよ。と思

○小心文

嗚呼、當時の君子をして皆其の老を嘆じ卑を嗟するの心を易へて、翺が憂ふる所の心と爲さしめば、則ち唐の天下に、豈亂と亡と有らんや。然れども翺幸ひに今の時に生れず。今の事を見れば、則ち憂ふること又甚しからん

讀李翱文

ひ、又予は李翱在世の時に生れて、李翱と論を取交すことを得ざりしか。とも恨みたり。況てや迺れ李翱と同時代に道義を躬行する有道者にて能く文を作りし者は韓退之に若くは莫し。其の韓退之が嘗て賦を作りたること有り。それは唐帝へ献上する二種の鳥が通行するに、國人に拜禮させたるを見て、二種の鳥の光榮を羨み、自己は一度も心に飽足る時無きを歎くに過ぎざる爾なりし。韓退之の心を推察するに、其の身に光榮を得させて、望みを飽かしめしならば、復羨むことは云ふまじ。が、李翱のみは韓氏は意見が異へり。韓氏の心中の如くならず。其の幽懷の賦の初めに、衆人が嘗々と喧ましく言ひて雜り處り、咸々老衰することを歎き、自分の卑きことを嗟くが、予の心は然うで無しと視ふ。國家に奉職して、仁義の道を行ふことも猶り非なりと思慮したり。神變と號し奉る我が唐の高祖皇帝は、一族國たる五百人の兵にて天下を取られしに、其の後世の子孫た

奈何ぞ今の人憂へざるや。余天下を行きて人を見ること多し。脱し一人も能く翺が憂の如き者有らば、又疏遠せられて翺と異なること無からん。其の餘光榮にして飽く者は、一たび憂世の言を聞かば、以て狂人と爲さざれば、

○小心文

讀李翱文

る今の唐帝は、天下の大兵を擁ちながら、謀叛人に取られ居る河北地方を取返すことさへ能はぬを怪しむ。予は以て憂とする書しあり。それ故に歎賞して感服せしなり。嗚呼淺ましく歎かばしき哉當時の君子に、皆老衰を嘆き卑官を嗟く心を入易へて、李翱が憂ふる所の心に爲せたならば、唐の天下は何さて亂るゝと亡ぶる事が有らんや、左様なことは有りはせぬのに、この意なり第二節は唐時代の李翱の憂國忠節を、今の宋朝へ徙して、我れ亦宋朝の憂國忠節者に爲り。當路の人に諷規せしなり。歐陽氏は之れが爲めに感慨を發し、さて言ふに、唐時代は以上述ぶる如くなりしが、李翱が幸ひに今の時(宋時代)に生れぬでよかりしなり。今在世して今の時事を見たらば、其の當時よりは憂が又々甚だしからん。奈何ぢや。今の宋の人、何故憂へぬか。(はいよく)目的の諷規に及べり。余は天下を旅行して、士人を見ることが多いが、其の士人が、脱し一人でも李翱の憂ふる如き心

○小心文

則ち以て病癡と爲さん。怒らざれば則ち之れを笑はん。嗚呼位に在りて自ら憂へ肯んせず。又它人を禁じて、皆をして憂ふることを得ざらむ。歎ず可きかな。

義疏は、意義の筋道の疏る様に解釋するなり。

讀法

讀李翱文

四百六十二

配を爲る者が有りたらば、又皆宋の在朝者に疏遠にせられて、李翱が唐時代に憂國者なるが故に疏遠せられたる如き不幸の身にならん。李翱の境遇と異なるも無からん。何となれば、當時宋の國人は、上下共に皆々樂觀して居て、其の身は各自私欲のみを圖り居し故なり。憂ふるまでも人は何ぞ道理とせんや。夫等の一般在朝者の餘にての光榮者、唐時代の二種の鳥の如く、君主に寵せられて得意満々たる、即ち光榮にて欲の飽足る者は一人にても此の憂世の言を聞かば、其の憂世者をば、狂人視せざれば病癡視し、憂世者に怒らざれば笑はん。嗚呼在位者にて自ら憂へず。又他の人にも禁じて皆々に憂ふることを得ざらむ。歎かはしき事かな。歎く可きかなとの意なり。

【文法】此の文は、文に離合收拾あり、後面數語の上に在りても亦感ずること有る言なり。樓氏の評なり。

讀孟嘗君傳

王半山

孟嘗君の傳を讀む。王半山。

讀法

王半山、半山は號にて、名は安石、字は介甫、又、荆公に封ぜられしを以て王荆公とも云ふ

世皆稱す孟嘗君能く士を得たり。士は故を以て之れに歸し、而して卒に其の力に賴て、以て虎豹の秦

○小心文

讀孟嘗君傳

四百六十三

此の文を作りたる王氏は、宋時代に新法を作り施行して國民を困しめたる奸邪人なり。されども宋帝は信任して吏部尙書と云ふ大臣に進め、荆公に封じ、死して後も大官諡號を贈りたり。惡運強き者も有れば有るものなり。然るに文學は古今に卓出し、作文に堪能なるは歐蘇諸家に雁行せり。これは戰國時代の齊王の王族田文（孟嘗君は號なり。）の客を好みたるを駁せり。作者は正人なられど、人を以て言を捨てざる意にて、謝氏は編入せしなり。

世皆稱孟嘗君能得士。士以故歸之。而卒賴其力以脫於虎豹之秦。嗟乎孟嘗君特鷄鳴狗盜之雄耳。豈足以言得士不然擅齊之強。

○小心文

を脱すと。嗟乎孟嘗君は、特に鷄鳴狗盜の雄のみ。豈以て士を得たりと言ふに足らんや。然らずんば齊の強を擅にして、一士を得、宜しく以て南面して秦を制す可し。尚ほ何を鷄鳴狗盜の力を取らんや鷄鳴狗盜の其の門に

讀孟嘗君傳

四百六十四

得一士焉。宜可以南面而制秦。尚何取鷄鳴狗盜之力哉。鷄鳴狗盜之出其門。此士之所以不至也。○此一轉筆力健語、數番重複、生姿致妙、在一順一逆、

此の文章は二節に分けて解くべし。第一節は、世の人は皆、孟嘗君は客を養ふことを好んで、食客が三千人も集まり屬き、其の内にて、良き士ありし故に、能く士を得たり。良き士を得たる故に、我れもく競ひて任用せられんを望みて、孟嘗君に歸服して屬し、卒に其の士の力に頼りて、虎豹の如き恐るしき秦王の許より、殺さるゝを脱れて齊に歸りたりと稱ふ。この意也。此の事跡は、秦の始皇より前の秦國主なる昭王が、孟嘗君田文の賢なることを聞き、一見せんを請ひたる故に、田文は秦

出づるは、此れ士の至らざる所以なり。

○字句解

頼其力の力は、鷄鳴者も狗盜との働きと云ふ事脱は、孟嘗君が殺さるゝを脱れたること。雄は、男鳥にて強き故、長の意に取るなり。耳は、俗に、イヤと言ひ放つ語意なり。士は、國家を治むる役に立つ一人前の夫なり。此處にては良士の意なり。

○小心文

讀孟嘗君傳

四百六十五

の國都へ行きたる處、卑怯にも昭王は、田文を囚へ、殺さんせし故に、人を以て王の氣に入りの姫に取り入りて命乞を爲せたり。然るに其の幸姫は、田文の所有する狐白裘を呉れるならば盡力せんと言ふ。されども其の裘は、已に秦王に獻じて王の倉庫に納れあり依て供に連れ來りし狗の眞似する盜賊に言ひつけ、秦王の倉庫へ忍び込ませて盜ませ、それを幸姫に獻じ、幸姫が昭王を旨く言くるめて、命乞して釋したり。田文は姓名を變じて、逃げ歸りて、秦領内の函谷關と云ふ關まで至りしに關所の法律にて、鷄が鳴かざれば通さぬ。其處へ追吏が追かけ及び、賊に危うき際に、又供の中の客に、鷄の鳴聲を能く眞似る者ありて、其の者がコケコーと鳴くや否や、多くの眞物の鷄が皆鳴きしを以て關を出るを得て、危うき場合を逃れて歸國せし也第二節は、王半山が駁するなり。嗟乎、孟嘗君は何も良き士を得たるに非ず。特に鷄鳴狗盜の雄のみのことなり。何さて

○ 小心文

不然是、豈士を得たりと言ふに足らんやで無ければ、返したる意なり。さうで無くばなり。南面、君は南に向き、臣は北に向くなり。されば人を従へるは南面、人に従ふは北面なり。制秦の制は、六國軍が秦國を攻撃して、秦王を制服するなり。尙何は、矢張り何の爲めに訝かるなり。取は、採用することなり。出其門は、其の家より出るこの意なり。

讀孟嘗君傳

四百六十六

士を得たりと言ふに足らんや。左様で無くて良き士を得たるならば、齊の王族の第一位に居り、齊の強盛を獨り専ら握ふまゝにして、一人にても良き士を得たらば、齊王たる者は、南面して他の楚、燕、韓、趙、魏の國王を參朝させて、何れも味方に屬し、都合六國聯合の山東軍を以て、いかに強き秦にても、制し得るに、尙ほ何さて、眞正の良士を得ず、鶏鳴や狗盜の名にぐらゐを取用ぬんや。左様なる者は良士では無い。鶏鳴狗盜の如き卑しき不正の者が孟嘗君の家に食客になりて居ること聞かば、鶏鳴狗盜の者と同列にて居ることを恥ぢ、良き士は決して行かぬ。此處が良き士の至ざる所以ぞこの意なり。

【文法】此の文は、轉折力あり、首尾百餘字無し、嚴勁緊束して婉轉凡て四五處、此れ筆力の絶えて、樓氏評せり。

文章軌範卷之五終

文章軌範卷之六種字集

○ 小心文

前出師の表。諸葛武侯。

臣亮言す。先帝業を創め未だ半ならずして、中道に崩殂す。今天下三分し、益州疲弊す。此れ誠に危急存亡の秋なり。然れども侍衛の臣、内

○ 小心文

前出師表

四百六十七

小心文

此の文集は、材、學、識、三つとも高くて、議論が世の教化に關して、古昔言を立て、朽ちぬ者は、此の集の文の如し。文章と云ふものは、徒巧みに美文などと云ひて、豈に書きたるを尙げず。世教に關するに足らざれば、工みにても益無し、人は能く此の集に熟すれば、學は進み、識も進み、而して才も亦進まんとなり。これは謝氏が曰へり。

前出師表

諸葛武侯

此の文章は、蜀漢の丞相たる諸葛亮、字は孔明が、後主劉禪に上つりたる上疏にて、前後二回上つりたる前回の上表なり。軍帥として發するに臨みて上つりしなり。

に懈らす、忠志の士
 身を外に忘る、者は
 蓋し先帝の殊遇を追
 ひ、之れを陛下に報
 いんと欲するなり。
 誠まことに宜よろしく聖聽せいいていを開ひら
 張ちやうし、以もつて先帝せんていの遺い
 徳とくを光あかりにし、志士ししの
 氣きを恢弘くわいこうすべし。宜よろ
 しく妄あだりに自ら菲薄ひはく
 して、喻たとへを引ひき義ぎを

臣亮言。先帝創業未半。而中道崩殂。
 今天下三分。益州疲弊。此誠危急存
 亡之秋也。然侍衛之臣。不懈於內。忠
 志之士。忘身於外者。伏伏筆。蓋追先帝
 之殊遇。欲報之於陛下也。伏後面克復中原。發露肺腑。
 誠宜開張聖聽。以光先帝遺德。恢弘
 志士之氣。宜。線索。不宜。妄自菲薄。引喻
 失義。以塞忠諫之路也。以上頂領。○第
 中府中俱為一體。陟罰臧否。不宜異

失うしなひ、以もつて忠諫ちゆうかんの路みち
 を塞ふさぐべからず。宮
 中府中は俱ともに一體いつたいた
 り。臧そう否ひを陟しつ罰ばつして
 宜よろしく異い同どうすべから
 ず。若もし姦かんを作つくし科か
 を犯かし、及および忠善ちゆうぜんを
 爲なす者もの有あらば、宜よろし
 く有司いうしに付つし、其そのの
 刑賞けいしょうを論ろんじ、以もつて陛
 下の平明へいめいの治ちを昭あきか

同。若有し作つく姦かん犯か科か。及および爲な忠善ちゆうぜん者もの。宜よろ付つ
 有司いうし論ろん其その刑賞けいしょう。以もつて昭あき陛下てんか平明へいめい之の治ち。
 不ふ宜よろ偏私へんし。使つか内外ないがい異法いふほう也なり。侍中じちゆう侍郎じりやう
 郭攸之くわくけいち。費禕ひえい董允とういん等ら。此こゝ皆みな良實りやうじつ。志慮しりょ
 忠純ちゆうじゆん。是以こゝ先帝せんてい簡拔かんぱつ。以もつて遺い陛下てんか。愚おろ以もつ
 爲な宮中きゆうちゆう之の事こと。事こと無な大小たうせい。悉しつ以もつ諮し之の。然しか
 後のち施行せしかん。必かな能よ裨補ひほ闕漏くわつろう。有あ所ところ廣益くわうい將しやう
 軍向寵きんきやうちゆう。性行淑均しやうけいしゆくきん。曉暢きやうちやう軍事きんじ。試用しゆよう於に
 昔日しやくじつ。先帝せんてい稱ほめ之の。曰いは能よ。是以こゝ衆議しゆうぎ。舉あ寵ちゆう

にすべし。宜しく偏私して内外をして法を異にせしむべからず。侍中侍郎敦攸之費禕董允等は此れ皆良實にして志慮忠純なり。是を以て先帝簡拔して、以て陛下に遺せり。愚以為宮中の事は、事大小と無く、悉く以て

以為督。愚以為營中之事。事無大小。悉以諮之。必能使行陣和穆。優劣得所也。親賢人遠小人。此先漢所以興隆也。親小人遠賢臣。此後漢所以傾頽也。先帝在時。每與臣論此事。未嘗不嘆息痛恨於桓靈也。侍中尚書長史參軍。此悉貞亮死節之臣也。死節二字殊妙願陛下親之信之。則漢室之隆可計日而待也。結前漢事。○第二段。根侍臣本布

之れに諮り、然して後に施行せば、必ず能く闕漏を裨補し、廣益する所有らん。將軍向寵は、性行淑均、軍事を曉暢し、試に昔日に用ゐらる。先帝之れを稱して能と曰ふ。是を以て衆議寵を擧げて以て督と爲す。愚以為

衣躬耕於南陽。苟全性命於亂世。不求聞達於諸侯。先帝不以臣卑鄙。猥自枉屈。三顧臣於草廬之中。諮臣以當世之事。由是感激。遂許先帝以驅馳。後值傾覆。受任於敗軍之際。奉命於危難之間。爾來二十有一年矣。先帝知臣謹慎。故臨崩寄臣以大事也。武侯世本領受命以來。夙夜憂慮。恐付託不效。以傷先帝之明。故五月渡瀘。深入

○小心文

營中の事は、事大小と無く、悉く以て之れに諮らば、必ず能く行陣をして和穆し、優劣所を得しめん。賢人を親しみ、小人を遠ざくるは、此れ先漢の興隆する所以なり。小人を親しみ賢臣を遠ざくるは、此れ後漢の傾

前出師表

四百七十二

不毛。今南方已定。甲兵已足。當獎帥三軍北定中原。庶竭駑鈍。攘除姦凶。興復漢室。還于舊都。此臣之所以報先帝而忠陛下之職分也。○暗含創業之意。第三段、根、志之士忘身於外、句、來、至於斟酌損益進盡忠言則攸之禕允之任也。忽入攸之等、敏、妙、是、常、蛇、之、法、願、陛下托臣以討賊興復之效。不效則治臣之罪。以告先帝之靈。暗、應、付、有、司、若、無、論、其、刑、賞、上、與德之言。則責攸之禕允等之咎。以

○小心文

類する所以なり。先帝在時、毎に臣と此の事を論じ、未だ嘗て桓靈に嘆息痛恨せざることをあらざるなり。侍中尙書長史參軍は、此れ悉く貞亮にして節に死するの臣なり。願くば陛下之れを親み、之れを信せば、則ち漢

前出師表

四百七十三

彰其慢。陛下亦宜自謀。以諮諏善道。察納雅言。深追先帝遺詔。百尺竿頭進一臣不勝受恩感激。今當遠離。臨表涕泣。不知所云。亦常蛇
此の文章は三節に分けて解くべし。此の上疏は嗣君に生別れる悲しき情趣あり、漢語にて酸楚云ふ、悲しくてならぬことなり。孔明の忠は、我が正成の若し。而も尙ほ情は切なり。之れを讀みて泣かざる者は忠義心亡き者なり。さて、第一節は、後主皇帝(劉禪)へ、臣たる亮が言す。先帝(劉備)は玄德は、吾が本宗たる後漢の帝業が亡びんとする故、朝廷の奸臣の巨魁たる曹操を討ち、帝業を恢復せんとの創業が、未だ半ならずして、其の中道(蜀帝の位に即きてより三年目に)に

○小心文

室の隆は、日を計へて待つ可きなり。臣は本と布衣、南陽に耕す。苟くも性命を亂世に全うして、聞達を諸侯に求めず。先帝臣が卑鄙を以てせず、猥りに自ら枉屈して、三たび臣を草廬の中に顧み、臣に諮るに當世の事を

前出師表

四百七十四

て崩殂し給へり。今天下が、蜀、吳、魏、曹操の國號の三國に分れ、我が蜀中の郡ある益州は疲弊して國勢が弱る。此れ誠に危急にて國の存亡に掛かる秋なり。然れども、陛下に侍して衛り奉る臣僚は、皇居内にて忠勤を懈らす、忠義の志篤き士は、外敵を攻撃するに身を忘れる。是れは蓋ふに先帝の殊別の御待遇を追憶して、其の恩報した陛下に致さんと欲するなり。依て陛下に於かせられては、誠に宜しく御耳を開き張らせられ、忠義の諫言を能く御聞入遊ばされて、先帝の御遺し遊ばされたる御仁徳を光大に遊ばして、忠志ある士の元氣を恢弘くさせ給へ御身分を非薄にして御不徳に安んじ、諫言を拒がんさて淺近なを喻を引き、道義を失ひて、忠義に諫むる路を御塞ぎ遊ばすなよ。この意なり。(これは先帝が亮を父と思へこの遺言ある程故宛も父が旅立に子に言聞かすが如し。)

第二節は宮中(皇居内)府中(外廷たる幕府)は、俱に一體なる故

以てす。是れに由て感激して、遂に先帝に許すに驅馳を以てす。後傾覆に値ひ、任を敗軍の際に受け命を危難の間に奉ず爾來二十有一年。先帝臣が謹慎を知る。故に崩するに臨んで臣に寄するに大事を以てす。命を受けて

○小心文

前出師表

四百七十五

臧き者を賞め陞せ、否き者を黜け罰するは、宮中と府中との二所の臣を異同成さるなよ。若し姦きことを作し科を犯す者、及び忠義を盡す善き者あらば、善惡兩者を何れも有司に手渡し、其の惡者を刑し、善者を賞することを論定させ給へ。斯くして陛下の公平明斷の治め方を昭かに遊ばせ、私意を用ゐて偏頗して、宮中と府中との内外治法を異にさせ給ふな。侍中侍郎(高等次等侍從官)なる郭攸之、費禕、董允等三人は、此れ皆心立て良く誠實にて、志し慮ることは忠義純一なる者なり。是以に先帝は簡み抜き上げ、陛下の衛に遺させられたり。愚以爲には宮中の事は、事の大にても小にても、悉皆此の三人に御諮遊ばせ、然うして徒に施行なされたらば、必ず能く御闕漏を禪補ひて、廣く大きに益を得給ふ所あらん。將軍の向寵は性質も行状も淑くて均しく、軍事に曉るくて暢べ働らかす器量あり。先帝御存世昔日に、御用ひ試しになり、先帝は稱めて能

○小心文

以來、夙夜憂慮し、付託の效あらざして以て先帝の明を傷らんとことを恐る。故に五月瀘を渡り。深く不毛に入る。今南方已に定まり、甲兵已に足る。當に三軍を奨帥して北中原を定むべし。庶くば驚鈍を竭し、姦凶を攘除

前出師表

力ある者さ仰せられたり。是故に衆議して選拔し、寵を擧げて中都督さ云ふ武官に致せしなり。愚父存するに、軍營中の事は事の大にても小にても、悉皆此の向寵に御諮り遊ばさば、必ず能く行軍致すに軍隊諸兵士が和睦して、優者は上官に居り、劣者は下官に居り、各自に等位を至當に得させて不平を無く致さむ。何分にも賢人を親しみ近づけ、小人へ諂諛に工みなる私欲主義の不忠者にて、表面は如何にも善人賢材者と思はるる偽君子を遠ざけ遊ばせよ。此の仕方は先漢の高祖が心がけ善くして興隆せし所以なり。其の反對にて小人を親しみ、賢臣を遠ざけたるは、後漢の天下が傾頽したる所以なり。先帝が在す時、毎に臣此の事を論じ、嘗てより後漢の桓帝や靈帝が、宮中に奉仕する小人たる宦官を信用して、親しみ近づけ、左様なる者に國政の大事を諮り、國が亂れて勢威が衰へたる事を申して、嘆息痛恨せざりしことは御坐無かりき。侍中兼尚書の官たる陳震

し、漢室を興復して舊都に還さんことを此れ臣が先帝に報じて、陛下に忠する所以の職分なり。損益を斟酌し、進んで忠言を盡すに至つては則ち攸之禱允が任なり。願はくば陛下臣に托するに討賊興復の效を以てし、效あり

○小心文

前出師表

長史の張裔、參軍の蔣琬、此の三人は、此れは悉く心底貞しく心變りせぬ、心亮かなる者にて、君國の難には、忠節の爲めに戦死致す臣なり。依て願はくば陛下は此の者等に親しみ、信賴し給は、漢の皇室を恢復すべき此の蜀漢の天下が隆昌に赴くことは、日を計へて待つ可く、相違御坐らぬを申せし意なり。第三節は、孔明が玄德(先帝)に屬せし始めよりの事を述ぶるなり。さて申すに、臣は本さ布衣なる無位無官の國民にて、躬は荊州南陽郡の野縣下字隆中さ云ふ片田舎に耕作し居り、只々仁義の道を躬行せんさ存する故に、亂世なりさて苟にも性命を全うして、名を賣ることな時の諸侯に求めず(封建制の諸侯に非ず。當時起りし英雄にて一方の有志巨魁を謂ふ)然るに先帝は臣を卑鄙き身分の者と思召さすに、辱き身を猥りに枉屈めて斟酌で病氣さ申して面會せぬに、三回も臣を草廬の中に御願みになり、拜謁致したれば、臣に當世の事、即ち強敵曹操の軍を

● 小心文

らすんば則ち臣が罪を治め、以て先帝の靈に告げよ。若し興徳の言無くんば、則ち攸之禕允等の咎を責め、以て其の慢を彰はせ。陛下亦宜しく自ら謀り以て善道を諮諏し、雅言を察納して、深く先帝の遺詔を追ふべし。臣

前出師表

四百七十八

如何にして討てば宜しからんか御相談になり。聊か愚見を申上げ、御感ありて、朕に臣事せぬか、朕を輔けぬか仰せられ此の様な恐れ入りたる御待遇を蒙りし故に、それに感激致して、遂に先帝に仕ふることを御承致して、それより軍事に驅馳りたり。然る處其の後、曹操の軍との戦ひに、首陽の長阪にて敗軍致し、先帝には御身一つを脱して御退軍なされし程の傾覆に値ひ、臣は天下を恢復致す重任を、其の敗軍の際に受け、呉の孫權へ援兵を乞ふ策を申上げ、御採用になりて、さて呉の國へ参る役目の御命令をば、此の蜀が亡びるかとも思はるゝ危難の間に奉じて、呉へ参つて承諾させ、呉より水軍三萬人の加勢ありて、曹操の軍を赤壁にて大きに敗り、それにて蜀は安全に續き來りたり。當時臣は二十七歳にて、爾來二十一年奉仕致す先帝は臣の謹慎を知るしめさる。故に御崩御の臨に、臣に卿の才は敵なる曹丕に十倍致すぞ。必ず能く國を安んじ、終に大事

恩を受けて感激するに勝へず。今當に遠く離るべし。表に臨んで涕泣し、云ふ所を知らず。

不可解

崩祖、國の君主の死せしを崩とも、祖とも云ふ疲弊さば、魏の軍に屢々侵され、疲れ弊るなり秋は、時の最中を謂ふ。聖聽は、天子の御耳と云ふことなり。後主が聽

● 小心文

前出師表

四百七十九

を定めん。若し嗣子を輔佐して可なりと思は、輔佐して呉れよとの大事を寄せ給ひしなり。其の天命を受けてより以來は、朝早く起きてより夜は夜半迄も、憂ひて歎き、御付託の效が無くて、先帝の明鑒を傷はんが恐れ、それ故に五月に瀘水を渡り、深く不毛の沙漠地に入り、叛きたる南方の夷蠻を討ち平げ今は南方已に平定し、甲も兵員も已に足り候へば、今よりは當然として、三軍なる官軍を奨め帥る。北の方中原なる魏軍を討定め申さん。心中にては、驚鈍き此の身ながら、盡せる限りの心力を竭し、姦凶なる魏主曹丕一派の者を攘ひ除け、漢の天下を興復し、都を舊都たる洛陽に還さんと庶れがひ候なり。此れは臣が先帝へ恩報じして、陛下に忠節を盡す所以の職分なり。陛下の御身の御益を進め、御損を除く様に、御損益を斟酌して、進んで忠言を盡すに至つては、臣不在中は、郭攸之、費禕、董允の任に候。願はくば陛下、臣には當の敵たる魏賊を討ち、天

● 小心文

前出師表

四百八十

光は、廣く光輝が照りわたる如くに廣大なる事
 恢弘は、胸が大きく廣く晴れて、氣持よく、氣強くなるを謂ふ。
 自非薄は、身分を輕んじ落さす意なり。
 威は善にて、否は惡なり。督は、中都督と云ふ將官なるを、督一字に略して書きたるなり。
 穆は、睦の意なり。不求聞達は、名が廣く聞は達くを求めぬなり。
 傾覆は、敗軍を形るなり

下を興復するの效を托せられよ。而して敗軍して效あらざれば臣の罪を糺して處罰成下され、先帝の御靈位に告げさせられよ又郭攸之等三人が陛下に御聖德を興すべき昌言を申上ぐる事無くば、三人の者等の咎を責めて、其の慢りを天下に彰はし給へ。さて陛下に於かせられても、御自分の御良心に謀り給ひ、善に叶ふ道義を御諮取ありて、下より申す雅しき言を察して納聽れさせられ、深く先帝の御遺詔にて、臣を父の如くに思へよとありしを追想さるべし。臣は先帝又陛下より大恩を受けて感激に勝へ申さぬ。今是非無く遠く離れて出征致さむ。此の上疏書を書き認むるに、悲しうて涕泣仕り、胸一ぱいに迫り茫と致して何を申すか、申せしことを存じませぬ。この意なり。
 【文法】此の文は、簡にして且つ盡し、直にして肆ならず。大なる哉言哉と、蘇東坡は評せり。

讀法

柳子厚墓誌銘 韓昌黎

柳子厚墓誌銘

韓昌黎

柳氏は名は宗元にて、子厚は字なり。前に柳河東として、作文者の姓、號を記したるは同人なり。其の人の死後に、韓退之が作りたるなり。

字句解

誌銘の誌は記なり。銘は名なり。古の人徳善功烈の世に名有るべき者あれば、器を鑄て以て銘し。而して無窮に傳へしむ。漢時代に至りて文を勒して墓前に埋む、之れを墓誌銘とす。而して此の文は、誌と銘と具はるもの也。

● 小心文

柳子厚墓誌銘

四百八十一

子厚諱宗元。七世祖慶。爲拓跋魏侍中。封濟陰公。曾伯祖奭。爲唐宰相。與褚遂良韓瑗俱得罪。武后死。高宗朝。皇考諱鎮。以事母棄太常博士。求爲縣令江南。其後以不能媚權貴。失御史權貴。人死。乃復拜侍御史。號爲剛

子厚諱（讀）宗元。七世の祖慶、拓跋魏の侍中と爲り、濟陰公に封せらる。曾伯祖爽唐の宰相たり。褚遂良韓瑗と俱に罪を武后に得て、高宗の朝に死す。皇考諱は鎮母に事ふるを以て太常博士を棄て、江南

直所與游。皆當世名人。子厚少精敏。無不通達。逮其父時。雖少年已自成。人能取進士第。駢然見頭角。衆謂柳氏有子矣。其後以博學宏辭。授集賢殿正字。雋傑廉悍。議論證據。今古出入。經史百子。踔厲風發。率常屈其座。人名聲大振。一時皆慕與之交。諸公要人。爭欲令出我門下。交口薦譽之。此一句、暗伏子厚得罪之由來。貞元十九年。由藍田尉拜

に縣令たるを求む。其の後權貴に媚ぶること能はざるを以て御史を失ふ。權貴の人死す。乃ち復侍御史に拜せらる。號して剛直と爲す。與に遊ぶ所は、皆當世の名人なりし。子厚少うして精敏、通達せざることに無し。其の

監察御史。順宗即位。拜禮部員外郎。遇用事者得罪。例出爲刺史。未至。又例貶永州司馬。居閑益自刻苦。務記覽。爲詞章。汎濫停蓄。爲深博。無涯涘。而自肆於山水間。（暗伏後面其文）元和。中嘗例召至京師。又偕出爲刺史。而子厚得柳州。既至。嘆曰。是豈不足爲政耶。因其土俗。爲設教。禁州人順賴。其俗以男女質錢。約不時贖。子本相侔。

父の時に速び、少年と雖も已に自ら成人し、能く進士の第を取り、嶄然として頭角を見はす。衆謂ふ柳氏子有りとの。其の後博學宏辭を以て、集賢殿の正字を授けられ、雋傑廉悍にして議論今古に證據し、經史百子に出入し、

則没爲奴婢。子厚爲設方計。悉令贖歸。其尤貧力不能者。令書其備。足相當。則使歸。其質。觀察使下其法於他州。比一歲免而歸者且千人。衡湘以南。爲進士者。皆以子厚爲師。其經承子厚。口講指畫。爲文詞者。悉有法度。可觀。以上敘事業。然後及交遊氣槩。遂京師而復爲刺史也。中山劉夢得禹錫亦在遣中。當詣播州。子厚泣曰。播

踔厲風發。率常以其の坐人を屈す。名聲大に振ふ。一時皆慕ひ、之れと交はる。諸公要人、争ふて我が門下に出ださしめんと欲し、口を交へて之れを薦譽す。貞元十九年、藍田の尉より監察御史に拜せらる。順宗位に即く

州非人所居。而夢得親在堂。吾不忍夢得之窮。無辭以白其大人。且萬無母子俱往理。請於朝。將拜疏。願以柳易播。雖重得罪。死不恨。遇有以夢得事白上者。夢得於是改刺連州。嗚呼。士窮乃見節義。先提一。今夫平居里巷。相慕悅。酒食遊戲。相徵逐。詡詡強笑。語以相取下。握手出肝膽。相示指天日。涕泣誓生死。不相背負。真若

禮部員外郎に拜せらる。○事を用ゐる者罪を得るに遇ひ、例出せられて刺史と爲る未だ至らざるに、又例して永州の司馬に貶せらる。閑に居て益々自ら刻苦し、記覽を務め、詞章を爲る。汎濫停蓄、深博にして涯涘無きを爲

可^レ信。一旦臨^ニ小利害、僅^ニ如^ニ毛髮比、反^レ眼若^レ不相識。落^ニ陷阱、不^ニ一引^レ手救^レ反^レ擠^レ之。又下^レ石焉者、皆是也。厚氣概、此宜禽獸夷狄所^レ不忍爲、而其人自視以爲^レ得^レ計、聞^ニ子厚之風、亦可以少媿^レ矣。以上敘事一節、畢竟是無用語、一結歸^ニ子厚、妙甚。子厚前時少年、勇於爲^レ人、不自貴重、願藉^ニ謂^レ功業可^レ立就^レ。故坐廢退。社理暗應^ニ諸公要人處^ニ。既退、又無相知、有^レ氣力得^レ位者推挽^ニ故卒死^ニ於窮裔。

す。而して自ら山水の間に肆にす。元和中嘗て例して召されて京師に至る。亦偕に出されて刺史と爲る。而して子厚柳州を得たり。既に至る。嘆じて曰く。是れ豈政を爲るに足らざらんやと。其の土俗に因り、爲めに教禁

材不爲^ニ世用、道不行^ニ於時也。使^ニ子厚在^ニ臺省時、自持^ニ其身、已能^ニ如^ニ司馬刺史時、亦自不^レ斥。斥時有人力能^レ舉之。且必復用、不^レ窮。然子厚斥不^レ久、窮不^レ極。雖有出^ニ於人、其文學辭章、必不能自力以致^ニ必傳^ニ於後世、如今無^レ疑也。此五節議論有^ニ斷制、有^ニ回斡、有^ニ馳驟、意氣激昂、光彩燦爛、一節高一節、文章之妙、如此寧幾。○應^ニ首段文章、○見^ニ四柳所以終^ニ於貶謫、遂又趁^ニ勢打^ニ其^ニ一、雖^レ使^ニ子厚得^レ失、而歸^ニ到文章上、爲^ニ結筆、如^ニ游龍、一雖^レ使^ニ子厚得^レ所願、爲^ニ將相於一時、以^ニ彼易^ニ此。

○小心文

を設く。州人順頼す。其の俗男女を以て錢に質す。約す。時に購はずして、子本相俸しくならば、則ち没して奴婢と爲すと子厚爲めに方計を設け、悉く贖ひ歸さしむ。其の尤の貧にして方能はざる者は、其の備を書せしめ、

柳子厚墓誌銘

四百八十八

孰得孰失。必有能辨之者。更幽遠。子厚以元和十四年十一月八日卒。年四十七。以十五年七月十日歸葬萬年先人墓側。子厚有子男二人。長曰周六。始四歲。季曰周七。子厚卒。乃生女子二人。皆幼。其得歸葬也。費皆出。觀察使河東裴君行立。立有節槩。重然諾。與子厚結交。子厚亦無之盡。竟賴其力葬子厚於

相當るに足れば、則ち其の質を歸さしむ。觀察使其の法を他州に下す。一歳なる比ひ、免じて歸る者且に千人ならんとす。衡湘以南。進士と爲る者、皆子厚を以て師と爲し、其の子厚の口講指畫を繼承して、文詞を爲る者、

○小心文

柳子厚墓誌銘

四百八十九

萬年之墓者。舅弟盧遵。遵涿人。一變性謹順。學問不厭。自子厚之斥。遵從而家焉。逮其死。不去。既往葬子厚。又將經紀其家。庶幾有始終者。銘曰。是惟子厚之室。既固。既安。以利其嗣人。以上疊用子厚家。遂勢入孫。

此の文章は七節と銘とに分けて解くべし。第一節は柳子厚の家系譜と祖先の人格とを記す。誌は傳記なり。傳記を書くには之れを首めに書き序づるは定まりなり。さて言ふに、柳氏の字は子厚にて、諱は宗元（目下の者が名を呼ぶは失敬故、忌名と

○小心文

悉く法度の観る可きこと有り。其の召されて京師に至り、而して復刺史と爲るや、中山の劉夢得禹錫も亦遣中に在り。當に播州に詣るべし子厚泣て曰く。播州は人の居る所に非ず而して夢得の親堂に在り。吾れ夢得の窮

柳子厚墓誌銘

するなり。云ひ、七世（其の身を一世として）目前の祖先は慶云ふ人にて、此の柳慶は唐の前なる南北朝時代の北朝魏の侍中官に爲りて、濟陰公に封ぜられ、曾祖父の兄なる爽云ふ人は唐の宰相に爲り、時の名臣たりし褚遂良や韓瑒と俱に、高宗皇帝の皇后たる武后に罪を得て、高宗の朝に死したり。此の皇后は、北條の娘の政子より甚だしくて、高宗が崩する迄にも宗室賢臣を讒言して死を賜はせ、崩したる後には、唐の天下を奪ひて、國號までも己れが思ふまゝに更へ、尤も憚らず宗室賢臣を邪覓者として殺したり。柳爽も死を賜はりて死せしなり而して皇考の諱は鎮と云ひたり。此の父なる柳鎮は、母に事へて孝心にて、太常博士と云ふ、禮樂を掌る朝廷の官を拜命したるが、家族が吳の國の地に在り、母も居る故、母に事へて孝を盡したるに、其の様なる高官を棄て、まで、江南の宣城縣の縣令に爲らんを求めたり。斯くも孝子なりき。其の後に官が進

して辞の以て其の大人に白すること無きに忍びず。且つ萬母子俱に往くの理無し朝に請ふて、將に拜疏して柳を以て播に易へんとす。重ねて罪を得て死すと雖も夢得の事を以て上に白す者有るに遇ふ。夢得是に於て改めて

○小心文

柳子厚墓誌銘

みて、朝廷に在りて諸官吏を監察する中利役なる御史官に爲りしに、權勢ある貴官に、性質として媚諛ふこと能はず。寶參と云ふ權官の機嫌を觸ひ、それが爲めに御史官を免じられて失ひ權貴人たる寶參が死して、出世を妨ぐる者が無くなり、乃て復天子に侍する侍御史を拜命したり。此の人の人格を、人は號して剛直人と云ひ、憚りて貴び、與に交際を深くして遊ぶ者は、皆當世の名高き人にてありしとの意なり。第二節は柳子厚の生立と人格、官途上の境遇を記す。さて言ふに、子厚は少年の頃より精敏にて、心を精細に用ゐて敏捷く、事物の理に通達せざることを無く、父柳鎮が戸主たりし時に逮んで、少年なりしかども、已に自然と成人の如くありて、能く進士の第を取りて、官吏登用試験に及第し、嶄然として石山が高く見はれし如く頭角を見はしたる如く、世人に仰ぎ見られ、衆人は柳氏には良き子が有ると謂ひて羨ましがたり。成長して

○小心文

連州に刺たり。嗚呼士、窮して乃ち節義を見る。今夫れ平居里巷相慕悦し、酒食遊戯相徵逐し、詡詡として強めて笑語して以て相取下し、手を握り肝膽を出して相示し、天日を指して涕泣し、生死相背負せざらんと誓ひ、

柳子厚墓誌銘

四百九十二

より後は、博學宏辭の科の即ち人撰試験に及第して、集賢殿の正字さて、朝廷の編輯局の文字校正を爲る官を授けられ、文章も作りたるが、其の作れる文章が、儻傑さて儻傑して傑れ、廉悍さて廉直に整然として手強く、文中の議論は古今に證據を取り其の素養としては、六經たる經書、歴史、賢人が著述したる百家の予書を出入して讀込みたるに基く。議論の主旨が卓絶して厲しくて、鋭く風が吹き發る如くありて、率ば常も共に其の坐に在る人を屈服させることにて、名が大きに廣く聞こゆ、一時は世人が皆敬慕して、子厚に求めて交際し、朝廷の諸公爵地位の大官や、要路に在る高官の人たちが、何れも我れ推舉して恩を被せて鼻高せんさて、先を争ひて、己れくの我が門下より出でしめんと欲し、交口に子厚を薦め譽め、子分に爲たがる者ばかりなりき。其れ故に任官も蚤くて、貞元十九年に、藍田縣令の次官たる尉に役づきてより、引上られて監察御史を拜命し

眞に信す可きが若きも、一旦小利害の僅に毛髮の比の如きに臨んで。反眼して相識らざるが若くし、陷阱に落つるも、一たびも手を引き救はず。反つて之れを擠して、又石を下す者、皆是れなり。此れ宜しく禽獸夷狄も爲す

○小心文

柳子厚墓誌銘

四百九十三

順宗帝が位に即きて、禮部員外郎を拜命し、時の政事を執り用ゐる者なる王伾や王叔文が、罪を得るに遇ひ、それに連坐になりて、其の例として出され、邵州の刺史(地方長官)に轉せられ未だ其の州職へ赴任せざるうちに、又例として永州の司馬さて州廳の次官に貶さる。斯く地方官に貶さるゝ起因は、大官連が子分に爲たしと望みし中の、王伾王叔文に推舉されしが不幸の原因にて、王氏二人は賢者で無く、己れの爲めに子厚を推舉せし程故、罪を得て王伾は開州の司馬に、王叔文は渝州の司馬に貶され、其の後王伾は貶所で病死し、王叔文には死を賜ひ、即ち電信が断れたり。されど子厚は概渡りせざりしなり。さて子厚は閑になり、氣を轉じて此の閑散時を利用し、好む作文に益々刻苦して、諸記が廣くなる爲めに書籍を覽るを務め、詩文章を爲り、汎濫さて廣く水の満ちきる如く學問し、停蓄さて心に肥臚し停め蓄へ、奥深く問博く爲し、涯淡無しさて水際果無

●小心文

に忍びざる所なるべし。而して其の人自ら視て以て計を得たりと爲す。子厚の風を聞かば、亦以て少しく媿つ可し。子厚前時少年に、人の爲めにすること、勇み自ら貴重願籍せず。謂へらく。功業立どころに就す可しと。

柳子厚墓誌銘

四百九十四

き如く博く物を識り、自身の意思を山水の間にて思ふ儘にしたりの意なり。第三節は、柳子厚の政績を叙して、仍ほ文章上に歸せしことを述ぶ。さて言ふに、元和年間に、嘗ての例にて、他の地方官に出されし者も共に、召されて京師に上り、執政中の大官は朝官に進めんと思ひしなれども、諫官が誰もかれも不可と曰ひ、時の皇帝たる憲宗は、武元衡なる高官と共に、貶謫人を罪も無きに悪みし故、又同じ運命に在る韓泰、韓晔、劉禹錫、韋執宜、陳諫、冀など借に出されて刺史に爲り、而して子厚は柳州が得り、既にして赴任し、州の様子を觀て嘆して、是の管内は何ぞて政治を爲すに足らざらんや。隨分政治を爲るに足ると曰ひ、其の土地の習俗を變へず、習俗の儘に因り、州民の爲めに教育と禁令とを設け、(是れ患難に素しては患難を行ひ、時に中せし乎。)州政に骨を折りたる故に州人は順從して信賴したり。然

故に坐して廢退す。既に退き、又相知の氣力有りて位を得し者推挽すること無し。故に卒に窮裔に死し材世用を爲さず。道時に行はれず。子厚をして臺省に在る時自ら其の身を持すること、已に能く司馬刺史の時の如くなら

●小心文

柳子厚墓誌銘

四百九十五

る處其の州の習俗に、男子にても女子にても、人質抵當品にして金錢を貸借を爲すとありて、貸借する際には、返濟期に贖せすに、子錢と本錢同額になりたらば、流として没て奴婢に爲ふと約束するなり。子厚は憫然に思ひ、其の不幸者の爲めに方計を設け、其の方計に依て、悉く贖歸させたり。不幸者の中にも、尤も貧窮にて、力にて受出すこと能はざる者は、質取主に命じて、州廳用の公役人夫に出させ、公役としては無賃故、質取主に雇賃を下げず、公役を務むる勞動本人には、特別仁政にて雇賃を下渡す事とし、其の備はれ賃を本人毎に書止させ、賃金を刺史が保管り置き、本人の手控額が、質受金額に相當するに足れば、その金を質取主へ直接に拂ひ渡し、人質を人質者の家へ歸させたり。州の上には別に觀察使ありて、これは師團長にて衆刺史の務其他管内の臧否を觀察する官なるが、觀察使が此の善政を聞き、其の法を他の管内の州内にも、刺史に命

○小心文

しめば、亦自ら斥けられず。斥けらるる時、人有りて力能く之れを擧げば、且つ必ず復用ゐられて窮せざらん。然れども子厚の斥けらるゝこと久しからず。窮極らずんば、人に出ること有り。雖も、其の文學辭章、必ず自

柳子厚墓誌銘

四百九十六

じて實行させたるに、一年立つ比に、奴隸苦役を免れて歸る人質者が、其の員千人にもならむさしたり。是れ柳子厚の治績なり。其の他に、衡山や瀘湘湖より南にて、進士に爲る者は皆子厚を師匠として、子厚の口にて講義し、作文を添削して指畫するを經ひ承け、文詞を爲る者多く、作りたる文章は、何れも皆それ／＼法度が有りて、觀るべき所あるこの意なり。第四節は、子厚が友誼に篤きと、子厚が交遊したる者等の薄情者なるを述ぶ。さて言ふに、前に述べし如く、召されて上京して、復出されて刺史として赴任する時、彭城縣中山の人劉禹錫字夢得（これも二王氏の罪に連坐せし人）も亦遣らるゝ中に在りて、播州の刺史として其の州に遣らるゝなり。子厚は其れを聞きて泣き、播州は人の居る所に非ず。而して夢得には堂に母親あり。吾れは夢得が窮して、止むを得ず母も借に不健康なる厭なる地に行かば、斯ては黃泉に在る其大人に辭白が無か

○小心文

ら力めて以て必ず後世に傳ふるを致すこと今の疑ひ無きが如くなること能はざるなり。子厚をして願ふ所を得て、一時に將相たらしむと雖も彼れを以て此れに易へば、孰れか得孰れか失、必ず能く之れを辨する者有らん。

柳子厚墓誌銘

四百九十七

らん。其れが氣の毒に忍びぬ。且又萬々母子俱に往く理無し。これは一番朝廷に願ひ、拜疏して、自分が往く柳州を振替へて劉此を柳州の刺史にして戴き、吾れは易へて播州へ往かむ。之れを爲る爲めに、重れて我が身に罪を得て死刑に處せらるゝことも恨みぬ。劉氏さへ救くれば満足なり。さうぢや／＼と着手に掛かりし折柄に、中丞官の裴度が、八十歳の母が有るに、遠地へ遣るは不孝を天下に示るのかさて、皇帝に申して止むることに盡力したる故、皇帝は聞入れ、於是にて改めて連州の刺史に爲りたり。嗚呼感心ぢや子厚は。子厚は此の時窮り居たり。士たる者は、窮つて乃て節義が見ゆる。それに引かへ、今夫れも實は子厚が懇意に交際せし者共が、子厚の今の落目を氣の毒とせぬ仕打を責めん爲め、表面は一般の官吏社會の事にして、平居に里巷にて、親友と言ひて相ひに慕ひ悦き、酒食を共にして飲食し、遊び戯れて、相ひに我が方へ招き徵せ、又逐かけて

○小心文

子厚は元和十四年十一月八日を以て卒す。年四十七。十五年七月十日を以て、萬年先人の墓側に歸葬す。子厚は子有り。男二人。長を周六と曰ふ。始めて四歳。季を周七と曰ふ。子厚卒して乃ち生る。女子二人。皆幼なり。其の

柳子厚墓誌銘

四百九十八

先方へ遊びに行き、詔々として強めて諂ひ笑ひ、以て相ひに機嫌を取下ひ、親しみ狃れて手を握り合ひ、肝膽を口より出すが如く心中を吐出し、思ふことを明して示せ、天日を指して、涕泣して、生きるも死ぬるも御相ひに背負かれ。何も共にするぞと誓はし、それを見れば真に信すべきが若くなるが(以前に小人共が子厚に仕向けたるも斯の如しと含むならむ)それが一旦小さき利害が我が身に及ぶこと毛髮比の様な場合に臨れば見ても反眼をして、以前相ひに識る人にて無きが若くし、陷阱に落ちたる如き不幸なる(貶謫さるゝ境遇に比す)時に、一たびも手を引上げて救はず。反つて擠おこし、又、石を投げ下すが如くする者(今子厚に仕向ける況を含む)皆是れなり。此の様なる仕向は、禽獸夷狄でも爲すに忍びぬ所なるべし。さて小人なる殘人共は、自分には妙計を得たりと視爲ふなり。子厚が禹錫を救はんさせし風を聞かば、亦以て少しは婉るならん

歸葬を得るや、費皆觀察使河東の裴君行立に出づ。行立節槩有り。然諾を重んず。子厚と交を結ぶ。子厚も亦之れが爲めに盡す。竟に其の力に頼る。子厚を萬年の墓に葬る者は、舅弟盧遵なり。遵は涿人の性謹順。學問厭はず。

○小心文

柳子厚墓誌銘

四百九十九

この意なり。(子厚と禹錫との舊交友に當て、言ふなり)第五節は子厚の平素を敘し、敘したる事を論定す。さて言ふに子厚は前時の少年の時分より、大體親切なる人にて、己れの事を次にして、人の爲めに親切にすることに勇み、自分を貴重にして、人を顧みまじさて親切行爲を惜む人にて無く。其の様なる心がけ故に、功業は何時にても立どころに直ぐ成就すべしと謂ひ、今一つ考へざりし故に王氏二人の罪に坐へられて、朝官を廢され退けられたり。王氏の黨では無けれど、就きたる王氏が良からず。子厚は既に退けらるゝに相知者の氣力が有りて位を得し者が、子厚を推挽して護る者無かりし。それ故卒に窮したる裔にて病死せり。材能が有りながら世の用に爲らず。仁義の道も時に行ひ得ざりしなり。子厚が御史臺や尙書省に朝官で居し時、身分の身を重く持ち、其の時分に已に能く司馬や刺史に貶されし時の様な心がけ有りしならば、自分は斥けられ

○小心文

子厚の斥けらるゝよ
り、遵從ひて家す。
其の死するに遠んで
去らず。既に往いて
子厚を葬り、又將に
其の家を經紀せんと
す。始終有る者に庶
幾し。銘に曰く。
是れは惟れ子厚の室
既に固く既に安し。
以て其の嗣人を利せ

柳子厚墓誌銘

ざりしならん。扱又斥けらるゝにしても、其の時に勢力ある人が能く擧ぐるこゝ有らば、必ず復用ゐられて窮しは爲まじきに否々。然うは思へども、子厚が斥けらるゝこゝが久しからず、窮するこゝが斯く極まらざりしならば、人の上に出るこゝ有りとも、其の文學詩文章が、自分勉強して、必ず後世に傳はる様にするこゝ、今の名高き様に、疑ひ無き様にするこゝ能はざるならん。子厚に願望する所を得させて、其の窮せし時と同一時に、將帥に爲らすか宰相に爲らすかしても、彼の文學辭章が後世に傳はる名譽を、此の將相にも爲る功名に易へば、就れが得にて、就れが失ならんか。必ず能く之れを辨へ知る者あらん。(後世に文學辭章の名の傳はる方が得この意を含むなり)この意也。第六節は墓誌の文の定まりにて、死、葬の年月日と、子孫の大略を記す。子厚は元和十四年十一月八日に卒去し、年は四十七歳にて、同十五年七月十四日に、萬年と云ふ地の先人の墓側

ん。

○可解

拓跋魏は、拓跋は姓にて魏は國號なり。
曾伯祖は、曾祖父の兄也
武后は、高宗の皇后にて高宗の崩後に則天武后と稱し、唐の天下を篡む。恐ろしき婦女なり。
皇考、皇は大の意にて考は死亡せし父を謂ふ。
皇室ならずとも、當時は斯く言ひたり。
障は、卓に同じ。もねけたる事なり。

○小心文

柳子厚墓誌銘

に歸して葬る。子厚には子が有りて、男の兒二人あり。長男を周六と曰ひ、始け四歳なり。季子を周七と曰ひ、子厚が卒去して直ぐに生れたり。女兒は二人ありて、皆幼少の意なり。第七節は子厚の葬事、又、死後に誠實を盡したる人々の厚意を記す。子厚の遺骸を柳州より、萬年なる地へ遙々送り、歸し葬るこゝを得しは、中々の費用なるを、其の費用は皆、子厚の屬しありたる觀察使にて、河東の人なる裴行立君が出發したり。行立は義を立つる心がけある人にて、然諾せしこゝを重んじて違へず、必ず履行する人なり。子厚と交際を結び、子厚も裴止の爲めに誠を盡せり。竟に其の裴行立の力に頼りて、而して身を勞して子厚を萬年の墓に持歸りて葬りし者は、舅弟の盧遵なり。此の盧遵は涿郡の人にて、性質謹み深く從順なる上、學問好にて學ぶを厭はず。子厚が斥けられて柳州へ行くに、遵は從ひ行きて同地に家を持ち、(同職にて屬官を勤め居しならん。

○小心文

汎溢は、水漲りて廣く滿つるなり。
涯浹は、水際なり。
肆は、氣儘にするなり。
子本の子は利子にて、本は元金なり。
其備の備は、備錢を謂ふ。
衡湘の衡は五嶽中の一なる衡嶽にて、湘は瀟湘湖なり。
大人は、父を稱す。
詔詔は、詔ふ聲の貌なり。
肝膽は、赤心を謂ふ。
利害、利は添字にて専ら害の意なり。
順籍の籍は、惜の意也。

大唐中興頌序

或は子厚の家宰たりしか。子厚が死するに遑んで、子厚の家を去らず。柳州より遺骸を護り往り、子厚を葬りて、又子厚の家死後の生計が立つ様に經紀を致さんと爲し居る。裴行立も盧遵も、始あり終ある正しき者に庶幾し。(前に述べたる薄情者は反對)この意なり。
銘は、是れは惟れ、子厚の室にて、既に堅固に埋みあり。子厚の靈は、既に安心致せり。以にて子厚の嗣人を利するならんとの意なり。

【文法】此の文章は、首は敘事なり。第四節の首めに前節の首を遙に承けたるを接銜法と云ふ。末の二節は墓誌の通例なり。誌を詳かにせし故に、銘は短簡に略せり。

大唐中興頌序

元次山

此の文章は唐の中興を頌したる、其の序なり。頌とは詩の六義の一にて、盛徳の形容を記して美め、其の盛徳に出づ

讀法

大唐中興頌の序。元次山。

子句解

頌序は、序とあれども、實は頌なるを、謙遜して頌序と曰ひしとも云

讀法

天寶十四年、安祿山洛陽を陷る。明年長安を陷る。天子蜀に幸す。太子靈武に即

○小心文

大唐中興頌序

る成功を、神明に告ぐるものなり。大唐と大を加へたるは國號を尊稱せしなり。中興とは玄宗皇帝が安祿山を寵し、楊貴妃を愛し、楊國忠を幸し、安祿山、史思明、尋で反し玄宗は京師たる長安を棄て、亂を蜀に避け、太子位に即きて安祿山の亂を平げ、史思明を討じ、天下定まりたるを中興と云ふなり。作者は唐朝の大官にて、姓を元、名を結と云ひ、次山は字なり。

天寶十四年。安祿山陷洛陽。明年陷長安。天子幸蜀。太子即位於靈武。明年皇帝移軍鳳翔。其年復兩京。上皇還京師。於戲前代帝王有盛徳

○小心文

位す。明年皇帝軍を鳳翔に移す。其の年兩京を復し。上皇京師に還る。於戲前代の帝王盛徳大業有る者は、必ず歌頌に見はる。今大業を歌頌し、之れを金石に刻するが若きは、文學に老いたるに非ずんば、其れ誰れか宜し

大唐中興頌序

五百四

大業二者必見於歌頌。若今歌頌大業刻之金石。非老於文學。其誰宜爲。

此の文章は短けれども二段に分けて解くべし。第一段は玄宗治世年號の天寶十四年に、安祿山が反して唐の東都たる洛陽を陥し、明年に首都たる長安を陥し、天子即ち玄宗皇帝は蜀に幸して亂を避け、(其の途なる馬嵬にて、供奉の將士が憤怒して、楊國忠を斬殺し、楊貴妃を縊めて殺し、太子を此の地に留めて蜀に至りて、太子は皇帝として軍を鳳翔に移し、其の年に洛陽と長安との兩京師を復へし、上皇たる玄宗は京師長安に還りたり。於戲長き事かな、古昔前代の夏殷周なる聖帝王の盛徳大業有る者は必ず歌頌に見はれある。今此兩京を速に復へし給へる大業を歌頌して、金屬が石材かに刻置くなどは、文學に老け長じた

く爲すべけん。

○可詒

移は、敵方面へ押寄せる事なり。於戲は、歎美する感歎詞なり。

○可詒

箕子廟碑の陰に書す柳河東。

○可詒

陰は、碑石の背面なり。書は、刻する文を書く也

○小心文

書箕子廟碑陰

五百五

書箕子廟碑陰

柳河東

箕子は、殷の悪王たる紂王の時の王族にて、箕國に封ぜられ、子爵の諸侯たり。紂王を諫めしかども用ゐず。遂に伴狂して國を去り、朝鮮國を建てたり。されど其の廟漢土に

る者に非れば、爲して宜しきものが、爲しては宜しくなきものぞと謙遜せしなり。(されど是れは其の實は識りたるものにて、頌の反ならん云へり。何となれば玄宗自ら亂を招き、緩急の際には言へ、太子は父帝の命を受けずして自立したるに歸す。然らば何ぞ頌すべけんや。盛徳大業と言はで、單に大業のみあるにて作者の意を察知すべし。此の意なり。【文法】此の文は、語短く、意長く、善く事理を敘し、辯にして華ならず、實にして俚ならず、文は直にして、事は核に、美を虚しくせず、惡を隱さぬと茅氏評せり。

故に忍びず。且つ是の二道は、之れを行ふ者有り。是を用て其の明哲を保ち、之れと俯仰し、是の譽範を晦まし、囚奴に辱められ、昏にして息邪無く、蹟にして息まず。故に易に在て曰く。箕子の明夷ると。正しうして難を

天地變化。我得其正。其大人歟。結上三上大人。於虜。當其周時未至。殷祀未殄。比干已死。微子已去。向使紂惡未稔。而自斃。武庚念亂。以圖存。國無其人。誰與興理。是固人事之或然者也。然則先生隱忍而爲此。其有志於斯乎。唐某年作廟。汲郡歲時致祀。嘉先生獨列於易象。作是頌云。蒙難以正。授聖以譽。宗祀用繁。夷

蒙るなり。天命既に改まり、生人以て正しきに及んで、乃ち大法を出して、用て聖師と爲り、周人以て彝倫を序で、大典を立つるを得。故に書に在て曰く。箕子を以て歸り、洪範を作ると。法聖に授くるなり。朝鮮に封

民其蘇。憲憲大人。顯晦不渝。聖人之仁。道合隆汚。明哲在躬。不陋爲奴。行讓居禮。不盈稱孤。高而無危。卑不可踰。非死非去。有懷故都。時拙而伸。卒爲世模。易象是列。文王爲徒。大明宣昭。崇祀式孚。古闕頌辭。繼在後儒。

此の文章は序四節と頌とに分けて解くべし。第一節は箕子が大人（聖人）と言ふが如くなれども、易經に關係して述ぶる故、易に聖人を大人と曰ひあるに因みて、斯く大人と書けり。なるこ

せらるゝに及んで、道を推し俗を訓へ、惟れ徳陋しとするこ
と無く、惟れ人遠し
とすること無し。用
て殷祀を廣め、夷を
して華と爲らしむ。
化民に及ぶなり。是
の大道を率ゐて、厥
の躬に慕む。天地變
化するも、我れ其の

孔子が箕子の事を經書に書くに、苟めにせず、丁寧に書きたり
このことを述ぶ。さて言ふに、總じて聖人が道義を躬行するに
は、三様の境遇行爲がある。其の一は行爲が正しきに難を蒙る
ことにて、二には世法を己れと同じ道徳を有する聖人に授くる
ことが有り、三には己れに具へたる道徳を以て、それより生る
徳化を人民に及ぼすことがある。と云ふ所以は、殷の天下が亡
びる時に、殷に仁徳を具有する人が有りて、其の人を箕子と云
ひたり。實に茲の仁義の道を身に具有して、世に立ち身を處し
たり。斯る聖徳ある人なりし故に、孔子は六經に箕子に關する
ことを述ぶるには、其の旨趣を、尤も懇懇に書きたりたりなり。
第二節は箕子が、紂王の世の道が亂れし時、殷が亡びたる時、
又、其の後の行爲が、何時も時に中して正しかりしことを述ぶ
さて言ふに、殷の紂王の時に當つて、仁義の大道が、道に悖き
て亂れきり、天意に背きて天なる上帝は怒り、天威が動きて天

正しきを得るは、其
れ大人歟。於虜。其
の周の時未だ至らず
殷の祀未だ殄えざる
に當つて、比干己に
死し、微子己に去る。
向に紂をして惡未だ
稔せずして自ら斃れ
武庚をして亂を念ふ
て以て存を圖らしめ
ば、國其の人無くん

變地異が頻りに起り、斯も上帝より氣を付けられしも、警戒し
て惡行狀を改むること能はず。箕子の他に比干、微子の二人も
聖人がありて、箕子と共に三人も親族中の聖人が、更るゝ諫
言したるが、聞入れ用ゐること無く、比干は進んで諫言して、
それが紂王の心に忤ひ、比干は殘酷なる殺され方にて殺されて
死し、自分の死するも殷の天下が亡びるこの滅時の運命二つを
併せて受けたり。これは誠に仁義に叶へる行爲を果したり。さ
れども其の後紂王は改心せぬ。箕子も同様命を捨て、諫言す
る心はあれども、身が殺されては、殷の家を繼ぎて祖先の祭祀
を取續きて爲るに益無し。それ故に死諫を爲さず。兎角する中
に、微子は殷の都を逃れ出で、暫く民間に潜みて様子を見居た
るを、周の武王（此の時は周侯にて諸侯なりし）が大切に衛り
周の客分させしに依り、身を委れて、後に宋國に封ぜられ、諸
侯の資格に下りて殷の相續して、祖先の祭祀を存けたり。是れ

○小心文

ば、誰れと與にか理
を興さん。是れ固よ
り人事の或は然る者
なり。然らば則ち先
生隠忍して此れを爲
すは、其れ斯に志
有る乎。唐某の年、廟
を汲郡に作り、歳時
祀を致す。先生獨り
易象に列するを嘉し
是の頌を作ると云ふ

書箕子廟碑陰

亦誠に仁義に叶ひたる行爲なり。併し箕子は、己れまでも微子の如くに爲しては、紂王の敵たる周に與して、武王と共に吾が家たる殷を亡ぼすに與はりし嫌疑生る。それ故それも爲すに忍びず。以上二人が實行する二様の仕方、即ち死諫と、祀を存する事とは、箕子も心に具へ居たれど、其の事は行ひ濟になりし故、是を用て其の明かに哲き心を身に潜めて保ち、紂王の行爲を仰いで見、俯して見ず。見ゆ隠れに觀察して、當然此の場合に於て、王族たる大臣としての審範たる行爲を知るの智あるを、愚にて知らざる如くに晦まし、伴狂さて伴狂ひの白痴に粧せかけ、監獄に囚れられて奴輩と知られて苦役を務め、身を辱しめられ、他より見れば昏愚人の様に見ゆれど、心は正しくて邪まならず、又精神が墮落して居る様なれども殷への忠誠なる心遣ひは息まぬ。それ故に孔子が易經の、明夷の卦の象傳、六五の爻辭に、「明夷は内文明にして外柔順、以て大難を蒙る。

難を蒙るに正しきを
以てし、聖に授くる
に誓を以てす。宗祀
用て繁く、夷民其れ
蘇す。憲憲たる大人
顯晦渝らず。聖人の
仁、道隆汚に合す。
明哲躬に在り、奴と
爲るを陋しとせず。
讓を行ひ禮に居り、
盈たずして孤と稱す

○小心文

書箕子廟碑陰

文王之れを以ゆ。艱貞に利しきは其の明を晦ますなり。内難にして能く其の志を正しくす。箕子之れを以ゆ。さあり。内難は紂王の近親として亡國に在るを謂ふなり。明夷るは賢さを晦ますなり。然るに天が人君を命ずることが改まり、生人に至るまで、新人君なる周の武王の徳化を受けて正しくなりしに及んで、箕子は舊殷の監獄より釋し出され、武王に周の都へ以行かれ、武王に殷の王廷の大法制を聞かんとことを望まれ、伴狂し乍ら持居たる大法を出して示し、それを用ゐて聖人武王の師と爲り、周の人ば之れに依て五倫を次序付け、君臣父子夫婦長幼朋友の道を定むる大なる國法を立つることを得たり。故に書經に箕子を以て歸り、洪範を作るさあり。是れを法を聖人に授くるなり。さて箕子は法を授くるは周に屈する理なれど、大法永く世に傳はるを思ひて授けしなり。されば武王は箕子を客分として、何れかの國へ、諸侯として封ぜんと思ひたるに、箕子

○小心文

高うして危きこと無く、卑うして踰ゆ可からず。死するに非ず、去るに非ず。故都を懐ふこと有り。時に屈して伸び、卒に世模と爲る。易象に是れ列し、文王徒たり。大明宣昭、崇祀式て孚なり。古へ頌辭を闕く。繼ぐこ

書箕子廟碑陰

其れを欲せず、東夷なる朝鮮に遷れ、後に周より封せらるゝに及んで、我が身に具有する仁義の道を行ふことを國民に推及ほし、風俗を善くすることを訓へ、此の夷狄人の道德なりとて陋しとせず、此の遠地の野蠻俗の民なりとて遠しとせず、能く國を治めて、殷の祭祀を遠き朝鮮に廣め、夷狄人を中華人としてらしめ、徳化が國民に及び、第一節の首なる大道を率すべて其の躬に繫め有し、天地間が周の世に一變し、化りても箕子たる我れは其の正しきを得たり。箕子は其れ聖人歎と歎美せし意なり。

第三節は、箕子が久しく隱忍し居りし心中を察しやるなり。於摩箕子の行爲は感心なりとて歎美し、柳子厚が假設して思ふに周が天子になる時が未だ至らず、殷が未だ亡びぬ時（祀未殄時）に當りて、比干は已に殺され、微子は已に去りても、亡びるより縊に紂王に斯も惡に縊らさず、病死するか如何にかあ

と後儒に在り。

子回

茲道は、道は全體仁義の道なり。然れども、茲と云ふ字を下せしは前の大人の道を指すなり。

六經は、易、春秋、詩、書の經、禮記、樂記なり。

大道は、仁義の道にて即ち道義なり。

天威之動は、天變地妖也。

併命は、比干の生命と、殷の王位との滅運命を共に併すの意なり。

○小心文

書箕子廟碑陰

りてか死し、紂王の嗣子の武庚に、亂を恐るゝ念あらせて、天下を存することを圖らせしならば、天下は存する理由あり。その時國政を諮詢すべき老巧の箕子の如き人無くば、武庚は誰と與に天下を理むることを興さんや。殷廷のみに限らず、是れ固より人事として或は然うのこゝある者なり。してみれば、先生（箕子を指す）が、隱忍りて、囚奴にまで成り下りて居しは、其れ、殷の天下が存するを得る。の、斯に志が有りし乎も知れぬこの意なり。（これは柳子厚の推察なり。）

第四節は支那本部地に、始めて箕子の廟を作てたるを述ぶ。唐の某る年度に、汲那へ箕子の廟を作り、毎年、又は四季に一度づゝ祭祀る。これは先生が、三人の内でも獨り、前にも述べし如く、易經の象辭に記し加へ、列べられたるを嘉して、是の頌文章を作ると云ふこの意なり。

頌は、一切箕子を譽むる事のみにて、難を蒙りし中には身の行

○小心文

俯仰は、紂王の行爲次第にて、身を處するを變ずることなり。即ち臨機應變するなり。護範は、公然たる臣事行爲なり。華は、中華と云ふ。支那の本部なり。天地變化は、天地間なる支那國の革命變化を大きく謂ふなり。於康の序は、乎の古字なり。於乎は歎美の辭。稔は、米の稔と云ふ字にて、悪行の積り詰むること譬へしなり。興理の理は、國政を處理

書箕子廟碑陰

五百十六

爲を正しくし、聖人武王には大法を授け、宗室の殷の祭祀は繁んに存し、朝鮮なる夷民は聖德に浴して蘇りたる如くなり。憲々として盛德ある大人は、顯かなる周代にも晦き殷の末世も行爲の正しき加減は渝らず、聖人たる仁義を行ふ道は、周代の隆世も殷末の汚世にも、何れにも合ひ、明哲なる道徳は躬に在りて道義の爲めには囚奴と爲るも陋しとせず、辭讓を行ひ禮を守り行ふに居んじ、朝鮮侯にて満足して、大体は意に盈たざるも運命と斷念めて孤と稱し(諸侯の資格)斯く分に安んずる故高くても危うきこと無く、困難の時は囚奴に成下り居ても箕子其の人を踰ゆべからず、これも安心なり。殷にて殺されたるに非ず、殷を遜れ去りたるに非ず、殷の故都を懐ひ出して忘れず。大法を授けしは、一時識して永き後世に伸び、それが卒に世の模範に爲り、易經の象傳には列り、文王と同列に書されて同じ徒と爲り、大明徳が天下に宣昭り、崇め祭らるゝには人

することなり。

易象は、孔子の作りたる易經の象傳なり。

讀法

嚴先生祠堂の記。范文正公。

先生は光武の故人なり。相尙ふるに道を以てす。帝赤符を握り、六龍に乗するに及んで、聖人の時を得て、億兆を臣妾と

○小心文

嚴先生祠堂記

五百十七

先生。光武之故人也。相尙以道。及帝

の字籠り、古昔頌めたる文章は闕けありたるを、後の儒者たる我れ(柳子厚)が繼ぎて作りしこの意なり。

嚴先生祠堂記

范文正公

此の文章の作者は、第四卷にある范司諫と稱せし人なり。嚴先生は、東漢初時代の隱士にて嚴光字は子陵と云ふ人なり。先生は、學徳あるを以て尊び稱す。祠堂は廟の類にて其の制度の簡易なるものならん。范氏が建てたるものにて嚴先生の靈を奠祭して、崇敬する趣旨を記述せしなり。記の文體は之れを始とす。記は記事の文なり。單に事を敘するあり、議論に純なるあり、半敘事半議論なるなり、物に託して寓意するもあり。

す。天下孰れか加へん。惟先生節を以て之れに高ぶる。既にして星象を動かし、江湖に歸る。聖人の清を得て、軒冕を泥塗にす。天下孰れか加へん。惟光武禮を以て之れに下る。蠱の上九に在て、衆方に爲すこと有り。

握赤符。乘六龍。得聖人之時。臣妾億兆。天下孰加焉。惟先生以節高之。既而動星象。歸江湖。得聖人之清。泥塗軒冕。天下孰加焉。夫廉懦夫立。惟光武以禮下之。在蠱之上九。衆方有爲。而獨不事王侯。高尚其事。先生以之。在屯之初九。陽德方亨。而能以貴下賤。大得民也。光武以之。蓋先生之心。出乎日月之上。光武之量。包乎天

而るに獨り王侯に事へず、其の事を高尚にす先生之れを以う。屯の初九に在て、陽徳方に亨る。而るに能く貴を以て賤に下り、大に民を得るなり。光武之れを以う。蓋し先生の心は、日月の上に出で、光武の量は、天地の外を

地之外。微先生不能成光武之大。微光武。豈能遂先生之高哉。而使貪夫廉。懦夫立。是大有功於名教也。仲淹來守是邦。始構堂而奠焉。乃復爲其後者四家。以奉祠事。又從而歌曰。雲山蒼蒼。江水泱泱。先生之風。山高水長。如絕之尾。

此の文章は二節に分けて解くべし。第一節は劉秀が奮て嚴光と學友にて、互ひに尙み合ひて、道義に由りて交際し、無二の親友の間柄なりしに、劉秀は一朝時を得て後漢の初代皇帝と爲り

包ぬ。光生微つせば、
 光武の大を成すこと
 能はず、光武微つせ
 ば、豈能く先生の高
 を遂げんや。而して
 貧夫をして廉に、儒
 夫をして立たしむ。
 是れ大に名教に功有
 るなり。仲俺來つて
 是の邦に守たり。始
 めて堂を構へて奠す

たり。依て嚴先生は光武帝の故人にて相尙ふに道を以てし合ひ
 たる中ぢや云ふなり。帝は光武帝たる劉秀にて、漢は火を
 尙ぶ故赤色を尙び、劉秀が漢の天下の衰へしを支族たる子孫と
 して中興する兆候を録せし赤符を手に入れ、これにて縁起よく
 六龍に乗りて天を御るを易經に形容してある如く、又聖人が人
 君を爲る時を得しが如く、遂に皇帝に爲りて、億兆の數多き國
 民を臣妾にする身分に爲りたれば、天下にて尊きことは就れか
 焉れに加ふるものあらんや。此の上なく尊くなりたり。されば
 恐れぬ者は一人も無き筈なるに、惟ひさり嚴先生のみは、舊の
 身分を思ひて、氣節を落さず新に人君になりたる光武に高
 ぶる。光武は天子の尊きにも拘はらず、招きて相替らす尙びて
 親しくし、共に偃臥して、嚴光が足を光武の腹に加せしが、天
 象に見はれ、客星が天の帝坐を犯す、天文官が奏したり云
 ふ位なりし。(天文に見はれしことは、無き事と思ふ。足を腹に

乃ち復其の後たる者
 四家を復して、以て
 祠事に奉せしめ、又
 従つて歌ふて曰く。
 雲山蒼蒼、江水泱泱、
 先生の風、山高く水
 長し。

○字句解

泥塗軒冕は、高官の用ゐ
 る車や冠を泥塗れに捨
 つる事故、天爵を樂み
 尙ひ、人爵を嫌ひ厭ふ
 なり。併し、理も非も

○小心文

嚴先生祠堂記

加せしは事實なるべし。左程なる故に光武は嚴光を諫議大夫と
 云ふ大官に擧げんと曰ふに、斷りて我が居る富春山中の江湖畔
 へ歸り、清淨潔白心を持つ聖人の心得にて隱士で居り、大官の
 用ゐる軒と云ふ車や冕と云ふ禮冠を泥が塗れある如くに穢く思
 ひ、少しも故舊みの因縁にて大官吏に爲らうとの野心は無かり
 き、此の様に高ぶる人は今一人と無し。天下にて孰か此の上に
 加ふべけんや。而るに惟一人劉秀は、今天子なるにも拘らず、
 禮を厚くして此の嚴光に謙下る。易の卦にて二人の行爲心がけ
 を形容すれば、諍臣論にて韓退之が説明せし如く、嚴光は蠱の
 卦の上九を用ゐる居る。衆人が方りに大官に就きて爲すこと有ら
 んと望む最中に、唯自分獨りは、王侯に事へず其の事を高尙に
 して安心し居る。劉秀は又、屯の卦の初九を用ゐる居る。盛ん
 の上にも盛んになれる陽徳を得て方りに亨る如く何が叶はぬと云
 ふこと無く、尊きに、而るに貴き身を以て賤き嚴光に下る。

嚴先生祠堂記

○ 小心文

據はずに厭ふに非ず。道義上に恥る所ありと思ふ故なり。衆方有爲は、衆人は高官に就かんとして、醜なく諂ひ運動する事なり。方は盛んに熱心する意にて、即ち貪夫連なり。名教は、聖人の教たる仁義を躬行する教育なり。仲俺は、作文者の名なり。嚴の光靈を尊みて、私仲俺さ下つて言ひしなり。邦は、今は表面宋朝の州なれども、舊一邦なり。

嚴先生祠堂記

れにて大きに民心を得る。されば蓋ふに嚴先生の心は、學友が天子になりしきて、其の因縁にて大官に擧らるゝを屑よしと思はず、彼の一般の卑しい心有る者に比すれば、高尚さが高く日月の上に出で、光武が天子に爲りても、舊親友を尊ぶは度量の廣き者にて、一般人が己れ少し身分貴くなれば、舊親友を見返らぬに比すれば、天地の外まで兼ね包むほどの大量なり。されば嚴光が微りしならば、劉秀の大度を成すこと能はず。劉秀が天子に爲るこそ微りしならば、何ぞ能く嚴光の高節（人爵に縛られぬ高節）を遂げ得んや。嚴光の風を見聞さすれば、貪欲なる夫も廉潔にならせ、懦弱なる夫も屹然と志を立てさせむ。嚴光の高節は是れぞ大きに仁義の教に功あるこの意なり。第二節は范仲俺が祠堂を建て、祭ること云ふ。仲俺が是の邦へ太守に役付きて來り、始めて祠堂を構造して奠祭する。乃で嚴先生の子孫後裔たる者四戸を無稅者として、祖先嚴光の祠事

りし政なり。奠は、物を供へるなり。物を供へ祭る故に斯く言ふ。

復は、租稅の取立せず、人夫にも使はぬ事なり。奉祠事は、祠堂にする也。

紹興辛巳親征の詔草に跋す。辛稼軒。

跋は、簡篇の後語にて、文に因て本を見はず也。

此の詔をして紹興の

○ 小心文

跋紹興辛巳親征詔草

に取立る。又從ては嚴先生の人徳を歌に作つて歌ふぞ。歌の辭は、此の地の風景にて、雪が掛かりて曇れたる山が蒼々見え大江の水が決々さし、深くて廣し。嚴先生の氣風の様子は、此の風景の如くに、山が高く水が清き如し。この意なり。

跋紹興辛巳親征詔草 辛稼軒

此の文章は、南宋の高宗帝の年號なる紹興三十一年辛巳年に、高宗帝が讎たる北狄の金を親征する宣戰詔勅の草稿の後に跋文を書きたる、其の跋文なり。作文者の辛氏は、名は棄疾、字は幼安にて、稼軒と號せり。南宋の高官なり。跋文體は之れが始なれば、能く文體を観るべし。

使此詔見於紹興之前。可以無事讎之大耻。使此詔行於隆興之後。可以

前まへに見みはれしめば、以もつて讎あだに事つかふるの大た恥ち無なかる可べし。此この詔せうをして隆興りゆうきやうののちに行おこなはしめば、以もつて不ふ世せいの伐功はつこうを卒そふ可べし。今いま此この詔せうは虜りゆうと猶なほは俱ともに存ぞんず。悲かないかな

袁州學記。李太伯。皇帝二十有三年、州

卒つ不ふ世せい之の伐功はつこう。今いま此こ詔せう與よ虜りゆう猶なほ俱とも存ぞん也なり。悲かな夫なり。

此の文章は二段に分けて解くべし。第一段は此の親征の詔書を紹興年間の前に見はれしめば、讎たる金に事ふる大きな恥辱は無かるべし。又、其の詔書を、高宗の嗣帝孝宗帝の世の隆興年間の後に行はしめば、以て世々に無き所の討伐の功を成し卒るべきにこの意なり。

第二段は、今此の詔勅は空しく尙だ猶り虜土たる金と俱に存する。悲しきことなるかな。この意なり。【文法】此の文は、謝氏は字少く意多く、文は簡にて理は詳なり故に世教に關すること有りき曰ひ。茅氏は語約にして意盡し、別刻斬絶の言を爲さずして、其の鋒犯すべからずと評せり。又、願氏は、悲夫の二字を用ゐたるは感慨せし所の精神也と評せり

袁州學記

李太伯

此の文章は袁州の州學校を建てたる規模と主意とを記述す。作者の李太伯は宋朝の大學説書と云ふ官にて終りたる人

縣けんに制せい詔せうして學がくを立たてしむ。惟ただれ時ときの守しゆ令れい、哲てつ有あり愚ぐ有あり。力ちからを屈つし慮おもんばかりを殫つくし祇ただんで德意とくいに順したがふ有あり。官くわんを假かり師しを僭せんし、苟いかにくも文書ぶんしよを具そなへふること有あり。或あるは數城すうせうを連つねて、誦絃しよせん聲こゑ亡なく、倡かへて和わせず。教尼きやうにまつて行おこなは

皇帝二十有三年。制詔州縣立學。惟時守令有哲有愚。有屈力殫慮。祇順德意。有假官僭師。苟具文書。或連數城。亡誦絃聲。倡而不和。教尼不行。三十有二年。范陽祖君無擇知袁州。始至進諸生。知學官闕。大懼人才放失。儒效闕疎。亡

れず。三十有二年、
 范陽の祖君無擇袁州
 に知たり。始めて至
 り諸生を進む。學官
 の闕狀を知り、大に
 人才放失し、儒教闊
 疎にして、以て上の
 意旨に稱ふこと亡き
 を懼る。通判穎川の
 陳君洗聞て之れを是
 とす。議して以て克

以稱上意旨聯合伏。通判穎川陳君洗
 聞而是之字法。議以克合。相舊夫子廟。
 陝隘不足改爲。乃營治之東。厥土燥
 剛。厥位面陽。厥材孔良。殿堂門廡。黝
 聖丹漆。舉以法故。生師有舍。庖廩有
 次。百爾器備。並手偕作。工善吏勤。晨
 夜展力。越明年成。舍菜且有日。受上、
 盱江李觀諭于衆曰。惟四代之學。考
 諸經可見已。事。今只以一句道破。筆力高古。秦

く合へり。舊の夫子
 の廟を相るに、陝隘
 にして改め爲るに足
 らず。乃ち治の東に
 營す。厥の土は燥剛、
 厥の位は陽に面ひ、
 厥の材は孔だ良く、
 殿堂門廡、黝聖丹漆、
 舉法故を以てす。生
 師舎有り、庖廩次有
 り、百爾の器備はり、

以山西鑿六國力一正。欲帝萬世。劉氏
 一呼。而關門不守。武夫健將。賣降恐
 後。何耶。詩書之道廢。人惟見利。而不
 聞義焉耳。作者。孝武乘豐富。世祖出戎
 行。皆孳孳學術。俗化之厚。延于靈獻。
 草茅危言者。折首而不悔。功烈震主
 者。聞命而釋兵。群雄相視。不敢去臣
 位。尚數十年。時切。教道之結。人心如
 此。一句有筆力。呼二字。今代遭聖神。爾袁得

○小心文

手を並せて偕に作り
工善く吏は勤め、晨
夜力を展べ、越て明
年成る。舍菜且に日
有らんとす。吁江の
李觀衆に諗げて曰く
惟ふに四代の學、諸
れを經に考へ、見る
可きのみ。秦は山西
を以て六國を慶にし
萬世に帝たらんと欲

袁州學記

賢君一上二段。俾爾由庠序。踐古人之
迹。天下治。則譚禮樂以陶吾民。一有
不幸。尤當仗大節。爲臣死忠。爲子死
孝。此等文章、關係世教、萬
世不磨滅、一篇主意、使
人有所賴。且有
所法。是惟朝家教學之意。若其弄筆
墨、以徼利達而已。豈徒二三子之差
抑亦爲國者之憂。

此の文章は四節に分けて解くべし。第一節は宋の仁宗皇帝が即
位より廿三年目に地方の州縣に制詔して學校を立てさせんさせ
り。尤も専門の修身學校を立てよと詔令せしなり。然るに惟れ

し、劉氏一呼して、

關門守らず。武夫健

將、降を賣り後る、

を恐るゝは何ぞや。

詩書の道廢し、人は

惟利を見て義を聞か

ざるのみ。孝武は豊

富に乗じ、世祖は戎

行より出で、皆學術

に孳孳たり。俗化の

厚きこと、靈獻に延

○小心文

袁州學記

時の州長官たる太守や縣長官の令に、明哲き者も有り、暗愚な
る者も有りて、明哲者にて此の學校を立つるに力を風し、思慮
を殫して、祇んで皇帝の道義を好む意旨に順ふ者有り、暗愚者
にて學校係りの官吏を假に具へて其の實は何も着手せず、教官
の資格も無き者に、資格を僭して教官と云ふ名のみを附け、苟
にも文書を教科用として具へあり。或は城郭が幾所も連なりあ
る大州にても誦経さて書を讀む聲も聞ゆること亡くして立校せ
りさ上申し置たり。中には學校を眞に立てんを倡ひ出す者が有
りても、さらば立てんを和する者なく、其れ故に修身教育が尼
まりて實行せられざりしこの意なり。
第二節は袁州へ賢明の太守が赴任して、同人格の通判も赴任し
協議整ひて眞に學校を立て、其の學校長が道義教育の所益を述
べたるなり。皇帝の即位後二十三年目に制詔ありてより後の十
年目なる三十二年目に范陽の生れの祖無擇君が袁州廳へ太守に

○草茅危言の者は折首して悔いず。功烈主を震はす者は、命を聞て兵を釋き、群雄相視て、敢て臣位を去らざることを、尙ほ數十年、教道の人心を結ぶこと此の如し。今代聖神に遭ひ、爾袁賢君を得たり。爾をして庠序に

任じて赴任し（知たりきは是れを謂ふ。）州内の諸生年輩の者を召進し、學校係りの官吏も教官も、名のみにて其の實は無く、全く闕亡の化の皮が知れたり。依て太守の祖氏は、けしからぬ事にて驚き、是にては人才が放失り、儒教即ち德育を施す効果は闕疎かに成り居りて、上の意旨に稱はぬと思ひ、大きに懼れたり。折柄同時に赴任したる通判の、潁川生れの人陳侁君が其れを聞き、太守の驚きを懼れしは御是なりとて同感し、二人協議せしに意見が克く合ひて、彌々校舍を建ててに決し、州内に舊より在る夫子廟の餘地を用ゐんとして相し處、陞隘にて改造するに足らず。乃て州の治所たる州廳の東方に營てたり。厥の敷地は、燥土にて地盤が剛く、厥の位置は陽に面し、厥の建築に用ゐし材木は孔だ良材にて、殿堂は勿論門廡に至るまで、壁は黝壁や垂壁にし、柱などは丹漆にて塗立て、普請の仕方は法式に故實を以てし、生徒の寄宿舎、教師の官宅が有り、庖厨

由り、古人の迹を踐ましむ。天下治まれば、則ち禮樂を譚じて以て吾が民を陶し一たび不幸有らば、尤も當に大節に仗るべし。臣と爲りては忠に死し、子と爲りては孝に死し、人をして頼る所有りて、且つ法る所有らしむ

米廩を次第付けて設け、百爾多くの器具は備はり、建築は皆々手を並へて僭に造作し、工匠は善良者にて、吏員も勤勉し、晨より夜間まで力め展げ、年が越けて明年に落成せり。尤も孔子廟も學校の構内へ共に新築せり。開校するには先づ先師たる孔子を、舍菜とて、蘋蘩などの水草を供物として供へて、式に由て祭る。其の當に近づきたれば、盱江と云ふ水の邊りにて生れたる李觀（校長）が、衆人に諭けて、惟ふに四代たる虞、夏、商、周の學校の盛んなりしは、諸れを経書で見考ふれば知る故、言はぬ。其の後なる秦は富強攻伐のみを大切として、華山の西の一國を以て山東の燕齊趙魏韓楚の六國を滅ぼし、始皇帝は萬世の後迄も帝たらんを欲したるが、其の死するや否や劉氏なる漢の高祖が一たび呼はつて秦の都の咸陽に攻入り、函谷關の門は秦の兵が守らず。秦の武夫健將は、身を賣る如くに漢軍に降参し、後るゝを氣遣ふ位なりとは何故かと云ふに、詩經書經等

是れは惟れ朝家教學の意なり。若し其れ筆墨を弄して以て利達を徼むる而已ならば、豈徒二三子の差のみならんや。抑も亦國を治むる者の憂なり。

【可解】

風力の屈は、十分心を入れ盡す意なり。借は、身に器量無き器量ある者の名を持つ也

の六經を學ぶ道義を廢し、時の人は惟利益利得のみを見て、義を立てることを聞かざりし故のみ。(道義を躬行せざれば國の弱きことを觀る可し。)前漢の孝武帝は國の豐富に乗じて、後漢の世祖光武帝は逆賊王莽を討伐して天下を平定せしより出で、二帝は何れも孳々として修身學術を盛んにするに勉強し、善俗徳化の手厚くなりしことは、光武の子孫の靈帝獻帝の世までも延べり。又徳育を身に有する草茅に居る所謂隠士の危言さて身の危うきも省みず直言する者は、國を思ふ故に直言を建白し。上意に忤ひて首を折られても後悔せず。功烈大なる宰相や將帥にて、君主を震れさす程の者にて、命令を聞けば握れる兵權も釋き、群がる英雄が亂世に親合ひて、帝位を篡奪しさうでも、それを爲さずに敢て臣位を去らざるこそが尙ほ數十年も存したり。修身教育の人の心に結ばれ入ることは、此の如くに結構なることぞ曰ひ聞かせし意なり。

誦経は、書籍を音讀する

こ、琴に合せて道義の詩を吟する事の事なれど、後世は音讀のみになれり。併し文章には古に依りて斯く書けり百爾の爾は、助辭にて、猶ほ百般と云ふが如し墨は、皆殺に非ず。滅ぼしたるを大層に言ふ也詩書之道は、詩經書經に由りて徳育する事なり戎行、戎は戦争なり。草茅は、茅屋に居る隱者危言は、正しき直言なり聖にて測られぬは神なり

第三節は今の代に斯く修身専門學校を立て徳育を盛んにする有難さ、就ては心がけを示す。今代は聖神の盛徳ある皇帝に出遣ひ、爾等居住の袁州内は賢君祖無揮を得て、爾等に庠序に由りて古昔道義を躬行せし人の迹を踐まして品行を善くせしむ天下が治まりあれば、禮法雅樂談即ち道義の譚を爲し合ひ、それにて吾が州民を美風に薰陶し、一朝天下の存亡に關する不幸事起らば、猶り道徳の効能にて、仁義より生る大節に仗り、臣ならば忠に死し、子ならば孝に死し、(萬世不滅の世教)人に道義の頼る所、且つ法を取る所有らしむ。是れは惟れ朝廷の修身教育を受け學ばしむる御旨意なり。若し心得違にて、筆墨を弄び、文章を書き、それにて身が高官に就く試験及第の利達のみを徼め、大體の道義躬行たる忠孝を薄んじては、何さて徒二三子の差辱のみならんや。抑も亦國を爲むる任ある者、上は、皇帝より州の太守通判、校長たる余等までの憂なりと訓誡

讀法

洛陽名園記の後に書す。李文叔。

洛陽は天下の中に處り、殺暍の阻を挟み秦隴の襟喉に當りて趙魏の走集、蓋し四方必争の地なり。天下無事に當りては則ち已む。事有らば則ち洛陽必ず先づ兵を

せし意なり。

【文法】此の文は筆力矯々、落句鏡の如しき、林氏評せり。

書洛陽名園記後 李文叔

此の文章は李文叔が、東都たる洛陽の名園記を自分が作りて、其の後に記を作りたる意を自跋として書き添へたる也。宋朝の高官に昇りたる儒士なり。

洛陽處天下之中。短刀直入、挾殺暍之阻。當秦隴之襟喉。而趙魏之走集。蓋四方必争之地也。天下無事則已。有事則洛陽必先受兵。余故嘗曰。洛陽之盛衰。天下治

受く。余故に嘗て曰く。洛陽の盛衰は天下治亂の候なりと。唐の貞觀開元の間。公卿貴戚、東都に開館列第する者、千有餘邸と號す。其の亂離に及び、繼ぐに五季の酷を以てし、其の池塘竹樹は、兵車蹂躪し、廢して丘墟

○ 小心文

書洛陽名園記後

五百三十五

亂之候也。以上唐貞觀開元之間。公卿貴戚。開館列第於東都者。號千有餘邸。及其亂離。繼以五季之酷。其池塘竹樹。兵車蹂躪。廢而爲丘墟。高亭大榭。煙火焚燎。化而爲灰燼。與唐共滅而俱亡。無餘處矣。余故嘗曰。園囿之興廢。洛陽盛衰之候也。以上一層。用兩余故。大頭話語法。留爲小結。東故得小品之體。且天下之治亂。候於洛陽之盛衰。而知洛陽之盛衰。候於園

と爲り、高亭大榭は煙火焚燎し、化して灰燼と爲り、唐と共に滅して俱に亡し、餘處無し。余故に嘗て曰く。園囿の興廢は、洛陽盛衰の候なりと。且つ天下の治亂は、洛陽の盛衰を候して知り、洛陽の盛衰は、園囿の興廢

囿之興廢而得。結兩層、倒用雙柱分應法、則名園記之作。余豈徒然哉。傳、不、然、虛、辭、浮、語、雖、工、何、可、傳、○、點、題、輕、妙、蜻、蜓、點、水、法、此、文、妙、處、鳴、呼、公、卿、大、夫、方、進、於、朝、百尺竿頭進一步感放乎一己之私。自爲之而忘天下之治忽。欲退享此得乎。唐之末路是已。結筆最得體裁、餘音不盡

此の文章は四節に分けて解くべし。第一節は天下の戦争に大關係するを言ふ。洛陽は支那本部なる天下の中央に處り、穀山と颶山との險阻を挾帶し、秦と隴との二地の襟喉の要衝にて、昔し戰國時代に趙國や魏國の壘壁とて陣屋の様なる取手城ありし地なれば、亂れて戦争ある時は、四方より取らんとして必ず争ふ地なり。されば天下が無事なる時には何事の心配も無く已む

を候して得。則ち名園記の作、余豈徒然とせんや。嗚呼公卿大夫、朝に進むに方り、一己の私を放にして、自ら之れを爲し、而して天下の治忽を忘るれば、退いて此れを享けんと欲するも得んや。唐の末路は是れのみ。

が戦争事有れば此の地は必ず先づ兵を受く。余はそれ故嘗て洛陽の盛衰にて天下の治亂を候ひ知れると曰ふこの意なり。第二節は洛陽の名園の興廢にて、此の地の盛衰を候ひ知るを述ぶ。唐朝の貞觀開元年間には、公卿や皇族、皇室の外戚の貴顯が、此の東都たる洛陽へ別荘としての館第を開列べ、それが千有餘邸と號ひたり。處が唐の末路に亂が起りて兵を受けて離れく、に逃げ、繼で五胡とて梁唐晋漢周の正統で無き勝手帝王の五國兵が酷く荒し、館邸内の池塘や竹木は兵車に蹂躪られ、廢れて丘墟に成り、高き家や大きな樹は煙火で焚燎れ、化して灰燼に成り、唐國の滅亡と俱に亡なり、餘る處無きに至れり。余は故に嘗て、洛陽園囿の興廢は、此の地の盛衰を候ひ知ると曰ふこの意。

第三節は名園記は徒然に作らぬを述ぶ。洛陽は且へ天下の治亂にて盛衰を候ひ知り、洛陽の盛衰は園囿の興廢にて候ひ得る。

【不可】

走集は、壘壁の事なり。
要害の地に設くるもの
故、洛陽を要害地とす
治忽の忽は、亂と云ふ意
なり。

【讀法】

岳陽樓の記。范文正公。

慶曆四年の春、滕子京謫せられ、巴陵郡に守たり。越て明年政通じ人和し、百

されば名園記の作は余豈とて徒然に作りしものか。この意なり。第四節は宋朝の貴顯を諷戒せしなり。是れまでの上文は、此の目的の爲めに作りしなり。さて言ふに、嗚呼當時の公卿大夫は、朝廷に進み勤めて治世には一己の私欲を放まゝにして各自に大館美園にて娛樂し盡せど、天下の治忽を心に掛ければ、我が邸宅へ退きて斯る娛樂を享けんと欲ひても得らるゝものか。唐の末路は是れちやぞこの意なり。

【文法】此の文、現代の貴顯を唐之末路の四字にて諷戒せしは筆法高絶なりと、林氏評せり。

岳陽樓記

范文正公

此の記文は岳州の巴陵郡中、洞庭湖に瞰みたる樓閣の事を記せしなり。作文者は宋の范仲淹、字希文なり。

慶曆四年春、滕子京謫守巴陵郡。越明年政通人和、百廢具興。乃重

廢具に興る。乃ち岳陽樓を重修して、其の舊制を増し、唐賢今人の詩賦を其の上に刻し、予に屬して文を作り以て之れに記せしむ。予夫の巴陵の勝狀を觀るに洞庭の一湖に在り。遠山を銜み、長江を呑む。浩浩湯湯、横ま

○ 小心文

岳陽樓記

修岳陽樓。增其舊制。刻唐賢今人詩賦于其上。屬予作文以記之。予觀夫巴陵勝狀。在洞庭一湖。銜遠山。吞長江。浩浩湯湯。橫無際涯。朝暉夕陰。氣象萬千。此則岳陽樓大觀也。前人之述備矣。唐賢今人詩賦于其上。然則北通巫峽。南極瀟湘。遷客騷人。多會于此。覽物之情。得無異乎。若夫霪雨霏霏。連月不開。下陰風怒號。濁浪排空。日

○小心文

に際涯無し。朝暉夕陰、氣象萬千、此れ則ち岳陽樓の大觀なり。前人の述備はる。然れば則ち北巫峽に通じ、南瀟湘を極め、遷客騷人、多く此に會す。覽物の情、異なること無きを得んや。若し夫れ霪雨霏霏、連月開けず。陰

岳陽樓記

星隱隱。山岳潛形。商旅不行。檣傾楫摧。薄暮冥冥。虎嘯猿啼。登斯樓也。則有去國懷鄉。憂讒畏譏。滿目蕭然。感極而悲者矣。至若春和景明。波瀾不驚。上下天光。一碧萬頃。沙鷗翔集。錦鱗游泳。岸芷汀蘭。郁郁青青。而或長煙一空。皓月千里。浮光躍金。靜影沉璧。漁歌互答。此樂何極。登斯樓也。則有心曠神怡。寵辱皆忘。把

風怒號し、濁浪空を排し、日星曜を隠し、山岳形を潜め、商旅行かず、檣傾き楫摧く。薄暮冥冥、虎嘯猿啼。斯の樓に登るや、則ち國を去り郷を懐ひ、讒を憂ひ、譏を畏れ、滿目蕭然、感極つて悲む者有らん。春和景明

○小心文

岳陽樓記

酒臨風。其喜洋洋者矣。嗟夫予嘗求古仁人之心。或異二者之爲。何哉。不以物喜。不以己悲。居廟堂之高。則憂其民。處江湖之遠。則憂其君。是進亦憂。退亦憂。然則何時而樂耶。其必曰。先天下之憂而憂。後天下之樂而樂。歟。噫。微斯人。吾誰與歸。

此の文章は五節に分けて解くべし。第一節は作文を屬せしむ

○小心文

波瀾驚かず、上下天
光、一碧萬頃、沙鷗
翔集、錦鱗遊泳、岸
芷汀蘭、郁郁青青、
而して或は長煙一空
皓月千里、浮光金を
躍らし、靜影璧を沈
め、漁歌互ひに答ふ
る若きに至つては、
此の樂み何ぞ極まら
ん。斯の樓に登るや

岳陽樓記

述ぶ。慶曆四年の春に、滕宗諫、字子京云ふ人が、官を貶され遷謫せられて巴陽郡の守(郡の長官)になり、年越わたる明年に、政務勉強の功顯はれ、政治は通き、郡の人民は和悦し、百事廢れてありし事は具に興り、乃で元在る岳陽樓を重れて修築し、舊制よりは建増し、唐時代の賢人や今の人の詩賦を樓上に刻つけ、予にも屬んで文を作りて樓上へ記されたりとの意なり
第二節は景色の大概を述ぶ。予は夫の巴陵の勝景の状を觀るにつまり洞庭湖の風景に在る。其の景は湖水へ遠山を銜み、長き江を呑み、湖面の積水が、浩浩と廣大にて、湯々盛んにて、横たはりて際涯無く、朝の日の暉る景色、夕日陰の景色、氣の象ちが千狀萬態に變る。此れが則ち岳陽樓上より望觀する大なるものなり。詩文にては唐賢今人の前人の述べし物にて備るの意なり。
第三節は朝暉夕陰の變景を述ぶ。眺望は大觀なれば、北は巫山

則ち心曠く神怡び、
寵辱皆忘れ、酒を把
り風に臨み、其の喜
び洋洋たる者有らん
嗟夫れ予れ嘗て古の
仁人の心を求むるに
或は二者の爲に異な
るは、何ぞや。物を以
て喜ばず。己れを以
て悲ます。廟堂の高
きに居れば、則ち其

○小心文

岳陽樓記

の峽に通じ、南は瀟湘の水を極め、遷謫されたる官吏や騷人か多く此の樓に出會ふ。其の人々は、景物を覽るの情は、異なること無きを得んや。皆異ふ。若し夫れ日和に依て、霪雨が霏霏と降續き、連月續きて天が霽開す、陰風が怒る様にゴウくご號り、湖面の濁浪が空を排つ縷にあり、日も星も曜を隠し、山岳は雲にて形を潜め、商旅人は通行せず、湖水を航る舟は、楫傾き櫂が摧じ、薄暮の景色が冥々さ暗く陰氣にて、虎が嘯き猿が啼く聲が聞ゆ、斯る日に斯の樓上へ登りて、此の景を望めば、自己が國を去り、故郷を懐しく思ひ出し、不在中に上へ讒言されんか憂へ、譏られんか畏れるを、目に滿つる景物は皆蕭然しく見ゆるに依り、感じが極まりて悲む者あらんとの意也。
第四節は朝暉夕陰の佳景を述ぶ。されども春の景色が和で明るく、湖面が鏡の様にて波瀾驚かず、上なる天の色が下なる湖面に映りて同光色に爲り、一面に碧色なるが萬頃ほども廣く、沙

○小心文

の民を憂ふ。江湖の遠きに居れば、則ち其の君を憂ふ。是れ進むも亦憂へ、退くも亦憂ふ。然らば則ち何れの時にして樂まんか。其れ必ず曰はん。天下の憂に先だつて憂へ、天下の樂みに後れて樂まんか。噫、斯の人微つせ

岳陽樓記

五百四十四

濱に鷗が翔集り、錦の様な鱗の魚が多く遊泳し、岸には芷草汀には蘭が生じて、香好さうにあり、其の香氣が樓上にも至り、郁々盛んに香ひ、青々として、或は長く春煙が棚引きて空一ぱいになり、夜に入れば皓き月が出で、月の月光が千里にも互り、湖面に浮ける月光が、小波に映りて金を躍らす如く、水の動かで靜なる影は、大なる璧玉を洗めたる如く、漁夫が歌へる歌聲が、水に響きて互ひに答ふるを聞くが若きに至つては此の樂は何ぞ極まらん。至極なる樂なり。斯る日に斯の樓上へ登りて眺望すれば、精神が曠れて怡しくなり、人に寵愛さるゝも辱しめらるゝも皆忘れ、酒を把りて飲み、春風に臨みたらば其の喜びは洋々々、盛んなものならんとの意なり。第五節は悲喜憂樂の悟を明す。是れ一篇の正旨なり。嗟夫れ予は、嘗て古昔の仁人（仁義を躬行するを安心立命として居る人）の心がけを推察して求むるに、或は思ふが。前述の悲者喜者

ば吾れ誰れと與に歸せん。

十回解

浩浩は、水の廣大なる貌
湯湯は、水の盛流の貌也
遷客は、遷謫貶官の人。
騷人は、文士墨客なり。
霏霏は、降續く貌なり。
排は、打開き押除くる也
冥冥は、暗く陰氣なる貌
蕭然は、物淋しき貌なり
郁郁は、盛なる貌なり。
青青は、生長盛なる貌也
洋洋は、意氣盛にして満足
の貌なり。

○小心文

文章軌範卷之六終

岳陽樓記

五百四十五

こが思を爲すに異ならむ。其の異なるは何哉と言ふに、外物たる變景佳景を以て悲喜せず、己れが寵せらるゝ辱しめらるゝとの境遇を以て悲喜せず、廟堂の高き所に居れば國民の上を憂ひ、江湖の在る遠き地方へ出て居れば、君主に失政は有りはせぬか憂へ、廟堂に進みても、湖邊へ退きても何れにても憂ふる。然らば何時樂む耶と云は、其れ必ず天下の憂に先だつて憂へ、天下の樂に後れて樂むと曰はん歟。是れを君子の眞樂とする、噫有難き哉。斯の古昔仁人が微りしならば、吾れは誰と與に心を歸宿安着けんや。（是れ景色日和境遇よりも、仁義の行否にて喜悲する安着心定めを謂ふなり。）【文法】此の文の中間なる悲喜の二大段を賦體なりとて譏りし者あれど、只是れ賦體を借り採りて後の文の憂樂を翻出せしのみ也。然らざれば専ら賦體となる。これを知るべし。金氏の評なり。

讀法

小心文。
田横の墓を祭る文。
韓昌黎。

字句解

祭文は、其實は弔文にて散語と韻を用ゐるさあり。韻を用ゐるを正格とす。此の文は韻を用ゐたり。

讀法

貞元十一年九月、愈
東京に如き、道田横

文章軌範卷之七乎字集

小心文

韓文公、蘇東坡の二公の文は皆、莊子と楚辭の離騷とより覺悟りたるものにて、此の集は莊子離騷と並ひ驅せて先を争ふ可きものなり。謝氏は莊子とのみ曰へども、賴山陽先生は、莊騷の誤なりと曰へり。

祭田横墓文

韓昌黎

田横は齊國王の叔父なり。齊は漢に降らずして亡び、田横は其の徒五百人と海島に逃れ、高祖が召したる時、傳車中にて身到して死し、高祖は憫みて王禮を以て葬りたる墓なり。韓退之二十八歳の時作りたる祭文なり。

貞元十一年九月。愈如東京。道出田

の墓下に出づ。横の義高くして能く士を得るに感ず。因て酒を取て以て祭り、文を爲つて之れを弔す。其の辭に曰く。事百世を曠うして相感する者有り。余自ら其の何の心なるを知らず。今世の稀なる所に非ざれば、孰れか

○小心文

祭田横墓文

五百四十七

横墓下。感横義高能得士。因取酒以祭。爲文而弔之。其辭曰。事有曠百世而相感者。余不自知其何心。非今世之所稀。孰爲使余歔歔而不可禁。余既博觀乎天下。曷有庶幾乎夫子之所爲。死者不復生。嗟余去此。其從誰。以上紆餘而來。當秦氏之失鹿。一士而可王。何五百人之擾擾。而不能脫。夫子於劍鉞。豈所寶之非賢。抑

○小心文

余をして獻歎して禁
ず可からざらしむる
を爲さん。余既に博
く天下を觀る。曷ぞ
夫子の爲す所に庶幾
すること有らん。死
者は復生さず。嗟余
此を去て其れ誰れに
從はん。秦氏の鹿を
失ふに當つて、一士
を得るも王たる可き

祭田横墓文

五百四十八

天命之有常。昔闕里之多士。孔聖亦
云其違違。苟余行之不迷。雖顛沛何
傷。此二句、全神所注、移出、自古死者非一。夫
子至今有耿光。踞陳辭而薦酒。魂髣
髴而來享。

此の文章は二節に分けて解くべし。第一節は祭文の序なり。貞
元十一年の九月に韓退之が東京たる洛陽へ如き、田横の墓前を
過り、田横が漢に屈せぬ高義ありて、五百人も能く名士を歸服
させ得たりしに感じ、是れに因て墓へ國風の禮として酒を供へ
祭文を爲つて、讀み捧げ、靈を弔ひたりとの意なり。
第二節は、弔祭文の辭には、事には曠く百世を問て、相感する

○小心文

に、何ぞ五百人の擾
擾にして、夫子を劔
鋒に脱せしむる能は
ざりしや。豈寶とせ
し所の賢ならざりし
か。抑々天命の常有
りしか。昔闕里の多
士なるも、孔聖亦云
に其れ違違たりし。
苟も余之れを行ふ
て迷はざれば、顛沛

祭田横墓文

五百四十九

者あり。余が昔の田横に感じるは其の事なるが、斯様なること
を感じ起すは余ながら自身にて何の心なるか知れぬ。今の世に
稀なる偉しき行跡で無くば孰か余に獻歎して禁まらぬ様にさせ
らるものか。余は既に天下を博く觀るが、曷故か夫子（田横に
尊みて言ふ）の爲す所に庶幾き者無し。夫子の如き賢人と世を
俱に致したけれども、死したる者は復生さず。依て致方無し。
余は此の墓前を去りて其れ誰れに従はんか。田横夫子の如き人
は今の世には無しさて、時の有力者に當りたりたるなり。次で
は田横の心中を思ひやりて弔ふ。田横夫子の靈位よ。秦が鹿を
失ひたる時に當つては、彼の通りに英雄が四方に起り、夫子に
從ひたる如き賢士は一人得ても夫子は王にならるゝに、何さて
五百人も擾々多人數ありて、夫子が自身で首を刎るを脱れさ
すこと能はざりしか。寶させられし賢士は何さて賢に無かりし
か。抑々天命の常にて、自然に脱れざりしことか。昔孔子の郷

○小心文

すと雖も何ぞ傷まん
古より死者は一に非
ず。夫子今に至つて
耿光有り。臆き辭を
陳べて酒を薦む。魂
髣髴として來享せよ

梅直講に上つる書。

蘇東坡。

某官執事、詩を讀ん
で鷓鴣に至り、書を

祭田横墓文

里たりし閑里には、孔子の門人が多くありて多士なりしが。其
の孔子たる聖人さへも亦其れ、諸國を歩かれて時に合はず、皇
々として求むることを求め得ざりき。苟にも余れが良心に満足
すべき道義を躬行して不義に迷はざれば、時節到來にて顛沛び
ても、其れ何ぞ心傷まんや。古より死したる者は一人に非ず
甚だ多きに、夫子は今に至りても人徳が照暉きて耿つく光が
存り有る。依て臆きて甲祭文を陳べて酒を薦むる。魂あらば髣
髴として來つて此の祭祀を享けられよこの意なり。

〔文法〕此の祭文は、古は四言の韻を用ゐし語なりしが、後世長
短雜言に爲りて必ず韻字を用ふれど、本を失ふこと久しき云ふ

上梅直講書

蘇東坡

此の文章は蘇軾が、國子監直講官なる梅堯臣に上りたる書
なり。

讀んで君喪に至る毎
に、常に切だ周公の
不遇を悲む。史を觀
るに及び、孔子陳蔡
の間に厄して、絃歌
の聲絶えず。顔淵仲
由の徒相與に答問す
るを見る。夫子曰く。
兇に匪ず虎に匪ず、
彼の曠野に率ふ。吾
が道非耶。又何爲れ

○小心文

上梅直講書

某官執事。每讀詩至鷓鴣。讀書至君
喪。常切悲周公之不遇。及觀史。見孔
子厄於陳蔡之間。而絃歌之聲不絶。
顔淵仲由之徒相與答問。夫子曰。匪
兇匪虎。率彼曠野。吾道非邪。又何爲
至此。顔淵曰。夫子之道至大。故天下
莫能容。雖然。不容何病。不容然後見
君子。反接。夫子油然而笑曰。回使爾多
財。吾爲爾宰。夫天下雖不能容。而其

○小心文

上梅直講書

五百五十二

そ此に至るや。顔淵曰く。夫子の道は至大なり。故に天下能く容るゝこと莫し。然りと雖も容れられざるを何ぞ病へん。容れられず、然して後に君子を見ること。夫子油然として笑つて曰く。回爾をして財多からしめば、吾

徒自足以相樂如此。此。説孔顔用省筆留餘地。是主意所在也。乃今知周公之富貴。有不_レ如_二夫子之貧賤_一。夫以召公之賢。以管蔡之親。而不知其心。則周公誰與樂其富貴。而夫子所與共貧賤者。皆天下之賢才。則亦足與樂乎此矣。軾七八歲時。始知讀書。聞天下有歐陽公者。其爲人如古孟軻韓愈之徒。而又有梅公者。從之游。而與之上下其議論。

れ爾が宰たらんと。夫れ天下容るゝこと能はずと雖も、其の徒自ら以て相樂むに足ること此の如し。乃ち今周公の富貴は夫子の貧賤に如かざる。こと有るを知る。夫れ召公の賢を以てし、管蔡の親を以てして、其の心を知ら

○小心文

上梅直講書

五百五十三

其後益壯。始能讀其文詞。想見其爲人。意其飄然脫去世俗之樂。而自樂其樂也。方學爲對偶聲律之文。求升斗之祿。自度無以進見於諸公之間。來京師。逾年。未嘗窺其門。今年春。天下之士群至於禮部。執事與歐陽公實親試之。軾不自意。獲在第二。既而聞之。人執事愛其文。以爲有孟軻之風。而歐陽公亦以其能。不爲世俗之

ざれば、則ち周公は誰れと與に其の富貴を樂まん。而して夫子の與に貧賤を共にする所の者は、皆天下の賢才なれば、則ち亦與に此れを樂むに足れり。軾七八歳の時、始めて書を讀むことを知り。聞く今天下に歐陽公なる

文也而取。是以在此。非左右爲之先容。非親舊爲之請屬。而向之十餘年間。聞其名而不得見者。一朝爲知己。退而思之。人不可以苟富貴。亦不可以徒貧賤。有大賢焉。而爲其徒。則亦足恃矣。苟其僥一時之幸。從車騎數十人。使閭巷小民聚觀而贊歎之。亦何以易此樂也。此句應上自樂其樂也。傳曰。敏妙不見用力痕迹。不怨天。不尤人。蓋優哉游哉。可以卒

者有り。其の人と爲り古の孟軻韓愈の徒の如し。而して又梅公なる者有り。之れに従ひ遊び、而して之れと其の議論を上下さす。其の後益々壯、始めて能く其の文詞を讀み、其の人と爲りを想見し、意ふに其れ飄然世俗の

歲執事名滿天下。而位不過五品。其容色溫而不怒。其文章寬厚敦朴。而無怨言。此必有所樂乎斯道也。據入一公之樂。文氣豐厚是養局法也。軾願與聞焉。

此の文章は四節に分けて解くべし。第一節は富貴にて知己無きよりは、貧賤にて知己あるを幸福とすることを述ぶ。本書には梅堯臣の官を書きしならんが、之れは草稿故に略して某官と書きありしならん。執事は前にも有りし如く、敬して梅堯臣を執事と言ひしなり。某は我れなり。さて言ふに、某は詩經を讀みて、周公たる聖人が、甥なる成王の大臣と爲りて事へ、誠忠を盡すにも拘はらず、成王は周公の志を知らずして嫌疑を掛くる故、詩に作りて志を言ひたる鷓鴣の詩に至り、又、書經を讀

○小心文

上梅直講書

五百五十六

樂を脱去して、自ら
 其の樂を樂むなり。
 對偶聲律の文を爲る
 を學び、升斗の祿を
 求むるに方り、自ら
 度るに以て諸公の間
 に進見すること無し
 と。京師に來り年を
 逾え、未だ嘗て其の
 門を窺はず。今年春、
 天下の士禮部に群至

みて、周公と共に左右の大臣たりし召公奭が、周公を疑ひて悦
 ばざりし故に、周公を書に作りて志を示せし君奭篇に至り、常
 も切だ周公の君なり親族兄弟なり、力にし合ふ同僚なりの人々
 に心の遇はぬを悲み。歴史たる史記や家語を見るに及び、孔子
 が門人を從へて、陳國と蔡國との間に厄に遇ひ、食物さへも
 絶れたるに、平氣にて道義上の問答や、吟詩に合せて琴を彈じ
 る絃歌の聲は絶えず。門人の顔淵や仲由の徒が、相與に問答せ
 しを見るに、夫子は詩經の語の兕でも虎でも非きに彼の曠野に
 率す云ふ如くに、我等も野原同様に思ふ他國道路を彷徨く。
 何國の君公も道義を聞入れ用ゐざるは、我が道とすることは非
 理故か。何さて此に至りしかき、歎きて門人の答をば、何き答
 ふるか試し見しに、顔淵は先づ口を開きて、夫子の道は至つ
 て大きし。故に天下の君公が能く聞容れ用ゐること莫し。され
 ども聞容れられぬことを何さて病へ候はんや。君子たる道義が

す。執事歐陽公と實
 に親ら之れを試む。
 軾自ら意はざりき
 獲らるること第二に
 在らんとは。既にし
 て之れを人に聞くに
 執事、其の文を愛し
 て、以て孟軻の風有
 りと爲し、而して歐
 陽公も亦其の能く世
 俗の文たらざるを以

○小心文

上梅直講書

五百五十七

解らぬ故に、聞容れ用ゐぬなり。君子ならざる小人の申すこと
 は用ゐる暗君故、容れられずして後に君子たることを見候なり
 と曰へり。夫子は其の答が氣に入りし故、油然として打和らぎ
 て悦び、回(顔淵の名)爾に財貨を多く所有せしならば、吾れは
 爾の家宰に爲らんと言ひたり。とあり。依て某思ふに、天下の
 君公が聞容るること能はずとも、其の徒が自ら以れにて相樂む
 に足ること此の如し。乃で今、周公の富貴は、夫子の貧賤に如
 かぬこと有るを知る。周公の幸福は、何故に夫子の幸福に如か
 ぬかきならば、夫れ召公の位の賢あり。兄管叔弟蔡叔との親み
 あり、而して賢者も親族も心を知つて呉れず。管叔蔡叔は魯股
 の紂王の遺子たる武庚と祿父と共に周公を讒して亂を作せり。
 されば則ち周公は、誰も與に自分の富貴を樂まんや。而るに夫
 子が貧賤を與共にする者は、顔淵始め皆賢才なり。取りも直さ
 ず、亦互ひに己れを知り合ひて、樂しく世を過せりとなり。

て取らる。是を以て此に在りし。左右之れが先容を爲すに非ず、親舊之れが請屬を爲すに非ずして、向の十餘年間、其の名を聞て見るを得ざる者、一朝にして知己と爲る。退いて之れを思ふに、人は以て苟くも富貴なる可

第二節は二公を見るを得ざりし以前の心中を述べ、さて言ふに賦は七八歳の時に始めて書籍を讀むことを知り、今天下には、歐陽公と云ふ者が有る。其の人と爲りば古の孟軻や韓愈の徒の如し。而して又梅公と云ふ者有りて、梅公は此の歐陽公に従ひて交遊し、歐陽公と議論を上下ひ居らるゝと聞けり。其の後賦は壯年益々壯年になり、始めて能く二公の文詞を讀み、如何なる御人かと、其の人と爲りを想ひ見、飄然と軽く飛離れ、世俗の勢利を好む樂みを脱け去りて、御自分の好む所の其の樂（道義上の天命に安んずる樂み）を樂まるゝと意ひたり。早く進見したしと思ひたれども、方に流行の對偶聲律の文（對句にて韻字を用ふる文體）を爲ることを學び居り、一升一斗の僅なる祿を求め、斯る俗文にて生活致し居る身なれば、諸公の御邸へ參つて拜面する資格も無しと自分に度り、京師へ來りて年を逾わたれども、未だ御邸へ伺はずに居たりとの意なり。

からず。亦以て徒らに貧賤なる可からず大賢有り。而して其の徒たれば、則ち亦恃むに足れり。苟くも其れ一時の幸を僥し、車騎數十人を従へ、閭巷の小民をして、聚觀して之れを賛歎せしむるも、亦何を以てか此の樂み

第三節は二公に己れを知られたるを満足せし意を述べ。さて京師に滞在致せしに、今年の春天下の士が、禮部尙書省へ進士に及第せんとして群りて至り、執事と歐陽公とが實に御親にて試験を成され、賦は意ひもよらず、及第を獲て第二等になれり。既にして人に聞けば、執事が拙者の文章刑賞忠厚論を愛好成され、孟軻の作風が有るを爲され、而して歐陽公も亦、世俗一般普通の作文風にて無しと御見さめありて、高點に取らせられ、其の故にて第二等の及第者に爲りたりとの事なり。然るに斯く及第致せば、二公の左右に侍する御方が、先づ容れ用ゐ給へと勧めしにも非ず。又親しき舊なじみの者が出で、請願みしにも非ずして、眞實賦の器量を知り下されし儀にて、嚮に十餘年間二公の御名を聞きて進見することを得ざりし者が、一朝にして知己に爲りたり、嬉しく存するとの意なり。

第四節は天命を樂むを第一の樂みとする人心の歸宿安着を言ひ

に易へん、傳に曰く
 天を怨みず人を尤め
 ず、蓋し優なる哉游
 なる哉、以て歳を卒
 ふ可しと。執事名天
 下に滿つ。而して位
 五品に過ぎず。其の
 容色は温にして怒ら
 ず。其の文章は寛厚
 敦朴にして怨言無し
 此れ必ず斯の道を樂

明すなり。(儒教の根理は是れに在り。深く思ふべし。)さて言ふ
 に、知己を爲りしを喜びて、退いて此の知己を爲りしを思ふに
 人は境遇を天命に質し、富貴を得ば富貴に、貧賤を得ば貧賤に
 何れにても天命として身の分に素り、苟くも富貴なる可からず
 亦以て徒らに貧賤なる可からず、天命に率ひ居て、世に大賢人
 有りて己れは其の大賢人(二公を指す。)の徒を爲り居れば、亦
 心恃(歸宿安着)とするに足る。然らずして苟に一時の幸福を
 僥倖し、己れは車騎に乗り、數十人も供人を従へ、閭巷の小
 民に聚り觀られて、彼の人を出世したりと賛歎げらるゝ俗人の
 樂も、何さて大賢に知らるゝ此の眞樂に易へんや。傳(論語)に
 天を怨みず人を尤めずと有り、蓋し又春秋左氏傳に引く所の詩
 の辭なる、優なる哉游なる哉、以て歳を卒ふ可し、自得して寛
 に心廣く一生を卒せざる心得にてあらむ。さて執事の御芳名
 は天下に滿つ、而るに御位階は五品に過ぎず、御容貌顔色は

む所有らん。軾願は
 くば興かり聞かん。

讀法

三槐堂の銘。蘇東坡

三槐堂

三槐を、三公とするは、

槐の言は懐として、三
 公は遠人を懐くる務に
 出でたり。普通にて意
 を取るなり。

讀法

天は必ず可き乎。賢
 者は必しも貴からず

○小心文

温厚にて怒り給ふ所無く、御作の御文章は寛厚にて敦く朴なる
 上に怨言無し。察するに此れ必ず、斯の聖人の道たる天命を
 樂まるゝ所あらむ。(眞樂)軾願はくば承はりたしこの意なり
 【文法】呂氏は識見高邁、筆意清婉と曰ひ。儲氏は最も地歩を占
 む、最も文情有りといひたり。尙ほ本文の割注を觀る可し。

三槐堂銘并序

蘇東坡

此の文章は、宋の朝臣王祐が、子孫に三公に昇る者がある
 まで、堂下二三株の槐を樹ふ、其の後果して子孫が三公に
 昇りし日出度き堂の銘なり。槐を樹ふたる所以は、周禮秋
 官に三公の、ことを三槐とあるに依りてなり。

天可必乎。賢者不必貴。仁者不必壽。
 天不可必乎。仁者必有後。二者將安

三槐堂銘

五百六十一

○小心文

仁者は必しも壽からず。天は必とす可からざる乎。仁者は必ず後あり。二者將に安くに衷を取らんとするや。吾れ之れを聞く。申包胥曰く。人衆き者は天に勝つ。天定まるも亦能く人に勝つと。世の天を論ずる者は皆、其の

三槐堂銘

取衷哉。吾聞之。申包胥曰。人衆者勝。天天定亦能勝人。世之論天者皆不待其定而求之。故以天爲茫茫。善者以怠。惡者以肆。盜跖之壽。孔顔之厄。此皆天之未定者也。松柏生於山林。槐樹。其始也困於蓬蒿。厄於牛羊。而其終也貫四時。閱千歲而不改者。其天定也。妙。善惡之報。至於子孫。則其定也久矣。吾以所見所聞考之。其

定まるを待て之れを求めず。故に天を以て茫茫と爲し、善者は以て怠り、惡者は以て肆なり。盜跖の壽、孔顔の厄は、此れ皆天の未だ定まらざる者なり。松柏の山林に生ずる、其の始めや蓬蒿に困み、牛羊に厄せらる。而

○小心文

可必也。審矣。國之將興。必有世德之臣。厚施而不食其報。然後其子孫能與守文太平之主。共天下之福。故兵部侍郎晉國王公顯漢周之際。歷事太祖太宗。文武忠孝。天下望以爲相。而公卒以直道不容於時。蓋聞嘗手植三槐於庭。曰。吾之子孫必有爲三公者。而魏國文正公相。眞宗皇帝於景德祥符之間。朝

三槐堂銘

れども其の終りや四時を貫き、千歳を閱て改めざる者は、其れ天定まればなり。善惡の報、子孫に至らば、則ち其の定まるや久し。吾れ見る所聞く所を以て之れを考ふるに、其の必ずとす可きや審なり國の將に興らんとす

廷清明。天下無事之時。享其福祿榮名者。十有八年。天定主意。今夫寓物於人。明日而取之。有得有否。而晉公脩德於身。責報於天。取必於數十年之後。如持左契。交手相付。吾以是知天之果可必也。報字必字天字、繳得不遺餘力、吾不及見魏公。漸漸說至銘上、而見其子懿敏公。以直諫事仁宗皇帝。出入侍從將帥。三十餘年。位不滿其德。天將復興王氏也。

るや、必ず世徳の臣有り。厚く施して其の報を食まず。然して後に其の子孫能く守文太平の主と、天下の福を共にす。故の兵部侍郎晋國王公漢周の際に顯はれ、太祖太宗に歴事す。文武忠孝、天下以て相たらんことを望む

歟。何其子孫之多賢也。暗應仁者。世有以晉公比李栖筠者。其雄才直氣。不相上下。而栖筠之子吉甫。其孫德裕。功名富貴。略與王氏等。而忠恕仁厚。不及魏公父子。由此觀之。王氏之福。盖未艾也。懿敏公之子輩。與吾遊好。德而文。以世其家。暗應世世簡筆了銘曰。吾是以錄之。

嗚呼休哉。魏公之業。與槐俱萌。魏槐。雙晉。

而して公卒に直道を以て時に容れられず蓋し聞く。嘗て手づから三槐を庭に植ゑて曰く。吾が子孫、必ず三公と爲る者有らんと。已にして魏國文正公、眞宗皇帝に景德祥符の間に相として、朝廷清明、天下無事の時、其の

井下、封植之勤。必世乃成。既相眞宗。四方砥平。歸視其家。槐陰滿庭。吾儕小人。朝不及夕。映法反。相時射利。皇郵厥德。庶幾僥倖。不種而穫。不有君子。其何能國。王城之東。晉公所廬。鬱鬱三槐。惟德之符。嗚呼休哉。

此の文章は四節と銘文とに分けて解くべし。第一節は天を疑ふより議論を起し、積善の家には必ず餘慶あることを確め、王祐の子孫の幸福を言ひ起す基とせり。さて言ふに、天は善に福ひし惡に禍ひを下すことは必ず相違無き乎。期になるもの乎と疑ひ

福祿榮名を享くるこ

と十有八年。今夫れ

物を人に寓して、明

日にして之れを取る

に、得ること有り、

否らざることを有り。

而るに晋公は徳を身

に脩め、報を天に責

め、必を數十年の後

に取る。左契を持し

手を交へて相付する

疑ふ所以は、賢者は貴かるべき善なるに、賤き身にて一生を終り、必しも貴からず、仁者は廣く仁を施す故に命が壽かるべき善なるに、必しも壽を保たず短命なるもある。されば天意は必ず期に出来ぬかと言ふに、仁者の後裔は有りて且つ幸福を享くることは往々間違はぬ。必ず期に出来ぬと、必ず期に出来るとの二つの者は、將た安れを確として衷を取らんや。判断が付きかねる。併し吾れは、昔しの楚國の申包胥云ふ人が、人が衆くて其の人の無道心が熾んに強ければ一時は天意にも勝つ。されども天意が定まれば、亦能く人に勝つと曰ひしと聞けり。如何さま此の理尤もなり。世の天理を論ずる者は皆、天の定まる時期を待つて幸福を求めず、只々無考にて急ぐ。故に天をば茫々たる特無きものとして、善人にては天理を識らざる愚者は、自己の心眼が盲ぬ故に天意は無しと思ひて善行を怠り、深く思ふ可し。惡人は天意は全く無きものとして、宛も無政府地

○小心文

三槐堂銘

五百六十八

が如し。吾れ是れを以て天の果して必ず可きを知るなり。吾れ魏公を見るに及ばず。而れども其の子懿敏公を見る。直諫を以て仁宗皇帝に事へ、侍從將帥に入すること三十餘年。位其の徳に満たず。天將に復王氏を興さ

の悪人の如く肆まゝに悪事を行ふ。以上の善人悪人共に智識皆無なるが故なり。されば盜跖と云ふ大盜賊が捕縛を免れて壽命を保ち、孔子や顔淵の聖賢人が陳國蔡國の間にて厄に遇ひ、時に遇はず、顔淵は天死せしは此れ皆天が未だ定まらざりし時故なり。松や柏が山林に生ゆる。其の苗木の間は、蓬蒿に擲まれて困み、牛や羊に踏まれる厄に遇へども、それが育てば終に四季を貫きて生長し、年々長じて千歳を閱て、雄大なる形容を改へざるは天が定まる故なり。善惡の報いが子孫に至るは、天が道理に定まりある間が久し。吾れは見聞せしことを以て考ふるに、必ず間違ひ無きことは審かなりとの意なり。

第二節は王祐が善行の陽報子孫に至りしことを述ぶ。さて言ふに、以上述ぶる如き理由故に、國勢が將に興らんとするまきは、必ず世々道德を行ひ積む臣が有る。國家に大功を樹て、國民に恩惠を手厚く施して、其の報酬に相當する俸祿を吾が身に

んとする歟。何ぞ其の子孫の賢多きや。世に晋公を以て李栖筠に比する者有り。其の雄才直氣は、相上下せず。而して栖筠の子吉甫と、其の孫德裕とは、功名富貴、略王氏と等し。而れども忠恕仁孝は魏公父子に及ばず。

○小心文

三槐堂銘

五百六十九

受得せず、福分を己れに取盡さず子孫に遺す故に、後に子孫が能く皇祖の制定せし法文を守りて太平を致す君主と、天下の幸福を共にすること有りて、莫じたる故の兵部侍郎晋國公(王祐)は、宋朝の前なる五代の漢や周の時代の際に世に顯はれ、亂世相應の功業を貢獻し、宋朝に至りて、太祖と太宗との二帝に歴事し、身に文徳武徳忠孝の善行ありしを以て、天下の者が宰相に爲られたしと望み、王祐公は太祖の使節を勤め、直言して不興を蒙り、それにて時に容れられず、宰相には昇らざりしかども、蓋し承はるに、嘗て手づから三株の槐を庭園に植ゑて、吾が子孫には必ず三公に爲る者あらんと言ひ。已にして其の子たる魏國文正公(王旦)は、景德と祥符との年號の間、眞宗皇帝の宰相に爲り、朝廷は清明にて天下が無事の時に、十八年の間福祿と榮譽の名を享けたり。今夫れ物を人に寓けて、其の明日に取りに行き、其の物が得らるゝことも、得られぬこともある

○小心文

此れに由て之れを觀れば、王氏の福は、蓋し未だ艾きざるなり。懿敏公の子輩は、吾れと遊べり。徳を好んで文あり。以て其の家を世にす。吾れ是を以て之れを録す。銘に曰く。嗚呼休哉、魏公の業、槐と俱に萌す。封植

三槐堂銘

五百七十

に、晋公王祐は、道徳を身に脩めて、其の報酬を天より受くるに安心し、報酬を送る責任を天に望み、必然収入期を數十年の後として取りたるに、左契を持行きて、彼我の手を交へて相付されたるが如し。宛も預け物を受取りしと一般なり。吾れは是れを以て天は果して必ず善に福ひするを間違へざるを知るなりとの意なり。第三節は王祐の子孫に賢者多きを述ぶ。吾れは魏公(王旦)に後れて生れし故、見ゆることは及ばざりしが、其の子の懿敏公(王素)には見ゆたり。公は直諫を以て仁宗皇帝に事へ、侍従と爲りて宮中に勤め、將帥と爲りて地方に出で、斯く中外に出入するところが三十餘年間なりき。然るに官等の位地が、其の徳器ばさに満たず。其の故は天が將に復王氏を興して宰相を出さんさせらるゝなる歎も知れぬ。何ぞ其れ王祐は、子孫が多く賢人なるかとの意なり。(積善家の陽報あるを含めり。)

の勤、必ず世にして乃ち成る。既に眞宗に相として、四方砥平、歸つて其の家を視れば、槐陰庭に滿つ。吾が儕小人、朝夕に及ばず、時を相利を射、厥の徳を邸ふるに皇あらんや。庶幾僥倖し、種るすして穫る。君子有ら

○小心文

三槐堂銘

五百七十一

第四節は、唐時代の積善家に比較して、優劣を述ぶ。世人は晋公(王祐)を以て、唐の李栖筠に比する者が有るが、其の雄才と正直なる氣節とは、相ひに上下せず。栖筠の子の吉甫と、其の孫の徳裕とは、功名と富貴とは略王氏と等し。されども忠恕と仁厚とは魏公(王旦)父子には及ばぬ。是れなどに由つて觀察すれば、王氏の幸福は蓋ふに未だ艾るまじ。懿敏公(王素)の子の王肇は、吾れと交遊せり。此の人も道徳を好んで文章を能く作る。以て家に世道徳を積みて家聲を墜さぬ。吾れは是の故を以て王肇をも録せり。さて銘を作りて録すことなり。銘の意義は、嗚呼休哉、魏公王祐の功業はよ。槐と俱に休さを萌せり。槐を封植たる勤は、必ず一世にて功は乃ち成り、王旦は宰相に爲りて三公の一人を得たり。既に眞宗皇帝の宰相に爲りて、天下の四方砥石面の平面の如く平定して世は治まり、邸宅へ歸つて視れば、槐の陰は庭園に滿ち、(賢子孫の多きに比す)吾儕の

すんば、其れ何ぞ能く國ならん。王城の東、晋公の廬する所鬱鬱たる三槐、惟れ徳の符、嗚呼休哉。

讀法

表忠觀の碑。蘇東坡。熙寧十年十月戊子、資政殿の太學士右諫議大夫知杭州軍事臣抃言ふ。故の吳越國

如き小人は、(謙辭なり)朝に夕のこゝを慮るに及ばず。時を相て吾が身の利益を射取らんと思ひ、身に道徳を積むこゝを郵するの違あらず、僥倖を庶幾ひて、稻を種ゑて耕すこゝを力めず、に、收獲を庶幾ふが如く、道義を躬行して道徳を修めず、に利福を僥倖する。君子ならずんば其れ何ぞ能く宰相に爲りて國を平定するを得んや。王城の東方、晋公の館邸ある所、鬱々生茂りたる三株の槐は、惟れ道徳を積みたる符ぞこの意なり。
【文法】此の篇は先づ疑辭を以て脱き起し、後に正意を以て決す方に文勢曲折の妙を見る。と、謝氏評せり。

表忠觀碑

蘇東坡

此の文章は、唐末五代の亂世に、吳越國王たりし錢氏の墳廟を修治し、それに建てたる碑文なり。錢氏は宋朝に歸順して、恭順なりし故に忠者とし、其の忠を表はせしなり。

王錢氏の墳廟及び其の父祖妃夫人子孫の墳、錢塘に在る者二十有六、臨安に在る者十有一、皆蕪穢して治まらず。父老之れを過ぎて、流涕する者有り謹んで按ずるに故の武肅王鏐、始めて郷兵を以て黃巢を破走し、名江淮

熙寧十年十月戊子。資政殿大學士右諫議大夫知杭州軍事臣抃言。故吳越國王錢氏墳廟及其父祖妃夫人子孫之墳。在錢塘者二十有六。在臨安者十有一。皆蕪穢不治。父老過之。有流涕者。謹按故武肅王鏐。氏始末敘事簡潔甚妙。始以郷兵破走黃巢。名聞江淮。復以八都兵討劉漢宏。并越州。以奉董昌。而自居於杭。及昌以越叛。則

に聞ゆ。復八都の兵を以て、劉漢宏を討じ、越州を并せ、以て董昌を奉じて、自ら抗に居る。昌越を以て叛くに及び、則ち昌を誅して越を并せ、盡く浙の東西の地を有し、其の子文穆王元瓘に傳へ、其の孫忠獻王仁佐に至

誅昌而并越。盡有浙東西之地。傳其子文穆王元瓘。至其孫忠獻王仁佐。遂破李景兵。取福州。而仁佐之弟忠毅王俶。又大出兵。攻景。以迎周世宗之師。其後卒以國入覲。三世四王。與五代相終始。亦結語。天下大亂。豪傑蜂起。方是時。以數州之地。盜名字者。不可勝數。既覆其族。延及于無辜之民。罔有子遺。而吳越地方千里。帶甲十萬。

り、遂に李景の兵を破り、福州を取る。而して仁佐の弟忠毅王俶、又大に兵を出して景を攻め、以て周の世宗の師を迎ふ。其の後卒に國を以て入覲す。三世四王、五代と相終始す。天下大に乱れ、豪傑蜂起す。是の時に方

鑄山。煮海。象犀珠玉之富。甲於天下。然終不失臣節。貢獻相望於道。是以其民至於老死。不識兵革。四時嬉遊。歌舞之聲相聞。至于今不廢。其有德於斯。民甚厚。皇宋受命。四方僭亂。以次削平。西蜀江南。負其嶮遠。兵至城下。力屈勢窮。然後束手。而河東劉氏。百戰守死。以抗王師。積骸爲城。醜血爲池。竭天下之力。僅乃克之。獨吳越

つて數州の地を以て
名字を盜む者、數ふ
るに勝ゆ可からず。
既に其の族を覆へし
延て無辜の民に及び
子遺あること罔し。
而るに吳越地方千里
帶甲十萬、山に鑄海
に煮、象犀珠玉の富
天下に甲たり。然れ
ども終に臣節を失は

不待告命封府庫籍郡縣請吏于朝
視去其國如去傳舍其有功於朝廷
甚大論唯一筆昔竇融以河西歸漢光
武詔右扶風修理其父祖墳塋祠以
大牢今錢氏功德殆過於融結上二面而
未及百年墳廟不治行道傷嗟甚非
所以勸獎忠臣慰答民心之義也結上二段
搭起下段是一篇筋節臣願以龍山廢佛祠曰妙因
院者為觀使錢氏之孫為道士曰自

す。貢獻道に相望む
是を以て其の民老死
に至るまで、兵革を
識らず、四時の嬉遊
歌舞の聲相聞え、今
に至つて廢せず、其
の斯の民に徳有るこ
と甚だ厚し。皇宋命
を受け、四方僭亂し、
次を以て削平す。西
蜀江南其の嶮遠を負

然者居之凡墳廟之在錢塘者以付
自然其在臨安者以付吳縣之淨土
寺僧曰道微歲各度其徒一人使世
掌之籍其地之所入以時修其祠宇
封植其草木有不治者縣令丞察之
甚者易其人庶幾永終不墮以稱朝
廷待錢氏之意臣抃味死以聞制曰
可其妙因院改賜名表忠觀銘曰
天目之山茗水出焉龍飛鳳舞萃

ひ。兵城下に至り、力屈し勢ひ窮まり、然して後に手を束ぬ而して河東の劉氏、百戦死を守り、以て王師に抗す。骸を積みみて城と爲し、血を醜みて池と爲し、天下の力を竭し、僅に乃ち之れに克つ。獨り吳越告命を待たず

于臨安篤生異人。絶類離群。奮挺大呼。從者如雲。仰天誓曰。江月星晦。蒙強弩射潮。江海爲東。殺宏誅昌。奄有吳越。金券玉冊。虎符龍節。大城其居。包絡山川。左江右潮。控引島蠻。歲時歸休。以燕父老。曄如神人。玉帶毬馬。四十一年。寅畏小心。厥篚相望。大貝南金。五朝昏亂。罔堪託國。三王相承。以待有德。既獲

府庫を封じ、郡縣を籍し、吏を朝に請ふ其の國を去るを視ること傳舎を去るが如し。其の朝廷に功有ること甚だ大なり。昔し資融河西を以て漢に歸す。光武右扶風に詔して其の父祖の墳塋を修理し、祠るに大牢を以てす。

所歸弗謀弗咨。先王之志。我維行之。天胙忠孝。世有邑爵。尤文允武。子孫千億。帝謂守臣。治其祠墳。母俾樵牧。愧其後昆。龍山之陽。歸焉斯宮。匪私于錢。惟以勸忠。非忠無君。非孝無親。凡百有位。視此刻文。此の文章は五節と銘三段に分けて解くべし。是れ上疏の文なり。第一節は吳越王たりし錢氏の墳廟の當時蕪穢たる況を述べて、題因として掲ぐ。さて言ふに、宋の神宗皇帝の年號なる熙寧十年十月戊子の日に、資政殿の大學士にて右諫議大夫、兼、知杭州の軍事官なる臣、趙抃が、言す。故の吳越國王錢氏の墳

○小心文

今錢氏功德、殆んど融に過ぎたり。而して未だ百年に及ばず墳廟治せず。行道傷嗟す。甚だ忠臣を勸獎し、民心を慰答する所以の義に非ざるなり。臣願はくば龍山廢佛祠の妙因院と曰ふ者を以て觀と爲し、錢氏の孫道士と

表忠觀碑

五百八十

墓廟舎と、其の國王たりし者の父、祖先、妃、夫人、子、孫の墳墓の錢塘の地に在る者が二十六、臨安の地に在る者が十一、皆蕪穢して治ひあらぬ。それ故に吳越地の父老は、墳墓の下を過りて、涕を流す者あるこの意なり。第二節は錢氏の始末を簡括して敘述す。謹んで考へ調べるに、故人たる吳越の武肅王錢鏐は、唐朝が亡ぶる末世に、始めて郷兵を以て、賊たる黃巢の軍を破り走らせ、強名が江淮二水の間、に聞け、復唐末の杭州の刺史董昌が諸縣の兵を二團としたる八都の兵の都指揮使にて、唐帝に叛きたる劉漢宏の軍を討ちて其據守し居たりし越州を取つて并せ、董昌をば軍の主にして奉じて事へ、自分は杭州に居たるに、唐帝に忠にて正義者たりし董昌が越州の兵を以て叛くに及んで、錢鏐は董昌を誅殺して越州を并せ、浙江の東西の地たる吳越の兩地を盡く有し、唐亡びて五代の亂世數十年の間は、鏐は其の子の文穆元王璿に世を傳へ相續

爲り、自然と曰ふ者をして之れに居らしむ。凡そ墳廟の錢塘に在る者は、以て自然に付し、其の臨安に在る者は、以て吳縣の淨土寺の僧道微と曰ふに付し、歳ごとに各々其の徒一人を度し、世之れを掌らしめ、其の地の入

○小心文

表忠觀碑

五百八十一

させ、其の孫の忠獻王仁佐に至りて、五代の僞帝たる南唐の主李景の兵を破り、福州を取り、而して仁佐の弟の忠毅王俶が又大に兵を出して李景を攻め、是れも五代の僞帝(南唐に代る者)たる周の世宗の帥を迎へて共に李景を伐ち、一も私欲の爲めにせずして明哲なる人君の出づるを待ちて勤めたり。亂世にも斯の如き善良なる軍將ありたり。其の後卒に(宋の太祖を明君と認め)吳越の所有國を宋帝へ獻し、恰も預かり物を奉還するが如くにして京師に入觀し、五代が亡ぶるに同時に此の獻國を爲せしことなれば、鏐より錢俶に至るまで、三世四王は、五代僞帝と相終始したりしことなり。第三節は錢氏代々甚だ道徳厚かりしことを言ふ。唐末には天下が大きに亂れ、豪傑が何れも帝王にならんを欲ばり、蜂の起り立つ様に起りて、兵を以て地を占領せんとしたり。是の時に方つて、目的通りに數州の地を占領し、帝王と稱する人格も價値

● 小心文

る所を籍して、時を以て其の祠宇を修し、其の草木を封植し、治めざる者有らば、縣令丞之れを察し、甚しき者は其の人を易へん。庶幾くば永く終に墮ちずして、以て朝廷錢氏を待するの意に稱はん。臣抃昧死して以聞す。

表忠觀碑

五百八十二

も無き武夫が、國號を名乗り、自分勝手に皇帝と僭稱し、即ち名字を盗む者が、一々勝けて數へ盡す可からざる程ありて、他より討滅ほさるゝさきには、其の族類を覆へす如くに殺し盡され、其の難が延びて何も悪く無き無辜の人民に及び、子遺者有ること問なかりしに、而るに吳越國は地の廣さが方千里（六丁一里）帶甲が十萬人あり。山より出る礦を鑄分け、貨幣たる錢を造り、海邊にては潮水を汲みて食鹽を燒き、其の他に象牙犀角、珠玉を産出する富裕は天下甲なり斯も富國強兵なる故一番宋に張合ひて屈すまじきに、然は無くて終りまで、宋に臣さなりて忠節を盡す節操を失はず、宋帝への貢獻物を持行き奉ること道に相望み、彼れも吳越よりの献上品ぞ、此れもさ言ふ程にてありたり。（されば吳越の地に戦争の影も無かりしなり。）是を以て其の吳越國民は、老いて死するに至るまで兵革さ云ふ實況を見識らず、春夏秋冬の四時の何季も、嬉しがりて遊び、

制して曰く可と。其の妙因院改めて名を

表忠觀と賜ふ。銘に曰く。

天目の山、茗水出づ
龍飛び鳳舞ふて臨安
に萃まる。篤く異人
を生じ、絶類離群し
挺を奮つて大呼すれ
ば、從者雲の如し。
天を仰ぎ江に誓へば

● 小心文

表忠觀碑

五百八十三

歌ひ舞ふ聲が聞ゆ、今に至るまで廢せずしに樂しき風俗に成りある。錢氏は其の人民に恩徳を施したること甚だ厚しきなり。第四節は錢氏が宋朝へ對して功の大なることを述ぶ。宋の太祖皇帝が、天の命令を受けて皇帝さ爲り、四方に起り居る僭亂（僞帝王の合戦）は、次第を以て削り平げ、大概は平定せしが、西蜀と江南とは、土地が險阻にて宋の都よりは遠きを以て、中々攻おふせまじき高を括り、要害地を貢みとして居たり。されば官軍が攻むるに困難なりしかども、兵を差向けて彼れが城下に至り、單兵急に攻立てし故、敵は力屈し勢ひ窮し、然して後に手を束縛して出で、降参せり。而して尙ほ其の他河東地方は劉氏ありて、百戦して決死を守り、宋の王師に抵抗し、中々手におへざりし故に、敵味方共に死傷多く、骸を積んで城の如く高く、血を瀦みて、それが溜りて池に爲る程にて、天下の兵力を竭して僅に克ちて平定したり。是れは順逆を辨せず、向背を